

平成30年度
京都市生活安全実施計画

京都市

はじめに

1 第2次生活安全（防犯・事故防止）基本計画

京都市では、平成11年4月施行の京都市生活安全条例に基づき、第1次生活安全基本計画を策定し（平成12～22年度。以下、第1次計画）、地域の安心安全ネットワーク形成事業など市全体で60超の事業を展開、京都市が安心で安全と思う市民が65%（平成16年度の前回調査と比較し10ポイント増）に達するなど、一定の成果を得ました。

しかしながら、地域コミュニティが希薄化する中、地域防犯力、被害者支援、自転車マナーの更なる向上の必要性などの課題があったことから、これらを踏まえ、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とした第2次生活安全（防犯・事故防止）基本計画（以下、第2次計画）を平成23年3月に策定しました。

第2次計画では、将来像「互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまち」の実現を目指し、基本的な考え方として、①自らを守る意識の高揚、②連携ネットワークの確立、③区が共汗でバックアップ、の3点を設定しました。これを踏まえて、重点的に取り組むべき重点戦略として、

- ①生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化～共助を高める～
 - ②生活安全を切り口とした、地域活動の活性化～地域の防犯等を定着させる～
 - ③NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携～多様な担い手と連携する～
- の3点を設定するとともに、分野ごとの取組方向を簡潔に示しました。

第2次計画開始後5年が経過し、市民の皆様や関係機関の皆様に御尽力いただいた結果、掲げた4つの成果指標のうち、既に2つを達成したこと、また、その後の社会経済情勢の変化を踏まえ、平成29年2月には中間見直しも行いました。

今後は、平成33年度以降の次の10年も見据えた生活安全施策を検討してまいります。

【参考】第2次計画に掲げる「10年後の目標」（4つの指標）

	平成20年※1	平成27年	平成32年目標	平成32年新目標
指標1 犯罪発生(刑法犯)認知件数	32,598	→ 15,691	→ 2万件台半ば 達成！	→ 15,000件以下
指標2 交通事故による死者数	34	→ 35	→ 25人以下	→ 20人以下※3
指標3 交通事故による死傷者数	11,285	→ 6,886	→ 8,400人以下 達成！	→ 5,200人以下※3
指標4 「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合	33	→ 46	→ 50%以上	→ 50%以上

※1 指標4については21年度調査の割合

※2 「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン」(京都市基本計画)の策定に伴い、23年度から「事故や犯罪を防ぐための自治会や警察、京都市などの取組により、安全に暮らせるまちになっている」に変更(京都市市民生活実感調査、総合企画局)

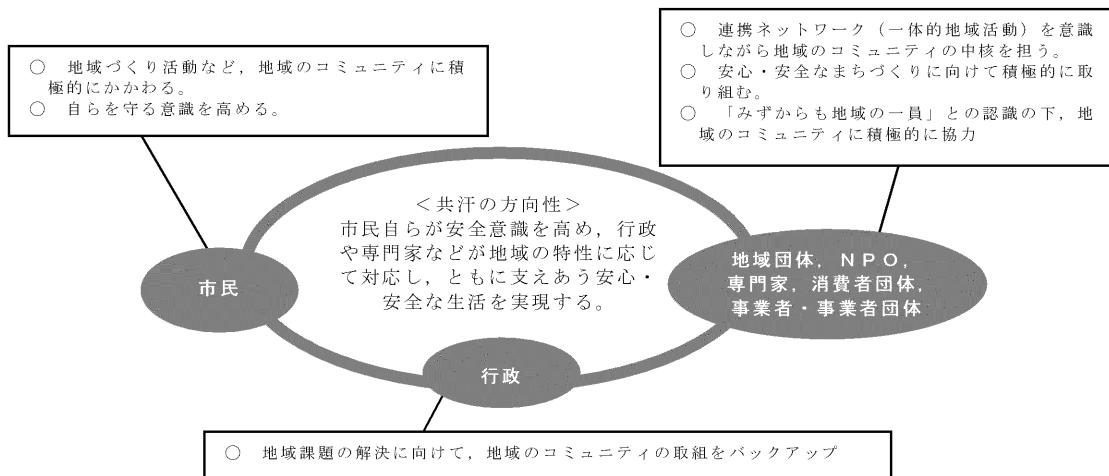
※3 第10次京都市交通安全計画での目標値と整合

注 指標1から指標3までの出典は「京都市定期統計資料」

2 生活安全実施計画

この実施計画は、基本計画で示された取組方向を着実に推進するため、京都市が実施する、具体的な生活安全に関する事業を、「啓発・担い手育成」から「犯罪や事故発生時の緊急体制」まで7つの分野ごとにまとめたものです（実施計画は毎年度策定）。

市民と行政が共に汗を流して協働する「共汗」と融合をキーワードに、全ての局の庶務を担当する部長などで構成する、京都市生活安全施策推進会議（平成23年7月設置）などを通じ、生活安全施策を円滑かつ総合的に推進し取り組んでまいります。



3 平成30年度の実施計画策定に当たって

基本計画に掲げる「10年後の目標」である4つの指標それぞれの平成29年度数値は、指標1『犯罪発生（刑法犯）認知件数』が12,770件、指標2『交通事故による死者数』が27人、指標3『交通事故による死傷者数』が5,166人となっており、交通事故による死者数が目標を達成しておりません。また、指標4『「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合』については、45%と前年より1%の微減となつたため、引き続き、50%以上の目標に向け取り組んでまいります。

また、平成28年と平成29年の情勢を比較したところ、府内の刑法犯認知件数の人口比については、全国11位と前年より順位が下がっており（昨年全国9位）、着実に減少しております。

こうした状況のもと、平成30年度は、「地域コミュニティ活性化策の推進」など4事業を充実、また「各区役所・支所における安心安全に関する施策の推進」の中でも、新たに3事業を実施※、その他86事業を継続して実施することで、基本計画に掲げている将来像「互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまち」の実現を目指してまいります。

※実施計画上は1事業として計上

1 啓発・担い手育成 16事業	
○ 外国籍市民への情報提供①, ② (総合企画局)	p 1, 2
○ 医療通訳派遣事業 (総合企画局)	3
○ 行政サービス利用等通訳・相談事業 (総合企画局)	4
○ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携 (文化市民局)	5
○ NPOなどによる防犯・交通安全出前講座 (文化市民局) 重点戦略3	6
○ 京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動 (文化市民局)	7
○ 生活安全に関する講習会・研修会 (文化市民局)	8
○ 市民しんぶんなどを通じた広報活動の推進 (文化市民局)	9
○ 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進 (文化市民局, 行財政局)	10
○ 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進 (文化市民局)	11
充● 地域コミュニティ活性化策の推進 (文化市民局) 重点戦略1	12
○ 地域団体とNPO法人の連携促進事業 重点戦略1	13
○ 消費者教育・消費者相談事業 (消費者教育の推進, 消費生活情報の発信, 消費生活相談など) (文化市民局)	14
○ 薬物乱用防止啓発事業の推進 (保健福祉局)	16
○ 放火防止対策の推進 (消防局)	17
○ 子どもの携帯情報通信機器 (スマホ・ゲーム機等) 利用に関わる教育支援・啓発 (教育委員会)	18

2 市民の自主的活動 10事業 (再掲除く)	
○ 「輝く学生応援プロジェクト」の展開 (総合企画局)	p 19
○ 学区の安心安全ネット継続応援事業 (補助金, 防犯活動支援物品 (防犯用具) の貸出し) (文化市民局) 重点戦略2	20
○ 学生防犯ボランティア・ロックモンキーズとの防犯合同啓発 (文化市民局) 重点戦略3	22
○ NPOなどによる防犯・交通安全出前講座 (文化市民局) [再掲]	
○ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 (文化市民局)	23
○ 配偶者等からの暴力の根絶 (文化市民局)	24
○ いきいき市民活動センターの運営 (文化市民局)	25
○ 市民活動総合センターの運営 (文化市民局)	26
充● 野生鳥獣対策 (文化市民局, 産業観光局)	27
○ 水道水・雨水で花いっぱい! (上下水道局)	28
● 各区役所・支所における安心安全に関する施策の推進 (各区役所・支所) (うち新規3事業)	29

3-① 子ども・若者 14事業 (再掲除く)

○ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 (文化市民局) [再掲]	
○ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携 (文化市民局) [再掲]	
○ 配偶者等からの暴力の根絶 (文化市民局) [再掲]	
○ 子ども・若者総合支援事業 (子ども若者はぐくみ局)	p 35
○ 有害環境の浄化活動の推進 (子ども若者はぐくみ局)	36
○ 青少年活動センターにおける取組の推進 (子ども若者はぐくみ局)	38
○ 子どもの虐待対策事業の充実 (子ども若者はぐくみ局)	40
○ 保育所等における安全確保について (子ども若者はぐくみ局)	42
○ 京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営 (子ども若者はぐくみ局)	43
○ 薬物乱用防止啓発事業の推進 (保健福祉局) [再掲]	
○ こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール (上下水道局)	45
○ 医療的ケア実施体制の整備・充実 (教育委員会)	46
○ ケータイ教室 (教育委員会)	47
○ 非行防止教室 (教育委員会)	48
○ 地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進 (教育委員会)	49
○ 幼稚園, 学校における安全確保や安全教育の強化 (教育委員会)	50
○ 通学路安全対策の推進 (教育委員会)	51
○ シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進 (教育委員会)	52
○ 子どもの携帯情報通信機器 (スマホ・ゲーム機等) 利用に関わる啓発 (教育委員会) [再掲]	

3-② 高齢者 18事業 (再掲除く)

○ ごみ収集福祉サービス (まごころ収集) (環境政策局)	p 53
○ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 (文化市民局) [再掲]	
○ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携 (文化市民局) [再掲]	
○ みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進 (保健福祉局)	54
○ 京都市成年後見支援センターの運営 (保健福祉局)	55
○ 認知症地域支援推進員の配置 (保健福祉局)	56
○ 高齢者・障害者権利擁護推進事業 (保健福祉局)	57
○ 緊急通報システム事業の推進 (保健福祉局)	58
○ 老人福祉員設置事業の推進 (保健福祉局)	59
○ 一人暮らしの年寄り見守りサポート事業 (保健福祉局)	60
○ 高齢者あんしんお出かけサービス事業 ～小型GPS端末機の貸出～ (保健福祉局)	61
充● ～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業 (保健福祉局)	62
○ 認知症あんしん京 (みやこ) づくり推進事業 (保健福祉局)	64
○ 高齢者虐待防止事業 (保健福祉局)	66
○ 京都市高齢者虐待シェルター確保事業 (保健福祉局)	67
○ 建築物のバリアフリー化 (都市計画局)	68
○ 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業 (都市計画局)	69
○ 交通施設のバリアフリー化の推進① (都市計画局)	70
○ ノンステップバスの導入 (交通局)	71
○ 交通施設のバリアフリー化の推進② (交通局)	72

3-③ 女性 4事業 (再掲除く)

○ 犯罪被害者支援策の推進 (文化市民局)	p 73
○ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携 (文化市民局)	74
○ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」 (文化市民局) [再掲]	
○ 防犯カメラ設置促進補助事業 (文化市民局) 重点戦略2	75
○ 京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進 (文化市民局)	76
○ 配偶者等からの暴力の根絶 (文化市民局) [再掲]	
○ 子どもの虐待対策事業の充実 (子ども若者はぐくみ局) [再掲]	

※各分野での事業掲載順
は、担当局の建制順を基本
に記載しています。

対象別施策

3-④ 障害のある人 1事業（再掲除く）	p 77
○ ごみ収集福祉サービス（環境政策局）【再掲】	
○ みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進（保健福祉局）【再掲】	
○ 障害者虐待防止対策事業（保健福祉局）	
○ 京都市成年後見支援センターの運営（保健福祉局）【再掲】	
○ 高齢者・障害者権利擁護推進事業（保健福祉局）【再掲】	
○ 緊急通報システム事業の推進（保健福祉局）【再掲】	
○ 建築物のバリアフリー化（都市計画局）【再掲】	
○ 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業（都市計画局）【再掲】	
○ 交通施設のバリアフリー化の推進①（都市計画局）【再掲】	
○ ノンステップバスの導入（交通局）【再掲】	
○ 交通施設のバリアフリー化の推進②（交通局）【再掲】	

3-⑤ 観光旅行者など 4事業（再掲除く）	
○ 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進（文化市民局、行財政局）【再掲】	
○ 繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進（文化市民局）【再掲】	
○ 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」（文化市民局）【再掲】	
○ 観光案内標識の整備（産業観光局）	p 78
○ 京都総合観光案内所の運営（産業観光局）	79
○ 京都観光Naviによる情報発信（産業観光局）	80
○ 京都まちなか・えきなか観光案内所の運営（産業観光局）	81

分野別 安全 施策

4 交通安全 11事業（再掲除く）	
○ 違法駐車等防止対策事業の推進（行財政局）	p 82
○ 交通安全啓発活動の推進（文化市民局、行財政局）	83
○ 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進（都市計画局、建設局）	84
○ 交通安全施設整備事業の推進（建設局）	85
○ 道路照明灯の設置（建設局）	86
○ 総合的な自転車政策の推進（建設局）	87
○ 放置自動車対策の推進（建設局）	89
○ 事故防止重点強化策（バス停留所付近の違法駐停車防止キャンペーン）（交通局）	90
○ 事故防止専門コンサルタントによる全運転士への安全運転研修（交通局）	91
○ 安全運転訓練車（セーフティサポート研修）（交通局）	92
○ 市バスの安全運行のためのハード面における取組の推進（交通局）	93
○ こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール（上下水道局）【再掲】	

6 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり 9事業（再掲除く）

○ 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進・公衆トイレの整備（環境政策局）	p 94
○ 防犯カメラ設置促進補助事業（文化市民局） 重点戦略2 【再掲】	
○ 防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進（文化市民局）【再掲】	
○ 京都府警察が主催する会議等への参画・連携（文化市民局）【再掲】	
○ 民泊通報・相談窓口の運営（保健福祉局）	95
○ 安心の買い物環境づくり事業（産業観光局）	96
○ みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進（保健福祉局）【再掲】	
充● 屋外広告物の安全点検等の推進（都市計画局）	98
○ 市営住宅における防犯環境設計の推進（都市計画局）	99
○ 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業（都市計画局）【再掲】	
○ 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進（都市計画局、建設局）【再掲】	
○ 交通安全施設整備事業の推進（建設局）【再掲】	
○ 道路照明灯の設置（建設局）【再掲】	
○ 公園整備の推進（建設局）	100
○ 総合的な自転車政策の推進（建設局）【再掲】	
○ 地下鉄駅構内の防犯カメラの活用（交通局）	101
○ 烏丸線ホームITV車掌用モニタ設備の増設（交通局）	102
○ 車両用指詰警告テープの設置（交通局）	103
○ 水道水・雨水で花いっぱい！（上下水道局）【再掲】	

5 被害者支援

○ 犯罪被害者支援策の推進（文化市民局）【再掲】	
○ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携（文化市民局）【再掲】	
○ 配偶者等からの暴力の根絶（文化市民局）【再掲】	

7 犯罪や事故発生時の緊急体制 4事業（再掲除く）

○ 災害時における外国人支援（総合企画局）	p 104
○ 外国籍市民への情報提供①、②（総合企画局）【再掲】	
○ 暴力団排除条例の推進（文化市民局）	105
○ 消費者教育・消費者相談事業（消費者教育の推進、消費生活情報の発信、消費生活相談など）（文化市民局）【再掲】	
○ 多言語通訳体制（消防局）	106
○ 防災行動マニュアルの運用支援（消防局）	107

《事業名》 外籍市民への情報提供①		新規　・　充実　・ 継続
《担当課》　総合企画局　国際化推進室		
《事業の概要》		
<p>初めて京都で生活する外籍市民が安心して暮らせるよう、医療、行政、災害に関する情報や困ったときの相談窓口等について、リンク先や地図を付けるなどして、分かりやすく説明する「京都市生活ガイド」を、5言語（ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語）により作成し、（公財）国際交流協会のホームページ上で公開する。</p>		
《事業の開始時期》		平成元年に英語版を作成し、その後順次中国語版、韓国・朝鮮語版、スペイン語版を作成した（紙媒体）。
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 　　外籍市民等が安心して暮らせるよう、5言語で作成した「京都市生活ガイド」を（公財）国際交流協会のホームページ上に公開する。また、平成30年3月の改訂を踏まえ作成した「京都市生活ガイド」の紙媒体（英語版、中国語版）を留学生等に配布する。</p> <p>2 内容 　　ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語の5言語で作成した「京都市生活ガイド」を（公財）国際交流協会のホームページ上に公開する。また、平成30年3月の改訂を踏まえ作成した「京都市生活ガイド」の紙媒体（英語版、中国語版）を留学生等に配布する。 　　<問い合わせ先> 　　公益財団法人 京都市国際交流協会 事業課</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 　　より多くの方に利用してもらえるよう、掲載内容の更新を進める。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 　　「京都市生活ガイド」を、5言語（ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語）で表記したものを（公財）国際交流協会のホームページ上に公開した。また、平成30年3月の改訂に向けて、改訂作業を進めた。 　　※平成27年度までは紙媒体の冊子を作成。インターネットの利用増加に伴い、平成28年度からは原則的にホームページでの公開に一本化していたが、大学等のニーズに対応するため、平成30年3月に改訂された紙媒体の英語版及び中国語版を各2,000部印刷した。</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 　　30年度予算額：242千円（公益財団法人京都市国際交流協会予算） 　　29年度予算額：443千円（公益財団法人京都市国際交流協会予算）</p>	

《事業名》 外国籍市民への情報提供②		新規	充実	継続																																																
《担当課》 総合企画局 国際化推進室																																																				
《事業の概要》																																																				
新規に来日して間もない外国籍の方が京都での暮らしに円滑に適応し、安心して生活するために必要な情報を提供するセミナー及び交流会「外国人歓迎会」を実施する。																																																				
《事業の開始時期》																																																				
平成21年度																																																				
平成30年度の取組計画	1 実施方針	日本滞在中に発生する可能性のある生活上のトラブル等を未然に防ぐとともに、京都市国際交流会館について知っていただく。																																																		
	2 内容	昨年度に引き続き、セミナー及び交流会からなる2部構成のプログラムを年2回実施する。 ※平成30年4月22日（日）（実施済）、10月21日（日）（実施予定）																																																		
	<問い合わせ先>																																																			
	公益財団法人 京都市国際交流協会 事業課																																																			
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	セミナーについては、引き続き、警察署、行政書士、留学生グループらと連携し、新規来日者のニーズに応えられる内容に情報を更新し、提供することに努める。 また、交流会については、交流会のみの参加料を徴収し、受益者負担を課した上で規模拡大を目指すとともに、アンケートを実施し、その結果を今後の運営に反映させていけるよう検討する。																																																		
平成29年度の実施報告	事業概要																																																			
	・開催日時 平成29年 4月16日（日）14：00～17：30 平成29年10月15日（日）14：00～17：30																																																			
	・開催場所 kokoka京都市国際交流会館																																																			
	・参加者数																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>選択言語</th> <th>英語</th> <th>中国語</th> <th>日本語</th> <th>交流会のみ</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月16日 (日)</td> <td>セミナー</td> <td>10名</td> <td>24名</td> <td>10名</td> <td></td> <td>44名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交流会</td> <td>9名</td> <td>25名</td> <td>10名</td> <td>87名</td> <td>91名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計（のべ）</td> <td>19名</td> <td>49名</td> <td>20名</td> <td>87名</td> <td>131名</td> </tr> <tr> <td>10月15日 (日)</td> <td>セミナー</td> <td>24名</td> <td>16名</td> <td>12名</td> <td></td> <td>52名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交流会</td> <td>24名</td> <td>16名</td> <td>12名</td> <td>43名</td> <td>95名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計（のべ）</td> <td>48名</td> <td>32名</td> <td>24名</td> <td>43名</td> <td>147名</td> </tr> </tbody> </table>					選択言語	英語	中国語	日本語	交流会のみ	合計	4月16日 (日)	セミナー	10名	24名	10名		44名		交流会	9名	25名	10名	87名	91名		小計（のべ）	19名	49名	20名	87名	131名	10月15日 (日)	セミナー	24名	16名	12名		52名		交流会	24名	16名	12名	43名	95名		小計（のべ）	48名	32名	24名	43名
	選択言語	英語	中国語	日本語	交流会のみ	合計																																														
4月16日 (日)	セミナー	10名	24名	10名		44名																																														
	交流会	9名	25名	10名	87名	91名																																														
	小計（のべ）	19名	49名	20名	87名	131名																																														
10月15日 (日)	セミナー	24名	16名	12名		52名																																														
	交流会	24名	16名	12名	43名	95名																																														
	小計（のべ）	48名	32名	24名	43名	147名																																														
予算額（千円未満切上げ）																																																				
30年度予算額：332千円（公益財団法人京都市国際交流協会予算）																																																				
29年度予算額：332千円（公益財団法人京都市国際交流協会予算）																																																				

『事業名』 医療通訳派遣事業		新規	充実	継続																	
『担当課』 総合企画局 国際化推進室																					
『事業の概要』																					
日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、京都で健康に暮らすことができるよう、医療機関に英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳者を派遣する。																					
『事業の開始時期』																					
英語及び中国語については、平成16年4月から、韓国・朝鮮語については平成19年7月から開始。派遣先については、平成16年4月から医仁会武田総合病院への派遣を開始し、その後、平成16年9月から京都市立病院、平成17年4月から康生会武田病院、平成19年4月から京都桂病院への派遣を開始した。																					
平成30年度の取組計画	1 実施方針	外国籍市民等が適切な医療サービスを受け、健康で安心して暮らすことができるよう、医療通訳者を派遣する。																			
	2 内容	毎週3日、医療通訳者を派遣し、外来診療の全科目において、受付、診療、清算、薬処方箋交付等の場面で通訳を行う。																			
	(1) 対応言語	英語、中国語、韓国・朝鮮語																			
平成29年度の実施報告	(2) 実施方法	事前に病院から通訳者派遣依頼を受け、指定の日時に通訳業務を行う。（一部の曜日では常駐）																			
	(3) 派遣病院	京都市立病院（中京区）、医仁会武田総合病院（伏見区）、康生会武田病院（下京区）、京都桂病院（西京区）																			
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	事業の効率性を考慮しつつ、より多くの外国籍市民がより一層利用しやすい制度となるよう、周知の方法を工夫する。																			
予算額	事業概要	日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、京都で安心して暮らすことができるよう、医療機関に英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳者を派遣した。																			
	事業に係る経費のうち、通訳者に支払う謝礼及び交通費について、平成19年度までは全額本市の負担であったが、平成20年度からは病院にも応分の負担を求めることとした（平成20年度1割、平成21年度2割、平成22年度～5割）。																				
	○ 実績（平成29年度）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院</th> <th>患者数（延べ）</th> <th>内訳（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立病院</td> <td>636人</td> <td>英156、中479、韓・朝1</td> </tr> <tr> <td>医仁会武田総合病院</td> <td>970人</td> <td>英59、中904、韓・朝7</td> </tr> <tr> <td>康生会武田病院</td> <td>0人</td> <td>英0、中0、韓・朝0</td> </tr> <tr> <td>京都桂病院</td> <td>46人</td> <td>英40、中6、韓・朝0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,652人</td> <td>英255、中1,389、韓・朝8</td> </tr> </tbody> </table>			病院	患者数（延べ）	内訳（人）	市立病院	636人	英156、中479、韓・朝1	医仁会武田総合病院	970人	英59、中904、韓・朝7	康生会武田病院	0人	英0、中0、韓・朝0	京都桂病院	46人	英40、中6、韓・朝0	計	1,652人
病院	患者数（延べ）	内訳（人）																			
市立病院	636人	英156、中479、韓・朝1																			
医仁会武田総合病院	970人	英59、中904、韓・朝7																			
康生会武田病院	0人	英0、中0、韓・朝0																			
京都桂病院	46人	英40、中6、韓・朝0																			
計	1,652人	英255、中1,389、韓・朝8																			
予算額	予算額（千円未満切上げ）																				
	30年度予算額：4,700千円																				
予算額	29年度予算額：4,700千円																				

『事業名』 行政サービス利用等通訳・相談事業		新規	充実	継続																								
『担当課』 総合企画局 國際化推進室																												
『事業の概要』																												
日本語を母語としない外国籍市民等がスムーズに行政手続きを行い、適切に行政サービスを利用することにより、京都で安心して暮らせるよう、英語や中国語を話せる者が電話を通じて通訳・相談を行う。																												
『事業の開始時期』平成19年10月																												
平成30年度の取組計画	1 実施方針 外国籍市民等がスムーズに行政手続きを行い、適切に行政サービスを利用することにより、京都で安心して暮らせるよう、英語や中国語を話せる者が電話を通じて通訳・相談を行う。																											
	2 内容 日本語を母語としない外国籍市民等が行政サービスの利用・手続き等について問い合わせをしたい場合に、本市の行政に関する知識を有し英語や中国語を話せる者が、電話で通訳・相談を行う。 (1) 対応言語 英語（毎週火・木曜日 9：00～17：00） 中国語（毎週水・金曜日 9：00～17：00） (2) 実施方法 日本語を母語としない外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続きに関して問い合わせをしたい場合に、専用電話に電話をかけると、通訳・相談員が対応する。																											
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 事業の効率性を考慮しつつ、より多くの外国籍市民が利用しやすい制度となるよう、周知の方法を工夫する。																											
平成29年度の実施報告	事業概要 日本語を母語としない外国籍市民等が、スムーズに行政手続きを行い、また、適切に行政サービスを利用し、京都で安心して生活できるよう、英語や中国語を話せる者が電話を通じて通訳・相談を行った。また、行政通訳事業開始10周年を記念し、報告書及び子育てハンドブックの作成、シンポジウム及び関係機関連絡会議を開催した。																											
	○ 実績（平成29年度）																											
予算額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>依頼者</th> <th>言語</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">行政窓口から</td><td>英語</td><td>513</td></tr> <tr> <td>中国語</td><td>149</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>93</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>755</td></tr> <tr> <td rowspan="4">外国籍市民から</td><td>英語</td><td>190</td></tr> <tr> <td>中国語</td><td>88</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>60</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>338</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>1, 093</td></tr> </tbody> </table>				依頼者	言語	件数	行政窓口から	英語	513	中国語	149	その他	93	小計	755	外国籍市民から	英語	190	中国語	88	その他	60	小計	338	合 計		1, 093
依頼者	言語	件数																										
行政窓口から	英語	513																										
	中国語	149																										
	その他	93																										
	小計	755																										
外国籍市民から	英語	190																										
	中国語	88																										
	その他	60																										
	小計	338																										
合 計		1, 093																										
※「その他」とは、日本語で問い合わせがあった場合などをさす。																												
予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：2, 470千円（別途、10周年関連事業外部助成金2, 300千円） 29年度予算額：2, 470千円																												

«事業名» 京都府警察が主催する会議等への参画・連携		新規 · 充実 · 継続
«担当課» 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
«事業の概要» <p>地域で生活安全の核となって活動する多様な担い手の創出のため、京都府警察が主催する会議・講習・講演へ参画・連携をし、広く市民の皆様にも参加いただき、生活安全についての知識を修得してもらう。</p>		
«事業の開始時期» 平成11年4月（まちづくり大会開始年）		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 <p>地域で生活安全の核となって活動する多様な担い手の創出のため、京都府警察が主催する会議・講習・講演へ参画・連携する。</p>	
	2 内容 <p>(1) 「安心・安全まちづくり京都大会」における講演会の開催（平成30年10月5日開催予定） 京都市生活安全運動期間（10月11日～20日）に先立ち、京都府警察等と共に開催する「安心・安全まちづくり京都大会」において、市民の方にも参加いただき、自主防犯活動に関する事例の発表などを行う。</p> <p>(2) 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の各区の取組における講習会の実施 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の各区の取組において、京都府警察と連携し、市民の方に参加いただける講習会等を開催する。</p> <p>(3) 例年実施される「京都府防犯推進委員・平安レディース合同研修会」などを始めとした各種行事に参加し、市民啓発の機会を創出する。</p>	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） <p>市民の皆様が、生活安全に関する知識を習得できるよう、あらゆる機会を活用し啓発する。</p>	
平成29年度の実施報告	1 事業概要 <p>(1) 「安心・安全まちづくり京都大会」における講演会の開催 平成29年10月6日に京都府警察と共に開催した「安心・安全まちづくり京都大会」において、市民の方にも参加いただき、自主防犯活動に関する事例の発表などを行った。</p> <p>(2) 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の各区の取組における講習会の実施 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の右京区の取組において、京都府警察等と連携し、市民の方に参加いただける防犯講習会、子ども向け防犯教室を開催した（2回／年）。</p> <p>(3) 「京都府防犯推進委員・平安レディース合同研修会」の開催 平成30年2月3日に、防犯推進委員と平安レディースの代表参加者による合同研修会を開催。東京未来大学出口保行教授に「攻める防犯という考え方～今、私たちができること～」と題して講演を行っていただきました。</p>	
	予算額（千円未満切上げ） <p>30年度予算額：一千円（まちづくり京都大会に係る予算は400千円）</p> <p>29年度予算額：一千円（まちづくり京都大会に係る予算は400千円）</p>	

『事業名』 N P Oなどによる防犯・交通安全出前講座		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
『事業の概要』 防犯意識を高める講演のほか、防犯機器の展示・実演、侵入盗への防犯対策相談、交通安全啓発などを実施されているN P Oや団体を紹介することで、学区の安心安全ネットの活動を応援する。		
『事業の開始時期』 平成23年度		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 (1) N P O法人京都府防犯設備士協会及び一般財団法人京都府交通安全協会に協力いただき、出前講座を実施する。 (2) 区・支所ごとに、出前講座を実施する。</p> <p>2 内容 (1) 京都府防犯設備士協会 ①一般戸建住宅向け、②マンション向け、③自動車防犯、の3種類の講義や、④錠前・防犯ガラス・フィルムに関する講義と実演実施 (2) 京都府交通安全協会 交通事故の発生状況や特徴、その予防のための心構えなどを、対象や年齢層に応じ、また要望に応じながら、D V Dの視聴を交えて講演</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 各区役所・支所を通じ、更なる事業の周知を図る。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 多様な人材を取り入れるため、N P Oなどの団体と連携できる、きっかけづくりとなる仕組みとして、本事業を平成23年度に構築した。 平成29年度は、各区役所・支所を通じた事業の周知を図った。</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：31千円 29年度予算額：52千円</p>	

『事業名』 京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動		新規・充実・ 継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
『事業の概要』 地域における犯罪や事故を未然に防止するためには、市民や観光旅行者等一人一人が生活安全の確保に関する知識を持つことが必要であることから、各種啓発事業を積極的に実施する。		
『事業の開始時期』 平成11年4月		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 市民の安心安全を確保するため、各区における「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」に係る推進組織等（以下、推進組織等）を中心に、生活安全に関する情報の提供等、重点的な啓発活動を実施するとともに、各区役所・支所において、地域特性に応じた取組を実施する。</p>	
	<p>2 内容 京都市生活安全運動期間等における取組の推進 平成30年10月11日から10月20日までの10日間を京都市生活安全運動期間と定め、各区推進組織等を中心に啓発活動などを重点的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「安心安全まちづくり京都大会」の開催 (京都府防犯協会連合会、京都府警察、京都府と共同で主催) (2) 全市一斉啓発日（10月11日）を中心とした各区推進組織等における生活安全活動の実施（街頭広報啓発活動、防犯パレードなど） 	
	<p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 市民の生活安全意識の高揚を図ることを目的に、京都市生活安全運動期間に開催される安心安全まちづくり京都大会などにおける啓発内容の充実に努める。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 京都市生活安全運動期間等における取組の推進 平成29年10月11日から10月20日までの10日間を京都市生活安全運動期間と定め、各区推進組織等を中心に啓発活動などを重点的に実施した。 【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「安心安全まちづくり京都大会」の開催（平成29年10月6日（金）開催） (京都府防犯協会連合会、京都府警察、京都府と共同で主催) (2) 全市一斉啓発日（10月11日）を中心とした各区推進組織等における生活安全活動の実施（街頭広報啓発活動、防犯パレードなど） ※ 全国地域安全運動（警察庁などが実施、毎年10月11日～20日）と連動して取組を展開 	
	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：3,203千円 29年度予算額：3,299千円</p>	

『事業名』 生活安全に関する講習会・研修会		新規	充実	継続		
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課						
『事業の概要』 地域の生活安全活動の核となる人材を育成することを目的として、生活安全についての専門的、実践的知識を体系的に修得するための講習会等を開催する。						
『事業の開始時期』 平成11年4月						
平成30年度の取組計画	1 実施方針	地域の生活安全活動の核となる人材を育成することを目的として、生活安全についての専門的、実践的知識を体系的に修得するための講習会等を開催する。				
	2 内容	各区の市民ぐるみ推進運動を行う推進組織や「学区の安心安全ネット」を推進する地域において、安心安全の取組を進めている方などを対象に、地域の生活安全活動の核となる人材を育成することを目的として、防犯を中心とする生活安全の知識などを修得するための講習会を開催する。 ○ 「安心・安全まちづくり京都大会」における講演会の開催（10月5日開催予定） 京都市生活安全運動期間（10月11日～20日）に先立ち開催する上記大会において、市民を対象とした自主防犯活動に関する事例の発表などを行う。				
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	学区に出向いて地域住民に直接講演する「NPOなどによる防犯・交通安全出前講座」との連動、住み分けを図りつつ、「学区の安心安全ネット継続応援事業」などと併せ、地域で進められている安心安全の取組がより効果的に進められるよう、内容の充実を図る。				
平成29年度の実施報告	1 事業概要	「安心・安全まちづくり京都大会」における防犯人形劇や紙芝居などの発表 地域や学生防犯ボランティアによる防犯・安全に関する事例を発表し、市民の安全意識の高揚を図った。				
予算額	予算額（千円未満切上げ）	30年度予算額：— 千円（京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動3、203千円に含む。） 29年度予算額：— 千円（京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動3、299千円に含む。）				

《事業名》 市民しんぶんなどを通じた広報活動の推進		新規・充実・ 継続
《担当課》 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
《事業の概要》 市民しんぶんやテレビ・ラジオ等の各種広報媒体を通じて、生活安全施策に関する広報を行うとともに、報道機関への情報提供を行う。		
《事業の開始時期》 平成11年4月		
平成 30 年度 の取 組計 画	<p>1 実施方針 提供する情報に応じて、よりふさわしい広報媒体を活用した広報活動を行う。 とりわけ、防犯に関する情報を、積極的に市民しんぶん全市版に掲載するなど、これまで以上に広報活動の推進を図る。</p> <p>2 内容 生活安全に関する情報を掲載したチラシ等を活用し、各区生活安全推進協議会等が実施する啓発活動を推進する。 また、各区で必要に応じ市民しんぶん区版を活用し、区内の安心安全に関する取組の紹介や安心安全に関する情報提供を行う。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 市民に安心安全に関する情報をより効果的に提供するため、紙面の工夫などを行う。 また、犯罪被害者支援に関する取組として、11月25日から12月1日までを期間とする「犯罪被害者週間」について、効果的な周知を図るため、市政広報板掲示ポスター等を作成する。</p>	
平成 29 年度 の実 施報 告	<p>事業概要 安心安全まちづくり京都大会の開催に際し、市民しんぶんを通じて、広報を行った。 交通安全や防犯などの生活の安心・安全に関する情報や、京都府警察からの注意喚起など市民しんぶんを活用し、安心安全に関する情報提供や啓発を行った（市民しんぶん全市版20回掲載、区版2回掲載）。</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：一千円（京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動3、203千円に含む。） 29年度予算額：一千円（京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動3、299千円に含む。）</p>	

『事業名』京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進		新規	充実	継続		
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課、行財政局サービス事業推進室						
『事業の概要』						
「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（平成19年6月制定）」に基づき、同年11月1日に路上喫煙等禁止区域（過料徴収区域）に市内中心部10路線を指定し、平成20年6月1日から区域内での違反者に対し1千円の過料を科している。平成22年7月1日に市内中心部の禁止区域（過料徴収区域）を拡大し、平成24年2月1日から京都駅地域、清水・祇園地域を禁止区域（過料徴収区域）に指定した。						
『事業の開始時期』 平成19年6月1日条例施行						
平成30年度の取組計画	1 実施方針	路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止、健康への影響の抑制を図り、市民及び観光旅行者等の安心かつ安全な生活の確保に寄与するため、本条例に基づき、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、市民等の意識の啓発を実施する。				
	2 内容	<p>(1) 禁止区域（過料徴収区域）での違反者に対する過料処分等 ア 路上喫煙等監視指導員（9名）が、禁止区域（過料徴収区域）での違反者（条例第6条違反者）に対し、1千円の過料を科す。また、努力義務違反者（条例第4条違反者）に対し、路上喫煙等をしないよう指導する。 イ 路上喫煙等啓発推進員が「違法駐車等防止対策事業」等の活動区域内で啓発を行う。</p> <p>(2) 周知・啓発活動 ア 多言語で表記したポスター等の啓発物や路面標示等による標示、観光雑誌やフリーぺーパー等への啓発記事の掲載等を行い、市民及び観光旅行者（外国人を含む。）等に条例の周知徹底を図る。 イ 外国人観光旅行者等が多く集まる場所や、路上喫煙の課題がある地域等、様々な場所や機会を捉えて街頭啓発を行い、更なる条例の周知を実施していく。 ウ 路上喫煙でお困りの市民等に対して、啓発ステッカー等を配布し、活用していただくことなどにより、市民等と協働して条例を周知啓発し、喫煙マナーの向上に一層努める。</p>				
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	引き続き、過料徴収や、街頭啓発等を実施するなど啓発活動に注力し、条例の周知・啓発に努める。				
	事業概要					
平成29年度の実施報告	1 周知・啓発活動	観光雑誌及びフリーぺーパー、ホームページ等への啓発記事の掲載などの自主広報や街頭啓発により、市民及び観光旅行者（外国人を含む。）等に条例の趣旨や取組等について周知した。				
	【主な取組】	<p>ア うちわ、マスク、カイロ等の啓発物品を新たに作成し、13箇国語で表記したポスターやチラシ等と併せ、本市関連部署（各区・支所、図書館等、各本市主催のイベント等）、街頭啓発にて配布 イ 観光雑誌やフリーぺーパー、ホームページ等への啓発記事等の掲載 ウ 5箇国語で表記したステッカー、路面シートを作成し、京都駅周辺等に掲示、5箇国語表記の路面標示を鳥丸通に設置 エ 外国人観光旅行者等が多く集まる場所や路上喫煙の課題がある地域等、過料徴収区域の内外を問わず、様々な場所や機会において街頭啓発を実施</p>				
予算額	2 禁止区域での違反者に対する過料処分等	<p>ア 平成20年6月から、禁止区域での違反者から1千円の過料を徴収している。 （過料処分実績） 平成29年度 1,095件 イ 路上喫煙等啓発推進員が、路上喫煙者に対し路上喫煙等に係る啓発活動を行った。 （注意喚起実績） 平成29年度（3月末時点） 202件</p>				
	予算額（千円未満切上げ）	30年度予算額：50,800千円 29年度予算額：51,800千円				

平成30年度の取組計画	<p>新規・充実・継続</p> <p>「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）における客引き行為等を全面的に禁止するとともに、違反者に対する指導等を実施する。また、地域の商店会や地域団体等が客引き行為等の防止のために実施する自主的なパトロール等の活動に対し、合同でのパトロール実施や物品支給等による支援を実施する。</p>
平成30年度の実施報告	<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導等の実施 祇園・河原町区域、東洞院錦小路周辺及び京都駅北側周辺における客引き行為等を全面的に禁止しており、違反者に対して客引き行為等対策指導員による指導等を実施している。 ○ 禁止区域の追加指定、周知啓発 平成29年8月に私有地（京都タワービル）を禁止区域として追加指定し、周知啓発を実施した。 ○ 自主的な活動に対する支援 商店会や京都府警察と連携してパトロールやパレードを実施するとともに、パトロールに必要な物品を支給する等の支援を行った。
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：37, 430千円</p> <p>29年度予算額：41, 952千円</p>

新規	・	充実	・	継続				
『事業名』 地域コミュニティ活性化策の推進								
『担当課』 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当								
『事業の概要』 地域のつながりの希薄化により、本市においても「地域力」の低下が危惧されている中、地域コミュニティを活性化するための地域の自主的な活動をより一層支援していく。								
『事業の開始時期』 平成20年度								
平成30年度の取組計画	1 実施方針 平成24年4月に施行した「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進していく。	2 内容 平成28年3月に改定した「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に基づいて、具体的な施策を推進する。	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぎ、支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティを実現するため、学校・PTAをはじめ、企業、NPO等との連携強化や、市職員の地域活動への参加促進、地域力アップに向けた学区の取組支援、住宅関連事業者等と連携した自治会等加入促進など、地域活動を支援する取組を引き続き実施する。 また、自治会等の活動支援や相談業務に専門的に従事する非常勤嘱託職員（まちづくりアドバイザー）を新たに地域コミュニティサポートセンターに配置するなど、自治会等の運営の課題解決や加入促進に向けた支援を強化する。					
平成29年度の実施報告	事業概要 「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に基づき、次の取組を実施した。 (1) 地域コミュニティサポートセンターの運営 (2) 共同住宅事業者の地域との連絡調整担当者届出・開示制度の運用 (3) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の運用 (4) 自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトの運用 (5) 啓発マンガ本『「地域」って…?』の配布 (6) 自治会・町内会加入啓発チラシ・ポスターの配布 (7) 分譲マンション管理組合向けチラシの作成・配布 (8) きょうと地域力アップおうえんフェアの開催 (9) 大学・専修学校新入生向けチラシの作成・配布 (10) 住宅関連事業者との「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」の運用 (11) 地域力アップ学区活動連携支援事業の実施 (12) 地域力アップキャンペーン月間の設定 (13) きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰の実施							
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：21,770千円 29年度予算額：20,080千円							

《事業名》 地域団体とNPO法人の連携促進事業		新規 · 充実 · 継続
《担当課》 文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当		
《事業の概要》 まちづくりの主体として活動してきた地域団体と、多様な分野において機動的かつ柔軟に対応していくことができるNPO法人の連携を促進し、各々のノウハウを活かした相乗的な効果を発揮させ、互いの活動を活性化させることで、地域課題の解決に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化及びNPO法人の活動基盤の強化を図る。		
《事業の開始時期》 平成25年度		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 少子高齢化やライフスタイルの多様化により、住民ニーズや地域の課題が複雑・多様化する中、より良い地域社会を形成するためには、多種多様な知恵やノウハウを有した活動主体が交流・連携し、共に地域課題の解決に取り組んでいく必要がある。 そこで、まちづくりの主体として活動してきた地域団体と、多様な分野において機動的かつ柔軟に対応していくことができるNPO法人の連携を促進し、各々のスキル・ノウハウを活かした相乗的な効果を発揮させることで、地域課題の解決に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化を図る。</p> <p>2 内容 地域団体とNPO法人が連携し、互いのノウハウや強みを活かしながら地域の課題解決に取り組む事業について、市民の皆様から寄附を募り、その寄附額と同額を京都市が助成するプログラムを公益財団法人京都地域創造基金と協働して実施する。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 引き続き、地域団体とNPO法人のマッチングや事業化のサポートを重点的に行うことで、両者の連携により地域課題の解決と更なる地域力の強化を図る。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域団体とNPO法人の連携促進事業」助成プログラムの助成対象事業を募集 ＊募集期間：平成29年6月1日（木）～平成29年9月6日（水） 採択事業の決定（2事業）及び活動の財源となる寄附金の募集開始 ＊寄附募集期間：平成29年12月1日（金）～平成30年3月15日（木） 寄附募集額（目標）：合計 500,000円 寄附実績額（結果）：合計 636,965円 NPOパネルディスカッション及び交流会の開催 ソーシャルビジネスや地域との連携を精力的に取り組んでいるNPO法人を招いて実施 ＊開催日：平成30年1月23日（火） 場所：ひと・まち交流館京都 参加者数：21人 	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：1,750千円 29年度予算額：1,500千円	

『事業名』 消費者教育・消費者相談事業（消費者教育の推進、消費生活情報の発信、消費生活相談など）	新規	充実	継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター			
『事業の概要』			
平成27年3月に策定した「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）」（以下「消費者教育推進計画」）に基づき、年齢階層やライフスタイルに応じた方法や場での消費者教育を推進する。また、消費生活情報の発信や消費生活相談など、消費者の自立、消費生活の安心・安全のための各種事業にも取り組んでいく。			
『事業の開始時期』			
昭和42年			
平成30年度の取組計画	1 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者教育推進計画」に基づき、幼児期から高齢期までの各年齢階層に応じた消費者教育・啓発を推進する。 ・ 消費生活に関する情報を様々な方法により発信するとともに、消費者被害に関する注意喚起や高齢者等の見守りなど、身近な支援の仕組み作りを行う。 ・ 消費生活相談や多重債務特別相談の実施に当たっては、相談機能の強化と相談しやすい環境の整備にも取り組む。 	
	2 内容	<p>【主な消費者教育・啓発事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費生活フェスタ」をはじめとする消費者教育イベント、京都府・各種団体等との連携による消費者教育・啓発事業、事業者に対する出前講座などを実施する。 ・ 消費生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧、「京・くらしの安心安全情報」、センターホームページ、フェイスブック、ツイッター等、様々な媒体を用いた情報発信を行う。 ・ 消費生活専門相談員（以下「相談員」）等を講師として派遣する出前講座を実施するほか、地域での消費生活に関する啓発活動の核となる「京・くらしのサポーター」との協働による啓発活動を推進する。 ・ (公財) 大学コンソーシアム京都のコーディネート科目として、大学において消費者講座を開講する。 ・ 高齢者等の見守りを行う各地域包括支援センター、地域団体等とこれまで以上に連携強化を図るため、積極的に各行政区で実施されている権利擁護ネットワーク会議に参画していく。 <p>【主な消費者相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員による消費生活相談(平日 午前9時～午後5時)を実施する。 ・ 「消費生活土・日・祝日電話相談」を、(特非)京都消費生活有資格者の会に委託し、実施する(午前10時～午後4時 (年末年始を除く。)。京都府と共同で開設)。 ・ 多重債務者の相談専用ダイヤルを設置し、相談員が助言や情報提供を行うほか、弁護士による多重債務特別相談を実施する。 ・ 解決困難な案件を対象に、弁護士、相談員及び事務職員でサポートチームを構成し、相談の早期解決を目指す「消費者サポートチーム事業」を実施する。 	

	<p>3 取組の重点(前年度からの充実内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府市センターにおいて、消費者被害未然防止及び自立した消費者の育成に向けた消費者教育をより一層進めるため、啓発事業における更なる連携強化を追求する。 平成31年度末をもって「消費者教育推進計画」の計画期間が終了することから、来年度の改訂に向けた調査・研究を進める。
平成 29 年度 の 実 施 報 告	<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い年代を対象とする参加型イベント「消費生活フェスタ」（開催日 11月25日 場所 みやこめっせ（京都市勧業館） 参加者17,500名（以下の合同開催分含む））を開催（環境政策局や保健福祉局等のイベントと同時開催） 落語を取り入れた消費啓発イベント「塩鯛さん・吉弥さんと一緒に落語で考えよう！消費者問題」（開催日 1月13日 場所 京都テルサ 参加者 616名）を開催 狂言を取り入れた消費者啓発イベント「消費者問題を狂言で考えよう！」（開催日 3月17日 場所 金剛能楽堂 参加者 364名）を府市共同で開催 京都府警察及び京都府との3者連携による特殊詐欺啓発動画及び啓発ポスター・チラシの作成 小学校の家庭科の授業等で活用していただくため、消費生活の基本となる「買い物」の仕方を模擬的に体験学習できる消費者教育教材「買い物シミュレーション学習キット（本体）」をより活用できるように「素材の追加版」を作成 夏休み期間を利用して子ども達が「見て」、「聴いて」、「確かめ」、「体験」しながら学べる子ども消費者生活講座（開催日 8月2日及び3日 参加者数計45名）を開催 中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」を市内全中学校（新1年生向け）に配布 中学生の消費者教育の授業で活用してもらうため、実生活に即した場面での実践的・体験的に学べる消費者教育教材「役割を演じて考えよう！」を作成 消費生活情報誌「マイシティライフ」（9月、2月）、「京・くらしの安心安全情報」（年6回）等を発行したほか、センター独自ホームページ及びフェイスブック、ツイッター等も活用することにより、様々な情報発信を行った。 出前講座の実施（53件、参加者数1,407人） 「京・くらしのサポーター」による出前講座での寸劇公演（7回、17名参加）、区民ふれあいまつり等における啓発（12回、40名参加）の実施 大学における消費者講座（9月5日～9日（5日間）実施、全15講）、消費者力パワーアップセミナー（6回）を実施 消費生活相談件数：7,975件（速報値） 消費生活土・日・祝日電話相談件数：1,149件 多重債務相談件数：224件（速報値）、多重債務特別相談件数：24件 消費者サポートチーム事業：4件
予 算 額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：21,435千円</p> <p>29年度予算額：31,468千円</p>

『事業名』 薬物乱用防止啓発事業の推進		新規・充実・継続
『担当課』 保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課		
『事業の概要』 危険ドラッグ、麻薬、覚せい剤、大麻及びシンナー等の薬物乱用を防止するため、啓発ポスターの掲示や薬物乱用防止講習会の開催等による普及啓発を行う。		
『事業の開始時期』 青少年を中心とした社会の各層にまで薬物の乱用が拡大するという第3次覚せい剤乱用期を迎えたことを踏まえ、地域に密着したよりきめ細かい対応を行うため、平成11年度から事業を開始している。		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 市内の中学生や高校生が大麻所持で逮捕される等、大麻が若年層へ拡がる傾向にあることから、大麻を含めた薬物乱用の拡がりに強い危機感を持ち、関係機関・団体との一層の連携を図り、普及啓発の取組を充実・強化する。 また、薬物乱用の撲滅に向け、市民ぐるみ・地域ぐるみで薬物乱用を許さない地域づくりを推進していく。</p> <p>2 内容 (1) 本市職員（薬事監視員）の講師派遣、講習会を実施 (2) 啓発資材の貸出・啓発資材の提供 (3) 啓発ポスターの作成及び掲示 (4) 区民ふれあいまつり等における薬物乱用防止啓発活動 (5) 情報発信 (6) ワークショップの実施 (7) 街頭啓発 (8) 薬物乱用防止に関するイベントの開催 (9) 各区薬物乱用防止指導員協議会の開催（事務局：京都府、京都市）</p>	
	<p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 危険ドラッグの取締りが強化されたことで、依然として、大麻による薬物乱用が拡大する傾向がみられるので、大麻の危険性を伝えるポスターやリーフレットの作成を実施していく。 また、各局が行う薬物乱用防止啓発活動を通じて、薬物乱用を許さない地域づくりを展開していく。 なお、保健福祉局としても、引き続き、講習会や大学生等とのワークショップの開催を実施すると共に、啓発資材及びポスターを用いた効果的な普及啓発活動を展開していく。</p>	
	<p>事業概要 (1) 本市独自の主な取組 ア 啓発ポスター作成（6～7月、11月）（市営地下鉄への掲示、本市全局、各学校及び関係機関に配布） イ P T Aフェスティバルにおける児童とその保護者への啓発（12月） ウ 啓発用のトラフィカ京カードの作成（1月、10,000枚販売） エ 啓発資材の作成（テープ糊等）、各種イベント等における配布（通年） オ 高校生と薬物乱用に係る啓発物品検討のワークショップを実施し、テープ糊を作成（6～9月） カ 薬物乱用防止啓発資材の貸出（通年） キ 本市職員（薬事監視員）による薬物乱用防止講習会、啓発事業の実施（通年） (2) 京都府等との共催による主な取組 ア 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に伴う、6.26ヤング街頭キャンペーンの実施（6月24日） イ 「薬物乱用防止に係る大学関係者セミナー」を京都府と合同開催（7月18日） ウ 平成29年度きょうと薬物乱用防止行動府民会議総会及び高校生シンポジウムの実施（11月19日） エ 各行政区薬物乱用防止指導員協議会への参画（4～5月）</p>	
	<p>予算額（千円未満切り上げ） 30年度予算額：2,542千円 29年度予算額：2,304千円</p>	

『事業名』 放火防止対策の推進		新規・充実・ 継続
『担当課』 消防局予防部予防課		
『事業の概要』 地域住民、事業所、行政機関等が一体となって「放火されないまちづくり」を推進する。		
『事業の開始時期』 平成13年4月～		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 常に火災原因の上位である放火火災を減少させるため、あらゆる機会を通じて放火火災防止に関する意識の高揚を図り、地域住民、事業所、行政機関等が一体となって「放火されないまちづくり」を推進する。</p> <p>2 内容 (1) 「放火対策プロジェクト」の推進 ① 過去の放火火災の発生状況等を考慮した「放火対策エリア」の選定 ② 同エリアの消防団員等を対象とした「放火対策コンサルタント」の養成 ③ 同エリアにおける継続的な「放火対策アクション」の実践 (2) 放火火災予防デーにおける放火防止啓発 (3) 放火防止特別警戒の実施 (4) 「世界一安心・安全おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」との連携</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 市民による主体的な放火防止対策を実践する「放火対策エリア」を拡充する。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 (1) 放火対策プロジェクトの実施 ① 過去の放火火災の発生状況等を考慮した「放火対策エリア」の選定 → 77学区を新たに選定（平成28年度は36学区を選定：合計113学区） ② 同エリアの消防団員等を対象とした「放火対策コンサルタント」の養成 → 128名を新たに養成（団員122名、自主防災会員6名） （平成28年度は68名を養成：合計196名） ③ 同エリアにおける地域が主体となった「放火対策アクション」の実践 【主な取組】 ○ 自主防災会、消防分団及び関係機関合同の放火防止見回り活動 ○ センサーライト、防犯カメラなどの放火対策機器の設置促進 ○ 地域のライトアップ運動、ごみ出しマナー向上運動 など (2) 放火火災予防デーにおける放火防止の啓発 「放火火災予防デー（11月11日）」（平成28年度制定）に放火防止に係る市内一斉行動を実施するとともに、市内の自主防災会長等による自主防災会事例研究会を開催し、放火防止対策の取組等について情報交換を行った。 (3) 放火防止特別警戒の実施 (4) 「世界一安心安全おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」と連携強化</p>	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：130千円 29年度予算額：653千円	

《事業名》 子どもの携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機等） 利用に関わる啓発		新規	充実	継続
《担当課》 教育委員会事務局 生涯学習部 学校地域協働推進担当				
《事業の概要》 子どもの命や生活に関わる「携帯情報通信機器（スマートフォン・ゲーム機等を含む。以下同じ）」の課題解決に向け、「京都はぐくみ憲章」の理念の下、市民ボランティア「情報モラル市民インストラクター」をはじめ、保護者、学校、事業者等と連携して、各地域・学校等で周知・啓発活動を展開する。				
《事業の開始時期》 平成20年8月				
平成30年度の取組計画	1 実施方針 「京都はぐくみ憲章（子どもと共に育む京都市民憲章）」の行動指針に掲げる「インターネット通信端末機器の利用の危険性・依存性から子どもを守ります！」及び教育委員会等が掲げる基本方針「小中学生の健やかな育ちには原則としてインターネット機能付携帯電話は必要ない」を踏まえながら、実効性のある啓発活動を推進する。 2 内容 (1)情報モラル市民インストラクターのスキルを高め、各地域・学校で開催される保護者等を対象とした研修会等において、子どもを取り巻く携帯情報通信機器の利用の現状と課題及び「家庭のルールづくり」の重要性について、わかりやすく解説し、啓発活動を推進する。 (2)子どもたちの携帯通信情報機器（スマホ、ゲーム機等）利用による問題の予防・解決に向けて、小中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラムを実施する。 3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 情報モラル市民インストラクターの養成や資質向上を図り、携帯情報通信機器の危険性や依存性について、地域に根差した草の根的な啓発活動を展開するとともに、授業プログラムを引き続き学校で実施し、保護者の一層の意識向上及び子ども自らが考え、正しく活用する力の育成を目指す。			
平成29年度の実施報告	事業概要 1 携帯情報通信機器の危険性・依存性等に関する研修会等での啓発講座 各学校・幼稚園での「家庭教育講座」やPTA研修会等において、年間56回（参加者数2,284名）の啓発活動を実施。 2 携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラムの実施 小中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラムを実施（小学校92校、中学校4校）。 3 情報モラル市民インストラクターの資質向上 普及が著しい携帯情報通信機器の最新情報や問題点等に関する研修会を実施。			
予算額	予算額（千円未満切り上げ） 30年度予算額：1,242千円 29年度予算額：1,242千円			

『事業名』 「輝く学生応援プロジェクト」の展開		新規	充実	継続		
『担当課』 総合企画局 総合政策室 大学政策担当						
『事業の概要』						
キャンパスプラザ京都1階を、様々な活動を行う学生の交流・連携の拠点（「学生の活動拠点＝学生Place+」）としてリニューアルし、学生が、大学の枠を越えて実施する、京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し、活動場所の提供や専門職員による助言など総合的な支援を行う。						
『事業の開始時期』						
平成22年6月13日						
平成30年度の取組計画	1 実施方針 京都市の人口の約1割に相当する約15万人の学生が持つエネルギーを高め、その力を京都のまちの活性化、「京都力」向上、未来の京都づくりに繋げるため、学生が大学の枠を越えて行う、京都のまちの活性化につながる活動に対し、総合的な支援を行う。					
	2 内容 (1)「学生Place+」において、活動場所の提供や備品等の貸出しを行う。 (2)「学生Place+」において、学生に対して、活動に資する様々な情報や市政情報等を提供するとともに、専門の職員が助言を行う。また、学生の活動内容を掲示するなどの情報発信を行う。 (3)むすぶネット(学生・地域連携ネットワーク:平成22年3月運用開始)を通じ、学生の活動と地域のニーズとのマッチング、連携の促進を支援する。 (4)社会貢献活動に関心のある学生が個人でも活動できるよう、学生とボランティア活動等の社会貢献活動とをマッチングするとともに、活動に取り組む学生の成長をサポートする。					
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） (1)学生ならではの視点を運営に取り込むため、各プログラムについて、学生の参画を得ながら、運営等を行う。 (2)むすぶネットに登録する学生団体や地域団体へのヒアリング等、ニーズ調査を積極的に実施し、連携の促進につなげる。					
平成29年度の実施報告	事業概要 (1) 学生Place+ 登録学生団体数 30団体 (2) むすぶネット 登録学生団体数 27団体／登録地域団体数 68団体 催し開催件数 33件 (3) 学生ボランティアチャレンジ ・活動参加者数 前期 40名 後期 36名					
	予算額（千円未満切上げ） 29年度予算額： 8,000千円 30年度予算額： 8,000千円					

『事業名』 学区の安心安全ネット継続応援事業（補助金、防犯活動支援物品（防犯用具）の貸出し）		新規	充実	継続																																																															
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課、各区役所・支所																																																																			
『事業の概要』 平成22年度までに市内全学区で立ち上がった学区単位のネットを定着、更に発展させるため、補助制度の創設、防犯活動支援物品（防犯用具）の貸出しなどを実施する。																																																																			
『事業の開始時期』 平成23年度																																																																			
<p>1 実施方針 学区の安心安全ネットで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心・安全の確保のための活動を、補助金、防犯活動支援物品（防犯用具）、まちづくりアドバイザー（地域活動支援を行う専門家）により応援する。</p> <p>2 内容 (1) 補助金 ※区民提案・共済型まちづくり支援事業予算にて執行 学区の安心安全ネットで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心・安全の確保のための活動を、補助金により応援する。</p> <p>【各区役所・支所概要】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予算額</th> <th colspan="3">補助制度概要</th> </tr> <tr> <th>限度額</th> <th>補助率</th> <th>補助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,200</td> <td>100 ※かまどベンチの設置については300</td> <td>9/10以内</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>50</td> <td>3/4以内</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>150</td> <td>4/5以内</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>575</td> <td>100</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>330</td> <td>30</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>325</td> <td>25</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>100</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>100</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>200</td> <td></td> <td>1年 (最長2年)</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>90</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>630</td> <td>90</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>伏見区役所</td> <td>100</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>深草支所</td> <td>100</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>醍醐支所</td> <td>100</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 防犯活動支援物品（防犯用具） ノートパソコン、地図ソフト、GPS機能付デジタルカメラ、防犯DVD、横断幕、パトロール用ベスト（差換え式）、点滅指示棒、拡声器など</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 補助金について、地域課題の解決や、地域のまちづくりを、区役所が柔軟かつスピーディに支えていく協働の仕組みづくりとして創設されている「区民提案・共済型まちづくり支援事業予算」と融合させながら、各区の裁量によって更に事業効果を上げていく。</p>					予算額	補助制度概要			限度額	補助率	補助期間	1,200	100 ※かまどベンチの設置については300	9/10以内	1年	250	50	3/4以内	1年	1,000	150	4/5以内	1年	575	100		1年	330	30		1年	325	25		1年	600	100		1年	500	100		1年	1,000	200		1年 (最長2年)	900	90		1年	630	90		1年	伏見区役所	100		1年	深草支所	100		1年	醍醐支所	100		1年
予算額	補助制度概要																																																																		
	限度額	補助率	補助期間																																																																
1,200	100 ※かまどベンチの設置については300	9/10以内	1年																																																																
250	50	3/4以内	1年																																																																
1,000	150	4/5以内	1年																																																																
575	100		1年																																																																
330	30		1年																																																																
325	25		1年																																																																
600	100		1年																																																																
500	100		1年																																																																
1,000	200		1年 (最長2年)																																																																
900	90		1年																																																																
630	90		1年																																																																
伏見区役所	100		1年																																																																
深草支所	100		1年																																																																
醍醐支所	100		1年																																																																

平成 29 年 度 の 実 施 報 告	事業概要																																															
	地域防犯などが定着し、地域活動が活性化される仕組みとして、本事業を構築している。 なお、事業実績は、次のとおり。																																															
	(1) 補助金の交付 ※区民提案・共済型まちづくり支援事業予算にて執行																																															
	各区役所・支所全体																																															
	<u>85件 7,397千円</u>																																															
	【各区役所・支所内訳】 (単位：千円)																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>交付件数 (交付学区数)</th><th>交付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>北区</td><td>6 (6)</td><td>1,170</td></tr> <tr><td>上京区</td><td>3 (4)</td><td>100</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>8 (8)</td><td>987</td></tr> <tr><td>中京区</td><td>10 (10)</td><td>344</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>2 (11)</td><td>308</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>12 (12)</td><td>300</td></tr> <tr><td>下京区</td><td>5 (5)</td><td>320</td></tr> <tr><td>南区</td><td>5 (5)</td><td>500</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>4 (4)</td><td>742</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>10 (10)</td><td>844</td></tr> <tr><td>洛西支所</td><td>6 (6)</td><td>526</td></tr> <tr><td rowspan="4">伏見区</td><td>伏見区役所</td><td>9 (9)</td><td>586</td></tr> <tr><td>深草支所</td><td>4 (4)</td><td>170</td></tr> <tr><td>醍醐支所</td><td>1 (10)</td><td>500</td></tr> </tbody> </table>				交付件数 (交付学区数)	交付額	北区	6 (6)	1,170	上京区	3 (4)	100	左京区	8 (8)	987	中京区	10 (10)	344	東山区	2 (11)	308	山科区	12 (12)	300	下京区	5 (5)	320	南区	5 (5)	500	右京区	4 (4)	742	西京区	10 (10)	844	洛西支所	6 (6)	526	伏見区	伏見区役所	9 (9)	586	深草支所	4 (4)	170	醍醐支所	1 (10)
	交付件数 (交付学区数)	交付額																																														
北区	6 (6)	1,170																																														
上京区	3 (4)	100																																														
左京区	8 (8)	987																																														
中京区	10 (10)	344																																														
東山区	2 (11)	308																																														
山科区	12 (12)	300																																														
下京区	5 (5)	320																																														
南区	5 (5)	500																																														
右京区	4 (4)	742																																														
西京区	10 (10)	844																																														
洛西支所	6 (6)	526																																														
伏見区	伏見区役所	9 (9)	586																																													
	深草支所	4 (4)	170																																													
	醍醐支所	1 (10)	500																																													
	予算額 (千円未満切上げ) 30年度予算額：9,211千円 29年度予算額：8,657千円																																															

《事業名》 学生防犯ボランティア・ロックモンキーズとの防犯合同啓発		新規 • 充実 • 繼続
《担当課》 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
《事業の概要》		
学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」※の学生たちと一緒に、啓発、防犯パトロール、その他の防犯活動を行う仕組みを設けることで、学区の安心安全ネットの活動を応援する。 ※自主防犯活動に参加を希望する大学生を対象に京都府警察が設けた学生防犯ボランティア登録制度		
《事業の開始時期》 平成23年度		
平成30年度の取組計画	1 実施方針	ロックモンキーズと学区の安心安全ネットが、企画段階から事前協議を行ったうえで、合同で防犯パトロール等の防犯活動を実施する。
	2 内容	(1) 上記「1 実施方針」に基づき、合同啓発を実施 (2) 「いのちを紡ぐ週間」(平成30年5月21日(月)から27日(日))における街頭合同啓発の実施(平成30年5月22日実施済) (3) 合同啓発のための活動拠点を確保するとともに、ロックモンキーズが行う学生防犯活動に要する経費について「学生防犯活動事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付する。
	3 取組の重点(前年度からの充実内容等)	各学区の安心安全ネットが実施する防犯活動に、ロックモンキーズとの合同啓発を取り入れてもらえるよう、更なる周知を図る。
平成29年度の実施報告	1 事業概要	多様な人材を取り入れるため、学生防犯ボランティアと連携できる、きっかけづくりとして合同啓発の仕組みを構築し、実施要綱を定めている。 なお、ロックモンキーズは、地域住民との協働による防犯パトロールや子ども見守り活動の推進などに取り組んでおり、平成29年度の主な活動実績は、次のとおり。 (1) 街頭啓発 62回、284人 (2) 防犯パトロール 30回、206人 (3) 防犯教室 16回、77人 (4) その他の活動 19回、104人
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額：495千円 29年度予算額：495千円	

『事業名』 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
『事業の概要』 市民生活の一層の安心安全の実現と、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の開催を見据え、観光旅行者等の安心安全の向上を図るために、市民、観光旅行者等が安心して生活し滞在することができる「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」を目指し、京都市と京都府警察が、市民、事業者等との連携により、各行政区において地域の特性、課題に応じた安心安全向上に向けたソフト・ハード両面の取組を協働して推進する。		
『事業の開始時期』 平成27年度		
平成 30 年度 の 取 組 計 画	1 実施方針 全市的には、緊急的な対策を講じる必要性のある犯罪等への取組を実施し、各行政区においては、各区の現状・課題等に応じた具体的な取組計画となる「区版運動プログラム」を策定し、京都市が誇る「地域力」「人間力」を最大限に活かした市民ぐるみの運動として取組を推進する。	
平成 29 年度 の 実 施 報 告	2 内容 (1) 市民ぐるみ推進運動広報啓発 全市的に緊急対策が必要な犯罪等に対する広報啓発活動を実施し、犯罪の予防、拡大防止を図る。 (2) 各区における市民ぐるみ推進運動の支援 平成28年度から各区で展開している「市民ぐるみ推進運動」が円滑かつ効果的に推進されるよう、警察、関係機関との調整、各種支援等を行う。 (3) 推進本部会議の開催 京都府警察との協定締結以降、平成28年の刑法犯認知件数は13,830件と平成32年までに15,000件とする目標を前倒しで達成したが、今後さらに犯罪認知件数を減少させるとともに、市内で急増している振り込め詐欺等特殊詐欺に対する被害防止啓発を実施するなど、地域住民の安心感を向上させるための取組を推進する。	
予算額	3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 引き続き、平成32年度までに以下の目標達成を目指す。 (1) 市内刑法犯認知件数1万件台半ば (2) 安心して暮らせるまちであると思う市民の割合50%以上 (3) 治安に関し「大変満足」「満足」と感じた外国人観光客の割合95%以上	

『事業名』 配偶者等からの暴力の根絶		新規	・	充実	・	継続
『担当課』 文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課						
『事業の概要』 平成23年10月に開所した京都市DV相談支援センターを中心的施設として、相談や自立支援等に取り組むとともに、配偶者間などにおける暴力を許さない社会づくりのための啓発を行う。						
『事業の開始時期』 平成13年度に女性に対する暴力に関する専門相談を女性総合センター（現京都市男女共同参画センター）で開始するとともに、啓発リーフレットを作成し、配布した。						
平成 30 年度 の 取 組 計 画	1 実施方針 京都市DV相談支援センター等において、相談から自立支援までの被害者支援に引き続き取り組むとともに、配偶者等からの暴力の防止に関する啓発を幅広く実施することで、DV対策の充実を図る。					
	2 内容 (1) 京都市DV相談支援センター等における相談、自立支援の継続実施 (2) 関係機関とのネットワーク体制の充実・強化 (3) 女性に対する暴力をなくす運動実施期間等における啓発の推進 (4) 民間シェルター等への助成の継続 (5) DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居の継続実施 (6) 本市制作によるデートDV予防のためのDVDを活用し、若年層向けの啓発を継続実施					
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 京都市DV相談支援センターにおける相談、自立支援等の取組やウイングス京都における各種相談・講座の開催等、被害者支援やDVの予防啓発に関する従来の取組については継続して実施する。 また、上記DVDの活用を教育機関等に働きかけ、若年層に対し、デートDV予防の啓発に取り組む。					
平成 29 年度 の 実 施 報 告	『取組内容』 (1) 京都市DV相談支援センター等における相談、自立支援の継続実施 (2) カウンセラーによる、女性への暴力に関する専門相談の継続実施 (3) 関係機関とのネットワーク体制の充実・強化 「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の代表者会議及び実務者会議の開催。 12月15日に支援者を対象としたシンポジウムを実施(140名参加) (4) 女性に対する暴力をなくす運動実施期間(11月12日～25日)における啓発の推進 市民しんぶん区版に啓発記事掲載、市役所本庁舎及び全区役所・支所におけるパネル展示等を実施、京都府との事業連携による京都タワーのライトアップ(紫色)を実施 (5) 京都市民間緊急一時保護施設補助金の継続(交付団体1団体 3室) (6) 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金の継続(交付団体1団体) (7) DV被害者自立支援講座・DV被害者支援インストラクター活用事業の実施 (8) DV被害者京都市市営住宅特定目的優先入居(入居実績 2件) (9) 男性のためのDV電話相談窓口の開設(相談実績 27件／24回実施) (10) 本市制作によるデートDV予防のためのDVDを活用し、若年層を対象にデートDVの予防啓発を実施 (11) DVに関する専門的な内容の講義を行うDV予防講座の実施(参加実績 582名／5回) (12) 京都市男女共同参画推進協会による、みんなで考える男女共同参画講座(DV 関連)の実施(参加実績 29名／1回)					
	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：50, 630千円 29年度予算額：51, 530千円					

『事業名』 いきいき市民活動センターの運営		新規・充実・ 継続
『担当課』 文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当		
『事業の概要』 市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、既存の市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する。		
『事業の開始時期』 平成23年4月1日		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、既設の市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する。 また、市民活動総合センターを補完する機能を有しつつも、13センターそれぞれが独立した公の施設として、利用者等との「交流」「協働」を通じ、それぞれが特色ある施設へと「進化」していく在り方を目指す。	
	2 内容 次の3つの柱で事業を展開する。 (1)交流:市民が身近に活動・交流できる場所・機会を提供し、地域の活性化につながるような機能を目指す。 (2)協働:市民活動総合センターだけでなく、各いきいきセンター同士が互いに連携・協働することによって、よりよい施設運営を目指す。 (3)進化:時代の流れや利用者のニーズにあわせて、日々柔軟に進化していく施設を目指す。	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 指定管理者制度の導入で民間の活力に委ねることにより、きめ細かで効率的な運営を図る。	
平成29年度の実施報告	事業概要 次の3つの柱で事業を行った。 (1) 交流 市民の身近な活動・交流拠点としての機能 (2) 協働 施設運営の質の向上を目的とし、市民活動総合センター等との連携・協働 (3) 進化 機能面においても利用者がより市民活動しやすいように支援し、進化していく施設	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：297,170千円 29年度予算額：302,968千円	

«事業名» 市民活動総合センターの運営	新規・充実・ 継続
«担当課» 文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当	
«事業の概要» 市民による自主的なまちづくり活動が一層促進されるよう、特定の分野や領域を超えてNPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図る。	
«事業の開始時期» 平成15年6月23日	
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 市民による自主的なまちづくり活動が一層促進されるよう、特定の分野や領域を超えてNPOやボランティア団体等の市民活動をサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図る。</p> <p>2 内容 生活安全の推進に取り組むNPO、市民活動団体を含む幅広い団体に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民活動に関する情報収集・提供 (2) 市民活動に関する各種相談 (3) 市民活動団体等の育成 (4) 市民活動団体と地縁組織、企業、大学等との連携促進 <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 市民活動総合センターを利用する市民の積極的な参加による公設民営に向けて、より一層の市民参加による事業展開を図る。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民活動に関する情報収集・提供 「情報提供システム」の運営、機関紙の発行 (2) 市民活動に関する各種相談 法人化相談や資金調達などに関する一般相談、会計や労務等に関する専門家無料相談の実施 (3) 市民活動団体等の育成 NPO初步講座やNPO設立講座等各種講座の開催、スマートオフィス（貸事務所スペース、12団体分）、ロッカー（大36、中24、小18）、メールボックス（96）の運営 (4) 幅広い市民の交流の場の提供、連携・協働事業の展開及び市民活動に関する研究 市民活動にかかわる人達同士の交流が広がる場としつつ、市民に向けて市民活動への理解を深めていただくことを目的に、気軽にNPO・市民活動に触れることができる機会を広げるイベントを開催。NPO・市民活動団体の活動発表の場、他団体との交流の機会となっている。
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：63,192千円 29年度予算額：62,530千円

平成30年度の取組計画	新規・充実・継続 充実
平成30年度の実施報告	新規・充実・継続 新規
予算額	新規・充実・継続 新規
平成30年度の取組計画	<p>《事業名》 野生鳥獣対策</p> <p>《担当課》 文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当、産業観光局農林振興室林業振興課</p> <p>《事業の概要》</p> <p>近年増加している、猿等の野生鳥獣による生活環境被害への対策について、野生鳥獣の追い払いや地域住民が主体となった自主防除組織の設立、活動支援等を行う。また、平成19年度からはアライグマによる生活環境被害について、特定外来生物法に基づく防除を実施している。</p> <p>《事業の開始時期》</p> <p>平成18年度</p> <p>1 実施方針 引き続き地域住民が主体となった自主防除組織の設立、活動支援及び追払い活動の支援を行うとともに、野生鳥獣による生活環境被害について、区役所、保健福祉局等と連携・協力し、対策を進める。 30年度は、市街地へのイノシシの出没が頻発している市東部地域(東山区、左京区、山科区)において、野生鳥獣対策協議会の設立支援や、啓発、防除・追い払いに係る支援を行う。</p> <p>2 内容 (1) 自主防除組織の設立、活動支援 ア 「山科区獣害対策チーム連絡協議会」、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」、「洛西地域猿害等対策協議会」及び「北区猿害対策協議会」への活動支援 イ 自主防除組織の設立支援「東山区獣害対策協議会(仮)」 (2) 自主防除活動に必要な追払い物品(花火、かんしゃく玉等)の提供 (3) 野生鳥獣の生態や防除対策に詳しい専門家による講習会等の実施 (4) 専門家(野生鳥獣保護管理協議会等)への追払い委託 (5) アライグマの防除</p> <p>3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 既存の自主防除組織の活動を支援するとともに、新たな自主防除組織の設立を支援する。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <p>(1) 自主防除組織の活動を支援 「山科区獣害対策チーム連絡協議会」、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」、「洛西地域猿害等対策協議会」及び「北区猿害対策協議会」への活動支援</p> <p>(2) 自主防除活動に必要な追払い物品(花火、かんしゃく玉等)の提供</p> <p>(3) 発信機及び受信機により猿の行動範囲を把握し、関係区間の情報提供や追払い等に活用</p> <p>(4) 専門家(野生鳥獣保護管理協議会等)への追払い委託</p> <p>(5) アライグマの防除</p>
予算額	<p>予算額(千円未満切上げ)</p> <p>30年度予算額：6,100千円</p> <p>29年度予算額：5,203千円</p>

平成30年度の取組計画	<p>『世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動』の取組の一つである「花いっぱい・やさしさあふれる美しいまち運動」等と連携し、水道水・雨水を使って花や緑を育てることを呼び掛ける。</p> <p>平成27年度</p> <p>1 実施方針 地域のあらゆる主体の活動による犯罪の予防 地域への愛着と見守り活動の機会を増やすため、道路沿いに花などを植え、美しい景観をつくり、人の目が増える環境をつくる。</p> <p>2 内容 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」に取り組む文化市民局や各区役所・支所をはじめ、緑化に関する事業に取り組む部局や市民団体等とも連携し、水道水・雨水を活用した花と緑いっぱいのまちづくりを推進していく。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 水道水だけでなく、雨水を活用し、花や緑を育てていくことを通じて、浸水被害の軽減にもつながる雨水貯留タンクの設置についてもPRしていく。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <p>鳥羽水環境保全センター及び蹴上浄水場一般公開、「おいしい！大好き！京（みやこ）の水キャンペーン」などの上下水道局が主催するイベントや、各局区等で実施する街頭啓発活動などにおいて、花の苗や種などの啓発品や啓発チラシを配布し、各家庭や地域ぐるみで水道水・雨水で花や緑を育てていただくことを呼び掛けた。</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額： 一 千円</p> <p>29年度予算額： 一 千円</p>

平成 30 年度 の 取 組 計 画	《事業名》 各区役所・支所における安心安全に関する施策の推進	新規	・	充実	・	継続	
	《担当課》 各区役所・支所						
	《事業の概要》						
	各区役所・支所の地域特性に応じた施策を展開するため、平成24年度に創設した「区民提案・共済型まちづくり支援事業」等に基づき、これまでの取組の継続と新たな生活安全施策を実施する。						
	1 実施方針 各区の地域特性に応じた様々な安心・安全なまちづくりに向けた取組を推進する。						
	2 内容 (1) 上京区役所 ア 上京区交通安全会連合会関連事業【継続事業：予算額一千円】 [地域力推進室まちづくり推進担当] 上京区交通安全会連合会と共に開催する「上京交通安全フェスティバル」や区内での街頭啓発を通じて交通安全意識の高揚を図る。 イ 青色防犯パトロール活動【継続事業：予算額一千円】 [地域力推進室まちづくり推進担当] 上京区内において監視力を高め、犯罪・事故等を未然に防止し住民の安心・安全を確保するため、上京警察署と連携し、青色防犯パトロールを実施。						
	(2) 左京区役所 高齢者にやさしいまち左京 【継続事業：予算額330千円】 [健康長寿推進課] 誰もが迎える高齢期に向け、区民一人ひとりが自分ごととして高齢者にやさしい環境づくりに取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを行うため以下の取組を推進する。 ア 高齢者にやさしい店 区内の商店・金融機関等を対象に認知症などについて知識・理解をもった店舗を「高齢者にやさしい店」として登録し、登録店には宣言文、ステッカー等を交付し、ホームページ等で紹介して 高齢者への支援の充実を図っている。また、登録店の中から高齢者の見守りや居場所等（安心な立ち寄り場所）の役割を担える店舗を育成するためのスキルアップ講座やワークショップを実施する。 イ SOSネットワーク 認知症になつても安心して外出できるよう公共交通機関への働きかけを行う。						
	(3) 中京区役所 ア 「誰かのために何ができる」防災事業【継続事業：予算額1,600千円】 [地域力推進室] 乳幼児世帯向けの「防災マニュアルブック」を発行し、乳幼児世帯への更なる防災意識の向上を図る。また、子ども向け防災訓練の実施や商店街と連携した防災訓練を通じて商店街同士の交流を図るなど、災害が発生した場合もその影響を最小限にとどめることができるよう、地域コミュニティの活性化を図る。 ・乳幼児世帯向けの防災ハンドブックを作成する。 ・子ども向け防災訓練を地域と協力して実施する。 ・29年度に実施した区防災訓練を検証し、商店街と連携した取組を推進する。 イ 中京区「歩いて楽しいまちづくり」共済支援制度【継続事業：予算額500千円】 [地域力推進室] 交通問題対策について議論する「交通問題プロジェクトミーティング」を引き続き開催し、提案されたソフト施策の実施をサポートするなど、区民主体の事業を支援する。また、取組の検証を行いつつ、区内他地域への面向広がりを目指したシステムの検討に着手する。						
	(4) 東山区役所 ア 高齢者に関するプロジェクト【継続事業：予算額2,100千円（プロジェクト型事業全体の予算）】 [地域力推進室] 一人住まいの高齢者宅の訪問・対話をを行い住まいや日常の困りごとを発掘する中で、高齢者の						

情報や住まい等のバリアフリー化を図る。

- ・ 高齢者が必要とする情報をわかりやすく提供する工夫・アイデアを研究（成果については区役所等へ情報提供も図る）
- ・ 住まいの使いづらい箇所等の改善（アイデア提供及び実践）、簡単なバリアフリー化グッズの試作化

イ 東山「観光・交通・環境」協力会議と協力した観光シーズン等における交通誘導員配置事業

【継続事業：予算額 一千円】〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕

東山「観光・交通・環境」協力会議と協力し、東山区に多くの観光客が訪れる春秋の観光シーズンを中心に交通誘導員を配置することにより、歩行者の安心・安全の確保を図る。

(5) 山科区役所

地域の防災力アッププロジェクト 【継続事業：予算額 390千円】〔地域力推進室〕

これまで、各学区においては、地域の実情等を踏まえた独自の防災訓練が実施してきたが、平成30年度は全学区一斉に実施することで、災害発生から避難所開設、閉鎖に至るまでの一連の流れを実際に行動していただく実践的な訓練を目指す。

また、本訓練を通じて、各学区においてこれまでの訓練を通して培った知識や経験値を集約するとともに、実施後に振り返りを行うことにより、次回の訓練につないでいく（P D C Aサイクルの導入）。

以上の取組を支援する観点から、各学区の求めに応じて、必要な訓練用資器材等を購入する。

(6) 下京区役所

学区防災力アップ リーダーズ研修（仮称）【新規事業：予算額 300千円】〔地域力推進室〕

新たな取り組みとして、学区の防災リーダーを対象に、水災害体験及び避難所の開設・運営体験をテーマにした研修を実施し、防災力アップに取り組む。

(7) 南区役所

ア みなみ力で頑張る！区民応援事業【継続事業：予算額 4,200千円】〔地域力推進室〕

南区ならではの地域力（みなみ力）を原動力に「南基本計画（第2期）」を推進するため、南区内での「まちづくり活動」を対象とした補助を行う（一般枠）。また、地域の「活性化」に向けた活動を対象とした補助を行う（地域活性枠）。

補助概要：①一般枠：必要事業経費の2分の1又は100万円のいずれか低い方の額

②地域活性枠：必要事業経費4分の3又は10万円のいずれか低い方の額

イ 地域防災力強化「避難所体験型研修」事業【継続事業：予算額 2,000千円】〔地域力推進室〕

自治連合会、自主防災会、学校等の施設管理者及び消防署と協働して、学区ごとに避難所の開設・運営についての体験型研修を実施とともに、避難所ごとに作成した運営マニュアルの更新・改善を行う。

(8) 西京区役所

ア 「西京区地域力サポート事業」による西京区基本計画の推進【継続事業：予算額 6,000千円】

〔地域力推進室 総務・防災担当〕

西京区基本計画を推進するため、西京区内で活動する団体の自発的、主体的なまちづくり活動を支援する。文化を基軸としたまちづくりの推進、地域の更なる活性化、子どもをはぐくみ、健康長寿のまちづくりの推進、安心・安全で環境にやさしいまちづくりの推進といった4つの重点テーマを中心に、西京区基本計画の推進に寄与するまちづくり活動に対し、活動経費の一部を補助する。

イ 青色防犯パトロール活動【継続事業：予算額：一千円】〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕

西京区内の強盗事件、ひったくり等の犯罪や、交通死亡事故の未然防止を図り、住民の安心・安全を確保するため、地域住民、西京警察署、行政が連携し、青色防犯パトロールを実施。

ウ 自助力・共助力向上プロジェクト【新規事業：予算額：820千円】〔地域力推進室 総務・防災担当〕

災害対応力の向上及び災害への備えを実践していただくため、避難所運営者育成事業、避難所訓練支援事業、防災出前事業等、区民の自助力・共助力の向上を目指した事業を展開し、地域防災力の強化に繋げる。

	<p>(9) 伏見区役所</p> <p>ア 伏見区区民活動支援事業【継続事業：予算額 11,020 千円】 〔伏見区役所・深草支所・醍醐支所 地域力推進室 総務・防災担当、まちづくり推進担当〕 「伏見区基本計画～皆でつくる すむまち伏見～」の推進にあたり、地域の安心・安全を確保するためのまちづくり活動等を対象とした補助を行う。</p> <p>補助概要：①一般枠：必要事業経費の2分の1以内で60万円を上限として補助する。 ②小規模枠：必要事業経費の5分の4以内で15万円を上限として補助する。</p> <p>イ 伏見ルネッサンスプランの推進【継続事業：予算額 一千円】 〔地域力推進室 総務・防災担当、まちづくり推進担当〕 横大路地域において住民・企業により設立した「横大路まちづくり協議会」と伏見区役所をはじめとした本市関係部局が協働して、伏見ルネッサンスプランに掲げる「公害のない安心・安全なまちづくり」等のまちづくりの目標の実現に取り組む。</p> <p>(10) 深草支所</p> <p>ア 伏見稻荷大社周辺の歩きやすいまちづくり【新規事業：予算額 1,000 千円】 〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕 伏見稻荷大社周辺で発生している混雑等の課題に対して、実態調査や関係機関による会議の立ち上げ等により、混雑時の緩和や観光の分散化を図り、地域住民の生活環境を守る。</p> <p>イ 住み続けられる深草東南部エリアのまちづくり【継続事業：予算額 300 千円】 〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕 第一種低層住居専用地域の用途規制があり、高台で公共交通機関が通っていない藤城地域において、地域内での買い物等、日常生活の利便性を高め、高齢者になっても住み続けることが出来るまちづくりを進めるため、住民主体で策定したまちづくりビジョンに掲げる取組の支援を行う。</p> <p>ウ ふかくさ自然環境再生ネットワーク【継続事業：予算額 400 千円】 〔地域力推進室 まちづくり推進担当〕 かつて不法投棄の山を蘇らせた地域力により開設した深草トレイルコース及びその周辺の維持管理、自然環境保全、不法投棄対策、大学と地域の交流促進、地域の魅力向上と発信、観光客の誘致、外国人観光客への対応を行う。</p> <p>エ 大岩街道周辺地域の良好な環境づくりの推進【継続事業：予算額 4,000 千円】 〔地域力推進室 大岩街道周辺地域環境整備担当〕 「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針」に基づき、関係局との連携の下、市街化調整区域における地区計画制度の活用と住民や事業者等に対する発意醸成の取組により、良好な環境づくりを誘導していく。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 地域特性に応じた取組を推進する。</p>
平成 29 年度 の 実 施 報 告	<p>(1) 上京区役所</p> <p>ア 自転車マナー向上～安心安全思いやりプロジェクト～【継続事業：予算額 169 千円】 〔地域力推進室まちづくり推進担当〕 大学や上京警察署・各局と連携し、住む人、訪れる人ともに安心して安全に歩くことができるよう自転車交通マナー等の向上を図った。 ・きょうと学生自転車安全利用講習会（平成 29 年 9 月 18 日、京都御苑内、80 名参加）</p> <p>イ 青色防犯パトロール活動【継続事業：予算額一千円】〔地域力推進室まちづくり推進担当〕 上京区内において監視力を高め、犯罪・事故等を未然に防止し住民の安心・安全を確保するため、上京警察署と連携し、青色防犯パトロールを実施した。</p> <p>(2) 左京区役所</p> <p>高齢者にやさしい店</p> <p>ア 高齢者にやさしい店</p> <p>区内の商店や金融機関を対象に「認知症サポーター養成講座」を実施し、平成 29 年度末の登録店舗数は 278 店舗となった。</p> <p>イ SOS ネットワーク</p> <p>高齢福祉に関連する関係機関や公共交通機関も参画した認知症高齢者の行方不明発見、声かけ訓練を実施している。</p> <p>(ア) 行方不明、声かけ訓練の実施回数 9 件</p>

行方不明りすぐ高齢者情報共有件数 94 件

(イ) 認知症になっても外出をあきらめないワークショップ

区内公共交通機関職員、高齢福祉に係る関係機関職員、警察署職員が参加し、認知症の方の交通機の利用時にあったトラブルの経験談を出し合い、困った時の対応について情報交換をした。

(3) 中京区役所

ア 「誰かのために何ができる」防災事業 【継続事業：予算額 2,120 千円】 [地域力推進室]

中京区には毎年多くのマンション等が建設され、近隣住民との地域コミュニティが薄れていく中で、「マンション防災ハンドブック」を作成し、地域のコミュニティや防災意識を高めた。また、中京区総合防災訓練においては、多くの商店街と近隣住民の合同で避難誘導訓練や避難所受付訓練などを実施することで、繁華街にあるまちの防災意識の向上に努めるとともに、住民とお店などを営む方が互いに協力し合う重要性を認識することができた。

近年、日本各地で災害が発生する中、ペット同行避難が問われてきている。最も重要な飼い主責任を伝えるため、「中京区ペットと防災ガイドブック」を作成し、ペットを飼われている方の意識を高めた。

イ 中京区「歩いて楽しいまちづくり」共済支援制度【継続事業：予算額 500 千円】 [地域力推進室]

「交通問題プロジェクトミーティング」の中で提案された以下の取組について、実施をサポートした。

高倉小学校PTAによる取組

- ・高倉小学校「歩くまち・京都」公開実践授業（6年生対象）と連携し、児童への交通問題に関する講習会や地域住民や保護者、PTA等とワークショップを実施し、そこで出された意見等を集約したリーフレットを作成した。

京の三条まちづくり協議会による取組

- ・安全、快適に暮らし、歩行者優先の「品格のあるまち」を目指すため、SNS等を活用した啓発動画を作成し、幅広く市民等に発信することにより通りを利用する人の意識改革、行動変容を図った。

(4) 東山区役所

ア 高齢者に関するプロジェクト【新規事業：予算額 2,100 千円(プロジェクト型事業全体の予算)】

[地域力推進室]

一人住まいの高齢者宅の訪問・対話をを行い住まいや日常の困りごとを発掘する中で、高齢者の情報や住まい等のバリアフリー化を図る。

- ・高齢者が必要とする情報をわかりやすく提供する工夫・アイデアを研究（成果については区役所等へ情報提供も図る）
- ・住まいの使いづらい箇所等の改善（アイデア提供及び実践）、簡単なバリアフリー化グッズの試作化

イ 東山「観光・交通・環境」協力会議と協力した観光シーズン等における交通誘導員配置事業

【継続事業：予算額：一千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当]

東山「観光・交通・環境」協力会議と協力し、東山区に多くの観光客が訪れる春秋の観光シーズンやお彼岸、年始等を中心に東大路五条横断歩道付近や五条坂、東山安井交差点等に交通誘導員を配置し、歩行者の安心・安全の確保を図った。

(5) 山科区役所

地域の防災力アッププロジェクト【継続事業：予算額 388 千円】 [地域力推進室]

- ・大規模災害発生時に、迅速かつ円滑な避難所運営を行うことができるよう、全学区の自治連合会会长、自主防災会会长、社会福祉協議会会长等、地域の役員を対象にリーダース研修を実施した。

- ・ブルーシートなどの避難所運営時に役立つ資機材を配備し、山科区の地域力・防災力の向上を図った。

	<p>(6) 南区役所</p> <p>ア みなみ力で頑張る！区民応援事業【継続事業：予算額4,200千円（安心安全枠除く）】 [地域力推進室]</p> <p>南区ならではの地域力（みなみ力）を原動力に「南基本計画（第2期）」を推進するため、南区内での「まちづくり活動」を対象とした補助を行った（一般枠：11件）。また、地域の「活性化」に向けた活動に補助を行った（地域活性枠：2件）。</p> <p>募集期間 平成29年4月3日（月）～平成29年5月15日（月）</p> <p>応募事業数 一般枠：11事業、地域活性枠：2事業</p> <p>審査会の開催 平成29年6月29日（木）</p> <p>採択事業数 一般枠：11事業、地域活性枠：2事業 (その他)</p> <p>・「みなみ力で頑張る！区民応援事業」活動報告会・交流会（平成30年3月7日（水））</p> <p>イ 地域防災力強化「避難所体験型研修」事業【継続事業：予算額2,000千円】[地域力推進室] 自治連合会、自主防災会、学校等の施設管理者及び消防署と協働して、学区ごとに避難所の開設・運営についての体験型研修を実施するとともに、避難所ごとに作成した運営マニュアルの更新・改善を行った。</p>
	<p>(7) 西京区役所</p> <p>ア 「西京区地域力サポート事業」による西京区基本計画の推進【継続事業：予算額6,000千円】 [地域力推進室 総務・防災担当]</p> <p>西京区基本計画を推進するため、西京区内で活動する団体の自発的、主体的なまちづくり活動を支援した。地域の更なる活性化、共に支え合う福祉と健康のまちづくり、安心で安全なまちづくりの推進、環境にやさしいまちづくりといった4つの重点テーマを中心に、西京区基本計画の推進に寄与する31件のまちづくり活動に対し、活動経費の一部を補助した。</p> <p>イ 青色防犯パトロール活動【継続事業：予算額一千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当] 西京区内の強盗事件、ひったくり等の犯罪や、交通死亡事故の未然防止を図り、住民の安心・安全を確保するため、地域住民、西京警察署、行政が連携し、青色防犯パトロールを実施した。</p>
	<p>(8) 伏見区役所</p> <p>ア 伏見区区民活動支援事業【継続事業：予算額11,020千円】 [伏見区役所・深草支所・醍醐支所 地域力推進室 総務・防災担当、まちづくり推進担当]</p> <p>自分たちの地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしていくために、区民主体で取り組まれるまちづくり活動経費の一部を支援する。平成29年度に小規模枠内に重点支援事業を新設。</p> <p>募集期間 平成29年4月17日（月）～平成29年5月15日（月）</p> <p>応募事業数 61事業</p> <p>審査会の開催 平成29年6月23日（金）</p> <p>採択事業数 51事業 (その他)</p> <p>・伏見区区民活動支援事業活動事例集の作成（平成30年3月）</p> <p>イ 伏見ルネッサンスプランの推進【継続事業：予算額一千円】 [地域力推進室総務・防災担当、まちづくり推進担当] 伏見ルネッサンスプラン（平成19年3月策定）の推進を図るために、地域住民及び関係機関と共に意見交換を行った。 第20回横大路ルネッサンス・プロジェクト会議：平成29年7月19日（水）</p>
	<p>(9) 深草支所</p> <p>ア 住み続けられる深草東南部エリアのまちづくり【新規事業：予算額1,400千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当]</p> <p>住民主体のまちづくりビジョン策定委員会（第4回～第15回）を12回開催。平成30年3月に、藤城学区の今後10年のまちづくりの指針となる「藤城学区まちづくりビジョン」が策定された。</p> <p>イ ふかくさ自然環境再生ネットワーク【継続事業：予算額600千円】 [地域力推進室 まちづくり推進担当] ○深草トレインの整備</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林整備（5月10日 12名参加） ・大岩山一斉清掃ウォーク（6月3日 67名参加） ・砥粉山町市道及び農道の清掃（6月10日に 約50名参加） ・じゅんさい池の竹柵補修（7月19日 約10名参加） ・展望所草刈り（8月10日 約10名参加） ・大岩山展望所除草作業（9月5日） ・水路整備（9月20日 10名参加） ・深草トレイル一斉清掃ウォーク（11月25日 53名参加） ・倒木撤去（12月27日） ・大岩山展望所改修工事（2月8日～2月13日） ・講演会（2月24日 約100名参加） ・ごみ拾い・柵の補修・倒木撤去（随時） ・大岩山展望所に地域住民と協働で花植えを実施（通年） ・深草トレイルマップを配布（伏見区役所・深草支所・醍醐支所等） <p>ウ 大岩街道周辺地域の良好な環境づくりの推進【継続事業：予算額4,000千円】</p> <p style="text-align: center;">[地域力推進室 大岩街道周辺地域環境整備担当]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡田山撤去の安全かつ適正な実施と周辺地域の安全確保及び生活環境を守ることを目的とした、「岡田山撤去連絡協議会」を平成29年8月（第8回）と平成30年2月（第9回）の、計2回開催し、撤去計画どおり推移していることを確認した。 ・地域住民主体のまちづくりを加速するため、新たに土壤調査に関する助成制度を設けて支援を行った。 ・農家については、将来の営農意欲やまちづくりに関する意向確認がほとんどできておらず、Aエリアでの活用可能用地を検討するうえでも必要となるため、意向調査を実施した。 ・Bエリアに至る道路について、現状と認定道路が合致していない状況であり、将来的に認定道路を現状の道路に振り替える前操作業として、境界確定を実施した。 ・まちづくりの機運を盛り上げるため鎮守池及び監視小屋跡地などの環境整備やイベントを地元及び大学との共済により実施した。 ・平成29年6月に出席者16名全員一致により、Bエリアまちづくり協議会が設立された。また、まちづくり協議会が開催され、今後の取組内容等について確認が実施された。
--	---

《事業名》 子ども・若者総合支援事業		新規	充実	継続		
《担当課》 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課						
《事業の概要》						
ニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する30歳代までの子ども・若者やその御家族を支援するため、平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、幅広い分野の関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を実施する。						
《事業の開始時期》						
平成22年10月1日						
平成30年度の取組計画	1 実施方針	「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援を実施する。				
	2 内容	<p>(1) 子ども・若者総合相談窓口の運営 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者及びその御家族からの相談に対応し、適切な関係機関の紹介など、相談者の状況に応じた必要な情報提供及び助言を行う「子ども・若者総合相談窓口」（2箇所：中京青少年活動センター及び教育相談総合センター内）を運営する。</p> <p>(2) 子ども・若者支援地域協議会の運営 子ども・若者の支援を行う幅広い分野の支援機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」を運営し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に関し、必要な情報交換を行うとともに、子ども・若者支援地域協議会による支援の主導的役割を果たす子ども・若者指定支援機関に配置した「支援コーディネーター」が、具体的な支援内容について協議を行い、支援を適切に組み合わせた効果的かつ円滑な支援を実施する。また、研修等により関係職員の資質向上を図る。</p>				
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	普及啓発については、一過性のものでは効果が薄いため、今後も継続的に、より効果的な普及啓発について検討、実施していく必要がある。このため、平成30年度についても、地域における相談支援活動や家庭訪問等に関わっていただく方々への周知等、より効果的できめ細やかな広報活動を検討、実施していく。				
	事業概要	<p>(1) 子ども・若者総合相談窓口及び子ども・若者支援地域協議会の運営 ・ 総合相談窓口相談件数：550件、協議会による支援件数：102件</p> <p>(2) NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業の実施 NPO等が実施するピア交流事業、社会体験活動事業及び安心ジョブチャレンジ事業に対して助成</p> <p>(3) 普及啓発活動の実施 ・ 相談のしおりの中学校高等学校等での配布、総合相談窓口のチラシ等の区役所等での配架など</p> <p>(4) NPO等民間団体及び公的支援機関の支援者への研修実施 3回開催、延べ111名参加</p>				
平成29年度の実施報告	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：40,968千円 29年度予算額：40,968千円					

『事業名』 有害環境の浄化活動の推進	新規・充実・ <input checked="" type="checkbox"/> 継続
『担当課』 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	
『事業の概要』	
<p>青少年の成育環境の改善を図るため、青少年育成団体が実施する非行防止、犯罪予防、有害環境浄化活動などの事業に対して助成・支援を行うとともに、青少年の非行問題に取り組む活動や社会を明るくする運動など、地域団体の取組支援を行う。</p>	
『事業の開始時期』	
<p>(1) 少年を明るく育てる京都大会</p> <p>毎年7月に実施される内閣府主唱の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」に呼応して、京都市少年補導委員会を中心に、少年の非行防止と健全育成に向けて実施されており、平成30年で第40回を迎える。</p>	
<p>(2) 社会を明るくする運動</p> <p>すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月を強化月間として全国各地で取組が展開されており、平成30年で第68回を迎える。平成23年度から、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～という名称の下、運動が展開されている。本市においては、京都市保護司会連絡協議会を中心とし、市長を委員長として社会を明るくする運動京都市推進委員会を構成し、取組が展開される。</p>	
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 青少年の育成健全を図るため、青少年育成団体との連携により、有害環境の浄化活動を推進する。</p> <p>2 内容 (1) 少年を明るく育てる京都大会(平成30年6月30日(土)) • 集会…京都府立体育館にて関係機関・団体の参加を得て開催される。 (2) 社会を明るくする運動 • 京都市実施委員会主催分…集会及びパレード(未定) 各区実施委員会主催分…街頭啓発活動(平成30年6月～平成31年3月)</p> <p>3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 継続的な取組を行う。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 青少年の成育環境の改善を図るため、青少年育成団体が実施する非行防止、犯罪予防、有害環境浄化活動などの事業に対して助成・支援を行った。</p> <p>青少年の非行問題に取り組む活動や社会を明るくする運動など、地域団体の取組支援を行った。</p> <p>(1) 第39回少年を明るく育てる京都大会 日 時:平成29年7月2日(日)午前10時から午後12時30分まで 場 所:京都府立体育館 参加者:約3,000名 内 容:京都市少年補導委員会、京都府少年補導連絡協議会、(公社)京都府少年補導協会の主催により式典、祭典を行った。</p>

	<p>(2) 第67回社会を明るくする運動</p> <p>本市においては、京都市推進委員会主催でセレモニーを行い、各区推進委員会主催で街頭啓発活動を行った。</p> <p>ア 京都市推進委員会主催</p> <p>日 時：平成29年9月5日(火)午前11時から正午まで</p> <p>場 所：京都市総合教育センター 永松記念ホール</p> <p>参加者：約400名</p> <p>内 容：セレモニーで内閣総理大臣からのメッセージ伝達式などを行った。</p> <p>イ 各区推進委員会主催</p> <p>街頭啓発活動等を行った。</p>
予 算 額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：500千円</p> <p>29年度予算額：500千円</p>

平成 30 年 度 の 取 組 計 画	『事業名』 青少年活動センターにおける取組の推進	新規・充実・ 継続
	『担当課』 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	
『事業の概要』		
<p>平成 23 年 3 月に策定した「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）に基づき、7箇所の青少年活動センターが青少年の自主的活動の拠点として、また、人とのふれあい、交流の拠点として、地域の様々な団体との関係を構築し、各種の N P O や青少年育成団体などの活動情報を集約・再発信することで、青少年を事業に誘導する役割を担うとともに、各種団体と協働して地域特性を生かした特色ある事業（必要に応じてアウトリーチ※手法を導入）を展開していく。</p> <p>※ 青少年活動センターの事業を各地域に出向き実施することにより、センターの存在や事業を広く市民に周知する活動</p>		
『事業の開始時期』		
<p>平成 13 年 4 月から「京都市青年の家条例」を「京都市青少年活動センター条例」に改め、13～30 歳の青少年を対象とした青少年施設として運営している。</p>		
1 実施方針 「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」に基づき、青少年が将来に夢と希望を持ち、「生きる力」を身につけ、社会を構成する担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長することを支援していく。 2 内容 [北青少年活動センター] 青少年が地域（自然、環境、生活、文化）とつながることで、新たな価値観と出会い、豊かなライフスタイルを構築することを目指す。その地域として、センター周辺はもちろんのこと、北山三学区（中川・小野郷・雲ヶ畑）を活用した取組を行う。 [中京青少年活動センター] 年間 10 万人の利用者がいるセンターとして、青少年と青少年、青少年とワーカー、青少年と地域資源をつなぐマッチング・コーディネーション機能を強化する。若者を知る活動、地域を知る活動を通じてそれぞれのニーズを把握し、若者と地域がつながるハブ機能の整備に 3 箇年を通じて取り組む。 [東山青少年活動センター] 創造表現や創作活動を通じて、青少年が成長するための機会提供や自主的な活動の支援を行う。また、支援を必要としている青少年が気軽に相談や活動ができる空間づくりを行う。さらに他機関と協働し、青少年の芸術文化の発信や担い手育成など市全域を対象とする事業展開を図る。 [山科青少年活動センター] 青少年が、地域社会の一員として参画できる機会や環境をつくる。また、青少年の成長や課題の軽減・解決に向けた取り組みを支える協働の基盤をつくるために、地域住民や関係団体との連携を意識した運営を行う。また、平成 30 年度は開所 40 周年を迎えることを記念した取組を各事業項目において企画実施する。 [下京青少年活動センター] トレーニングルームなどの施設の特徴を活かし、スポーツ・レクリエーション事業を設定することで青少年の余暇支援を行う。また、交通のアクセスのよさや施設の特徴をふまえ、広		

	<p>報を強化することで、利用者増・認知度の向上を目指す。さらに、青少年ボランティアが事業を計画・運営することを通して、社会への参加・参画を支援し、青少年を取り巻く地域社会・団体との多様なネットワークを創り、青少年と市民などと多世代交流を図る。</p> <p>[南青少年活動センター]</p> <p>近隣の中学生、高校生が余暇の時間を過ごせる場づくり、20代の若者がほっと一息つけるプログラムに取り組む。その上で、地域の大人や関係機関・団体とのつながりを活かし、若者の成長を支え、必要な時に手助けが行える環境を作っていく。</p> <p>[伏見青少年活動センター]</p> <p>青少年が、多文化共生社会や地域社会の担い手となる一歩を踏み出し、実際の地域課題の理解と啓発活動に関わっていけるように支援を実施する。また、多様な背景をもつ若者に対して、ニーズや課題に応じたプログラムを提供する。</p>
3	<p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等）</p> <p>青少年に関連する様々な社会ニーズに応えていく。</p>
事業概要	<p>[北青少年活動センター]</p> <p>青少年が「地域」や「自然環境」について関心を持ち、理解を深めて、社会と関わるきっかけを提供したほか、青少年の力が発揮できる機会の増加に努めた。</p> <p>[中京青少年活動センター]</p> <p>若者に関わる情報の受発信拠点となり、若者が多様な価値観に出会える、課題解決のためのつながりのもてる場づくりを行った。</p> <p>[東山青少年活動センター]</p> <p>創造表現や創造活動を通じて、グループ体験や個別課題へのフォローを行い、青少年が成長するための機会提供や自主活動支援を行った。</p> <p>[山科青少年活動センター]</p> <p>地域住民や関係団体とともに、若者が成長の過程で直面する課題や困難の軽減、解決を目指すための“創発的協働”的基盤づくりを行った。</p> <p>[下京青少年活動センター]</p> <p>トレーニングルームなど施設的な特徴を生かした、スポーツ・レクリエーション事業を設定し、青少年の余暇支援を行った。また、交通アクセスの良さを活かして、青少年が市民などと多世代交流が図れる事業を行った。</p> <p>[南青少年活動センター]</p> <p>近隣の中学生、高校生が、余暇の時間を充実して過ごせる機会の提供に加え、若者誰もが気軽に参加できるプログラムの実施を通して、若者のつながりを豊かにしたほか、必要な時に必要な手助けが得られる場づくりを行った。</p> <p>[伏見青少年活動センター]</p> <p>青少年が、異文化理解や国際交流を通じて多様な価値観に気づき、多文化共生社会の担い手となる一歩を踏み出し、実際の地域課題に向かった支援活動や啓発活動に関わっていけるための支援を行った。</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：298,444千円</p> <p>29年度予算額：298,444千円</p>

『事業名』 子どもの虐待対策事業の充実		新規 · 充実 · 継続
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課		
『担当課』 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室		
『事業の概要』 児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な被虐待児の保護及び自立支援、親子の再統合促進等の家庭環境改善のための指導及び支援を行うため、児童相談所と各行政区域での児童の問題に関わる保健福祉センターが役割分担のもと、連携した取組を実施する。		
『事業の開始時期』 ※ 本施策は複数の小事業から成り、施策の開始時期を明記することは困難		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 「京都市未来こどもはぐくみプラン」に基づき、京都はぐくみネットワーク（平成29年6月に人づくり21世紀委員会と京都子どもネットワーク連絡会議が融合した新たな組織体）をはじめとした子どもネットワークの充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被虐待児の保護対策を強化するとともに、未然予防、再発防止を図るため、子育て家庭の支援や市民啓発を行う。	
	2 内容 (1) 子育てを支え合う地域のネットワークの充実（京都はぐくみネットワーク事業の実施、地域子育て支援ステーション事業の実施） (2) 児童相談所を中心とした被虐待児に対する早期対応の推進 (3) 児童福祉センターの機能強化 (4) 育児支援家庭訪問事業の積極的な事業展開 (5) 保健福祉センター等の関係機関職員を対象とした専門研修の実施 (6) 京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業の実施 (7) ポスター掲示など様々な媒体を利用した児童虐待防止のための広報啓発 (8) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の積極的な普及啓発	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） (1) 児童虐待に対する迅速かつ適切な対応を行うため児童福祉司の増員などの児童相談所の体制強化を図る。 (2) 京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業において、「出張ひろば」と「地域支援」とを組み合わせた事業を引き続き計18箇所で実施し、地域の子育て支援機能の拡充を図る。	

平成 29 年 度 の 実 施 報 告	事業概要															
	(1) 子どもネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> ア 京都子どもネットワーク連絡会議と人づくり21世紀委員会を京都はぐくみネットワークとして融合し、全市レベルでのネットワークを再構築した。また、「京都やんちゃフェスタ」(第1部：平成29年10月28日、第2部：平成29年11月25日)を開催した。 イ 小学校通学区域を基礎単位とする身近な地域において、地域の育児力の向上を図る活動を行うとともに、子育て家庭を支援する地域子育て支援ステーション事業を実施 イ 要保護児童対策地域協議会の開催 															
	全市レベル（1回）															
	行政区レベル（計14回）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>北</th><th>上京</th><th>左京</th><th>中京</th><th>東山</th><th>山科</th><th>下京</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr> </tbody> </table>	行政区	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
行政区	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京									
開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th><th>南</th><th>右京</th><th>西京</th><th>洛西</th><th>伏見</th><th>深草</th><th>醍醐</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr> </tbody> </table>	行政区	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
行政区	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐									
開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回									
(2) 児童相談所において京都府警察本部職員を担当課長として併任配置し、警察との連携体制を強化																
(3) 京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業において、「出張ひろば」と「地域支援」を組み合わせた事業の実施箇所11箇所に新たに7箇所を加え、計18箇所で実施することで、地域の子育て支援機能の拡充を図った。																
(4) 「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」を全区・支所で実施																
(5) 広報・啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ア 保健センター・福祉事務所等の関係機関職員を対象とした専門研修の実施 イ 地域子育て支援ステーション指定施設の職員を対象とした専門研修の実施 ウ 「京都やんちゃフェスタ」を活用した啓発の実施 エ 市民との協働による「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発 オ 市バス・地下鉄広告など、様々な媒体を利用した児童虐待防止のための広報啓発の実施 																
予算額	予算額（千円未満切上げ） <p>30年度予算額：420, 559千円 (育成：253, 020千円、児童支援：167, 539千円)</p> <p>29年度予算額：439, 401千円</p>															

『事業名』 保育所等における安全確保について		新規	・	充実	・	継続
『担当課』 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室						
『事業の概要』 保育所等における子どもの安全確保や安全教育の取組を推進する。						
平成 30 年度 の 取 組 計 画	1 実施方針 (1) 保育所等における子どもの事故防止のために、安全配慮、安全指導を徹底する。 (2) 保育所等における子どもの安全確保のために、防犯体制の強化を図る。					
	2 内容 (1) 安全配慮、安全指導の実施 (2) 施設や遊具の環境整備 (3) 事故防止のための職員研修、警察の協力による交通安全教室の徹底等 (4) 施錠の徹底 (5) 非常時を想定した訓練等					
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 乳児の睡眠中の事故等を防止するため、民間保育所等に対して事故防止に必要な機器の導入費用を助成するとともに、市営保育所においても必要な対策を行うことで、安心・安全な保育環境の更なる充実を図る。					
平成 29 年度 の 実 施 報 告	事業概要 (1) 安全配慮、安全指導の実施 (2) 施設や遊具の環境整備 (3) 事故防止のための職員研修、警察の協力による交通安全教室の徹底等 (4) 施錠の徹底 (5) 非常時を想定した訓練等					
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額： 24,500千円 29年度予算額： - 千円					

『事業名』 京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営		新規	・	充実	・	継続					
『担当課』 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課											
『事業の概要』											
施 設 名 :	京都市子ども保健医療相談・事故防止センター										
愛 称 :	京（みやこ）あんしんこども館										
所 在 地 :	京都市中京区釜座通丸太町通東入梅屋町174番地3										
構 造 :	鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階建て										
主 な 施 設 :	相談室(2), フリー相談スペース, 子どもセーフティハウス, 安全グッズ・誤飲防止展示コーナー, 視野体験コーナー, 研修室										
開 館 時 間 :	午前10時から午後6時まで(木曜日は正午から午後8時)										
休 館 日 :	月曜日(休日の場合はその翌日), 年末年始										
そ の 他 :	避難所指定, 緊急避難所指定(施設2階の共用部分(廊下等))										
『事業の開始時期』											
平成16年8月											
平成 30 年 度 の 取 組 計 画	1 実施方針	<p>近年、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化等により、子育てに関して保護者や子どもを取り巻く環境は大きく変化し、その不安や悩みは増している。</p> <p>また、交通事故、溺水、誤飲、窒息などの「不慮の事故」は、子どもの死亡原因の上位であるが、最近の研究では、子どもの正常な発達や行動パターンをよく理解し、早期の的確な対応により、その大部分は防止できることが明らかになっている。</p> <p>本センターは、子どもたちが安全かつ健やかに育成することができる社会の形成に資するため、子育てに関する保健医療上の課題の解決に向け、保健医療相談や子どもの事故防止普及など保健医療の観点から総合的に取り組む。</p>									
	2 内 容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの保健医療総合相談及び助言 (2) 子どもの事故防止に関する調査研究及び普及啓発 (3) 疾病や子育てに関する保健医療情報の収集・提供 (4) 子どもの事故情報の収集・分析・提供 (5) 子どもの保健医療並びに事故防止に関する研修事業 (6) プレママ・パパ教室の開催 									
	3 取組の重点(前年度からの充実内容等)	<p>子どもセーフティハウスの見学等の体験学習を通じて、子どもの事故予防に関する知識の普及を図る。また、来館者のみならず、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に「出産お祝いレター」とともに届け、乳幼児の事故防止の普及強化を図る。</p> <p>さらに、こどもみらい館(3階ロビー)にて事故予防啓発コーナーを開設し、来館者に「窒息」「転倒・転落」「洗濯機による事故」「誤飲」についての事故防止を啓発する。</p>									

平成 29 年 度 の 実 施 報 告	事業概要					
	(1) 来館者数 2, 342人					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	179	188	221	401	69	370
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	216	123	207	110	175	83
	(2) 相談件数 1, 045件					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	84	81	68	114	103	76
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	62	84	102	111	91	69
(3) 講習会						
① お子さんの応急手当（心肺蘇生法）講習会						
第1回 平成29年4月19日（水）申込者数34名 参加者数24名						
第2回 平成29年7月19日（水）申込者数35名 参加者数32名						
第3回 平成29年11月22日（水）申込者数30名 参加者数29名						
第4回 平成30年1月24日（火）申込者数30名 参加者数26名						
② お子さんのための普通救命講習会（消防共催）※梅屋消防分団協力						
平成29年9月2日（土）申込者数30名 参加者数26名						
③ 自転車用ヘルメットとチャイルドシート使用講習会						
第1回 平成29年5月24日（水）申込者数30名 参加者数23名						
第2回 平成29年9月20日（水）申込者数30名 参加者数30名						
(4) 印刷物						
① 子どもの事故防止実践マニュアルの作成						
発行部数 13, 000部（第13版）						
② 子どもの事故の応急手当マニュアルの作成						
発行部数 13, 000部（第13版）						
*①, ②とも、発行部数の内10, 642部を「出産お祝いレター」とともに配布						
予算額	予算額（千円未満切上げ）					
	30年度予算額： 35, 442千円					
	29年度予算額： 35, 442千円					

«事業名» こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール	新規 ・ 充実 ・ 継続
«担当課» 上下水道局総務部お客さまサービス推進室、総務課	
«事業の概要» 犯罪等の抑制を目的として、水道メーターの検針等の現場作業時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に着けるとともに、上下水道局の公用車に同内容のステッカーを貼付している。	
«事業の開始時期» (腕章) 平成17年11月、(公用車) 平成16年7月	
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 水道メーターの検針時、平日における開閉栓作業時及び井水認定時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に着けることや上下水道局の公用車に同内容のステッカーを貼付することにより、「見られていること」を意識させ、犯罪や交通違反の抑制力を高めることを狙いとしている。</p> <p>2 内容 水道メーターの検針時、平日における開閉栓作業時及び井水認定時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に着けるとともに、同内容のステッカーを上下水道局の公用車に貼付している。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 地域やこどもたちの安心・安全に貢献できるよう、継続して実施する。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 地域やこどもたちの安心・安全に貢献することを目的として、水道メーターの検針時、平日における開閉栓作業時及び井水認定時に従事者が「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に付けて作業を行った。 また、同内容のステッカーを上下水道局の公用車に貼付した。</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額： - 千円 29年度予算額： - 千円</p>

新規	充実	継続
医療的ケア実施体制の整備・充実		
教育委員会事務局 総合育成支援課・体育健康教育室		
《事業の概要》		
京都市立総合支援学校等における児童生徒への医療的ケアのより安全な実施に向け、「総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議」(平成26年1月に「総合支援学校等医療的ケア安全管理委員会」から名称変更)を設置し、医療的ケアの実施体制の整備・充実を図る。		
《事業の開始時期》		
平成23年度、医療的ケアのより安全な実施を進めるため、「総合支援学校等医療的ケア安全管理委員会」を新たに設置した。(これまで総合支援学校長会で設置していた「総合支援学校医療的ケア安全管理委員会」を教育委員会設置に改編した。)		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 「総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議」においてヒヤリハット事象の共有化やガイドラインの整備を図ることにより、総合支援学校等における児童生徒への医療的ケアのより安全・安心な実施に向け、取り組む。 また、総合支援学校教員等が医療的ケアを実施するための法定研修を企画・実施する。</p> <p>2 内容 (1)ヒヤリハット事象の蓄積・分析、共有化 事故等を未然に防ぎ、医療的ケア等を安全に実施するため、校内委員会で集約されたヒヤリハット事象の分析を行い、学校間・学校内での情報の共有を促進する。 (2)ガイドライン等の整備 医療的ケア等についてのガイドラインや医療的ケア等の実施に伴う主治医・保護者・学校間の手続き等を整備することにより、円滑な事業実施を図る。 (3)法定研修の実施 「京都市立総合支援学校教員等医療的ケア実施研修委員会」により、教員等が医療的ケアを実施するために必要な法定研修について企画、実施する。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 昨年度に引き続き、「京都市立総合支援学校教員等医療的ケア実施研修委員会」により、教員等が医療的ケアを実施するために必要な法定研修について企画、実施する。 平成29年度に引き続き、文部科学省「学校における医療的ケア実施体制構築事業」の研究委託を受け、医療機関や福祉機関等とも連携し、高度な医療的ケアに対応するための実施マニュアルの作成等、体制整備に向けた取組を研究、実施する。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議の開催 「京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議」を平成29年6月に開催。 法定研修の実施 平成29年8月、総合支援学校の教員を対象に「京都市立総合支援学校教員等医療的ケア実施研修」基本研修を実施。9月以降、各学校で実地研修を実施。 総合支援学校医療的ケア安全管理部会の開催 平成29年9月、平成30年2月にヒヤリハット事象の分析、学校間での情報共有を図る研修会を開催。 平成29年度文部科学省「学校における医療的ケア実施体制構築事業」の研究委託を受け、高度な医療的ケアに対応するための実施マニュアルの作成等、体制整備に向けた取組を実施。 	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：3,715千円</p> <p>29年度予算額：3,563千円</p>	

『事業名』 ケータイ教室		新規・充実・ 継続
『担当課』 教育委員会事務局 指導部 生徒指導課		
『事業の概要』		
<p>平成19年～20年度には、NTTドコモ関西の協力により小学6年生を対象に「ケータイ安全教室」を実施し、21～22年度には、KDDI株式会社の協力の下、対象も拡大し事業の充実を図り、一定の成果を上げた。23～24年度は、KDDI株式会社、NTTドコモ株式会社、両社の協力により、一層の指導内容の充実を図った。25年度からは、講師数が大幅に増員されたKDDI株式会社に一本化し、講師派遣を依頼している。小学3年生から高校生、教職員や保護者を対象に携帯電話の危険性、依存性についての正しい理解やスマートフォンの急速な普及に伴う新たな課題に対応すべく、事業の充実を図っている。</p>		
『事業の開始時期』		
平成19年6月		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 学校教育の中で、より一層子どもたちが携帯電話の危険性と依存性を正しく認識し、危険から身を守る力をつけるとともに、教職員や保護者も子どもたちを取り巻く実態について学ぶ機会として、携帯電話会社の協力により実施。</p> <p>2 内容 (1) 対象 小学3～6年生、中学生、高校生及び教職員・PTA等 (2) 指導体制 KDDI株式会社より講師を派遣</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 携帯電話会社との連携を深め、指導内容についても見直し、実態に即したかたちで内容を充実し、携帯電話の危険性、依存性だけでなくコミュニケーションツールとしての上手な使い方について理解度の向上を目指している。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 実施希望のあった115校において事業を実施。</p> <p><内容> 小学生…携帯電話を安心・安全に利用するための基本的なルール・マナー・メールなどによるコミュニケーションの注意点をクイズ方式などで説明。 中・高校生…携帯電話を安心・安全に利用するためのルール・マナー、特に受発信する情報の取扱いについて、事件事例を通じて被害者となる場合、加害者となる場合の両面から説明。 保護者・教職員…子どもたちをトラブル・犯罪から守るための考え方や、フィルタリングサービスなどのツール、家庭でのルール作り、トラブル時の対応について事件事例を通じて説明。</p>	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：一千円 29年度予算額：一千円	

《事業名》 非行防止教室		新規	充実	継続
《担当課》 教育委員会事務局 指導部 生徒指導課				
《事業の概要》 少年非行、児童生徒の暴力行為及びいじめ等の課題解決に向け、京都府警察本部少年課少年サポートセンターの協力の下、子どもの規範意識を育むため、講師として学校に招いた警察官又はスクールサポートセンターが授業を行う。				
《事業の開始時期》 平成19年9月				
平 成 30 年 度 の 取 組 計 画	1 実施方針 子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために、子どもの発達段階や状態、地域状況に応じて、子どもたちに社会のルールや自分の行動に責任を持つこと等の規範意識の醸成を図るとともに、自分の身を自分で守ることができるよう犯罪被害防止のスキルを教えることで非行防止及び問題行動抑止を図る。	2 内 容 (1)主な対象…小学校2~6年生及び中学生、高校生、総合支援学校の全学年 (2)指導体制…「警察官」又は「スクールサポートセンター(警察OB)」 ※ 京都府警察本部少年課少年サポートセンター又は所轄の警察署から派遣。	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 京都府警との連携のもと、引き続き、各校に対して複数の学年・学級での実施の呼びかけや、保護者との連携強化・啓発の観点から、保護者へも積極的に呼びかけるとともに保護者参観などの実施の充実を図る。	
平 成 29 年 度 の 実 施 報 告	事業概要 全249校（京都市立小・中・高等学校）において事業を実施。 <内容> ア. 非行に結び付く犯罪行為の防止「暴力」 ・暴力行為は絶対許されない行為であることを知る。 ・人の痛みや苦しみを理解し、人を思いやり、大切にする心を養う。 イ. 犯罪行為の防止「万引き」 ・万引きが犯罪であることを認識する。 ・犯罪行為について知る。 ウ. 非行に結びつく問題行動の防止「いじめ」 ・いじめは人として絶対許されない行為であることを知る。 ・友達を大切にする態度を養う。 エ. 薬物等に対する危険性を学ぶ「薬物乱用」 ・喫煙や、シンナーの吸引、覚せい剤、危険ドラッグ等の使用が生命・身体に与える危険性を知る。 ・薬物等に対して自ら拒否する強い意志を養う。 ・一度の使用でも犯罪行為であることを認識する。 オ. 社会のルールやマナーを学ぶ「ケータイ」 ・スマートフォン等の使用トラブルから重大な事件に繋がる危険性を知る。 ・ルールやマナーを学び、適切な使用について自ら判断できる意識を養う。			
予 算 額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額： - 千円 29年度予算額： - 千円			

『事業名』 地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進		新規・充実・ 継続
『担当課』 教育委員会事務局 体育健康教育室		
『事業の概要』 学校・家庭・地域・警察等関係機関との連携のもと、総合的、系統的な子どもの安全対策等を推進する。		
『事業の開始時期』 平成16年度		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 学校敷地内や通学路などでの子どもの安全を確保するため、学校・家庭・地域・警察等関係機関との連携を一層強化し、総合的、系統的な子どもの安全対策等の推進を図る。	
	2 内容 (1) 地域ぐるみの学校安全体制の整備 通学路や地域で巡回・警備等に従事するボランティア(スクールガード)の養成・研修を行うとともに、警察官・教員OBなどの協力の下、地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)による各学校の巡回指導や学校内外の安全対策の点検・評価、指導助言を行う。	
	(2)「学校安全ボランティア」感謝状の贈呈 約2万人の地域住民や保護者等がボランティアとして通学路や地域での見守り活動等を行い、子どもたちの安心安全を支えていただいている。こうした活動を称えるとともに、学校安全に対する更なる意識の向上、ボランティアの輪の一層の拡大を図るため感謝状を贈呈する。	
	(3)ボランティア保険への加入 子どもの見守り活動など、ボランティア活動中に発生した事故に対する補償のため、ボランティア保険の加入費用を京都市で負担する。	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 平成27年5月及び12月及び平成29年3月に発生した交通事故を踏まえ、以下の取組を強化する。 ・地域ぐるみで進める「子ども安心安全ネットワーク」の構築 ・京都府警、京都府、関係局との更なる連携の強化	
平成29年度の実施報告	事業概要 1 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施 (1)スクールガード・リーダー(14名)による小学校区の巡回の継続 (2)京都府警察本部から講師を招き、学校安全ボランティア講習会を開催	
	2 「学校安全ボランティア」などによる子ども見守り活動の支援 (1)約2万人がボランティアとして参画 (2)「学校安全ボランティア」感謝状を個人1,007名・団体は272団体に対して贈呈	
	3 ボランティア保険の加入 平成19年度から加入費用を京都市で負担(29年度 5,602人が加入)	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：7,019千円 29年度予算額：8,296千円	

《事業名》 幼稚園、学校における安全確保や安全教育の強化		新規・充実・ 継続
《担当課》 教育委員会事務局 体育健康教育室		
《事業の概要》 子どもが健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るために、不測事態の危険回避能力を養う等の安全教育の充実を図る。		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 児童・生徒が、健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るために、安全指導を徹底する。</p> <p>2 内容 (1) 小・中学校「安全ノート」及び教師用指導資料の作成・配布 (2) 小学校新1年生及び保護者向け安全リーフレットの作成・配布 (3) 交通安全指導用器材（自転車、模擬信号機等）を各校へ巡回貸出し (4) 自転車交通安全教育プログラムの活用による自転車交通安全教育の充実 (5) 安全教育及び安全管理についての配慮事項をまとめた「学校安全の手引」の全小中学校への配布と活用の促進</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 「学校安全の手引」を活用し、より一層の安全教育の充実、安全管理の推進を図る。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 児童・生徒が、健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るために、安全指導を徹底。</p> <p>1 小・中学校「安全ノート」及び教師用指導資料の作成・配布 2 小学校新1年生及び保護者向け安全リーフレットの作成・配布 3 交通安全指導用器材（自転車、模擬信号機等）を各校へ巡回貸出し 4 自転車交通安全教育プログラムの活用促進</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：4, 247千円 29年度予算額：4, 222千円</p>	

『事業名』 通学路安全対策の推進		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 教育委員会事務局 体育健康教育室		
『事業の概要』 地域関係団体やPTA、警察機関等との連携により、子どもの安全な通学を確保する。		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 児童・生徒等の安全な通学を確保するという観点から、地域の交通情報や道路等の条件を勘案して設定している通学路において、地域ぐるみで交通安全及び防犯対策指導を実施する。</p> <p>2 内容 (1)約2万人の地域住民や保護者等の協力による地域ぐるみの「学校安全ボランティア」体制整備の一層の推進。 (2)各校における通学路や学校周辺の危険箇所や内容とともに、不審者情報や「こども110番のいえ」を明記した「安全マップ」の作成・更新。また、それに基づく継続的な指導。 (3)警察署、PTA、地域関係団体等とともに、各小学校単位で設置する「児童交通安全対策連絡会」における交通安全に関する取組の継続した実施。 (4)所轄警察署等と協力した「安全教室」及び「自転車教室」の実施。また、京都府警交通企画課と連携した「自転車運転免許証の交付を伴う自転車教室」の活用。 (5)就学前の新1年生保護者に対する交通安全の啓発。 (6)「京都市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察署、土木事務所、教育委員会等が連携し、通学路の安全確保について継続的に取り組む。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 昨年度に引き続き、警察機関、建設局との連携による対策を進めるとともに、PTAや地域の見守り隊等地域諸団体や警察との連携による安全確保の推進に取り組む。</p>	
	<p>事業概要</p> <p>1 約2万人の地域住民や保護者等の協力による地域ぐるみの「学校安全ボランティア」の活動。</p> <p>2 各校における「安全マップ」の作成・更新。また、それに基づく継続的な指導。</p> <p>3 警察署、PTA、地域関係団体等とともに、各小学校単位で設置する「児童交通安全対策連絡会」における交通安全に関する取組の実施。</p> <p>4 所轄警察署等と協力した「安全教室」及び「自転車教室」の実施。</p> <p>5 就学前の新1年生保護者に対する交通安全の啓発。</p> <p>6 「京都市通学路交通安全プログラム」に基づいた、通学路の安全について取り組む。</p>	
	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額： - 千円</p> <p>29年度予算額： - 千円</p>	

«事業名» シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進		新規・充実・ 継続
«担当課» 教育委員会事務局 体育健康教育室		
«事業の概要» <p>国において、平成25年8月「第四次薬物乱用防止五か年戦略」が策定され、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することが求められている状況を踏まえ、本市では、全市立中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」を継続的に実施するなど、薬物乱用防止教育の一層の推進に努めている。</p>		
«事業の開始時期» 平成12年度		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 <p>ポスター、パンフレットの配布等による児童・生徒及び保護者に対する啓発活動を実施するとともに、学校現場での効果的な指導実施のための教職員研修を充実させる。</p>	
	2 内容 (1) 啓発ポスター等の配布 (2) 「薬物乱用防止教室」の推進 <p>警察及び関係機関等との連携のもと、全小学校・中学校・高等学校で「薬物乱用防止教室」を開催。</p> (3) 薬物乱用防止教育にかかる教職員研修の実施 <p>実際に指導にあたる小学校・中学校・高等学校・総合支援学校の教職員を対象として、外部講師を招くなどの講習会を実施</p> (4) 「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」防煙教室の実施 <p>中学校を対象に「NPO京都禁煙推進研究会」等との連携で講義や体験型の学習による喫煙防止教育を実施</p>	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） <p>「薬物乱用防止教室」を全小学校・中学校・高等学校において実施するなど、薬物乱用防止教育の一層の推進</p>	
平成29年度の実施報告	事業概要 (1) 教職員研修の実施等 <p>薬物乱用防止教育にかかる教職員研修の実施とともに、保護者用啓発チラシを配布</p> (2) 「薬物乱用防止教室」の推進 <p>全小学校・中学校・高等学校において「薬物乱用防止教室」を実施</p> (3) 「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」防煙教室の実施 <p>中学校を対象に、「NPO京都禁煙推進研究会」等との連携のもと、医師や保健師等の専門家による講義や体験型の学習等の喫煙防止教育を実施（実施校数：36校）</p>	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：1,880千円 29年度予算額：1,203千円	

《施策・取組名》 ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）		新規・充実・ 継続														
《担当課》 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課																
《事業の概要》 ごみ収集福祉サービスとは、本市が定期的に収集している5種類のごみ（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、雑がみ類）を所定のごみ集積所まで排出することが困難な要介護高齢者、障害のある市民を対象に、まち美化事務所の収集員が当該世帯の玄関先等まで伺い収集するサービスである。																
《事業の開始時期》 平成20年1月14日からサービスを開始した。																
年度の取組計画	1 実施方針 平成19年度末から開始したサービスで、利用世帯数は平成30年3月末時点で3,813件となっている。 今年度についても、本サービスを必要とされている方に利用していただけるよう、引き続き機会あるごとに広報・周知に努めていく。	2 内容 ごみ収集福祉サービスは、一定の条件を満たす要介護高齢者、障害のある市民等を対象としており、玄関先まで収集員がごみを収集することだけでなく、ごみを排出されていない場合には、緊急連絡先への安否確認を行うサービスや希望される方にはインターホン等による声かけを実施している。 3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 本サービスを必要とされている方に利用していただけるよう、引き続き機会あるごとに広報・周知に努めていく。														
年度の実施報告	事業概要 利用世帯の推移 (各年度末時点) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用世帯数</td><td>1,968</td><td>2,152</td><td>2,305</td><td>2,602</td><td>3,006</td><td>3,279</td></tr> </tbody> </table>	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	利用世帯数	1,968	2,152	2,305	2,602	3,006	3,279	予算額（千円未満切り上げ） 30年度予算額：一千円 29年度予算額：一千円
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度										
利用世帯数	1,968	2,152	2,305	2,602	3,006	3,279										

『事業名』 みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進	新規・充実・ 継続
『担当課』 保健福祉局障害保健福祉推進室	
『事業の概要』 京都市みやこユニバーサルデザイン審議会を通して、障害のある方に限らず、高齢者や外国人など様々な方から意見を聞くことにより、年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、利用者の安全面にも配慮しながら、最初からだれもが利用しやすいように、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を行っていく。	
『事業の開始時期』 平成17年4月 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 平成17年4月：「京都市みやこユニバーサルデザイン審議会」を設置 </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> 平成18年4月：既存の「障害者のためのモデル街づくり推進懇談会」を発展的に解消し、 その機能を同審議会に継承 </div>	
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 審議会に設置された「利用しやすい施設づくり部会」等において、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、様々な分野の方々から意見を聴取し、これらの意見をまちづくり等に反映させる。</p> <p>2 内容 鉄道駅舎やバスターミナルの新築、大規模改修の事案について、設計段階及び工事完了後に部会所属の委員から意見を聞く機会を設け、その意見を事業者に伝えることによって、より利用者の視点に立った整備が行われるよう促していく。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） ・駅舎新築及び大規模な改築工事の設計段階における事前意見聴取を行う。 ・駅舎工事完成後における実施検証を行う。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「分かりやすく伝えるため」の手引き及びコミュニケーション支援ボードの作成 ○地下鉄車両における案内表示の充実（路線名、行先、駅名の4箇国語での表示など） ○救急時における多言語音声翻訳アプリを活用した多言語対応の充実
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：6,337千円</p> <p>29年度予算額：6,503千円</p>

『事業名』 京都市成年後見支援センターの運営		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 保健福祉局介護ケア推進課、障害保健福祉推進室		
『事業の概要』 成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者や知的障害のある方等をサポートするため、長寿すこやかセンター内に「成年後見支援センター」を設置し、同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行うとともに、意欲のある市民を対象に市民後見人を養成し、市民の制度利用の促進を図る。		
『事業の開始時期』 平成24年4月1日		
平 成 30 年 度 の 取 組 計 画	<p>1 実施方針 成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者や知的障害のある方等をサポートするため、同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行う。</p> <p>2 内容 (1) 成年後見制度に関する相談対応 親族や福祉関係施設等からの成年後見制度に関する相談に常時対応する「一般相談」のほか、弁護士や司法書士等の専門職が対応する「専門相談」を定期的に開催する。 (2) 申立支援 家庭裁判所への申立手続に当たり、提出書類の作成方法の説明等を行う。 (3) 市民後見人への支援 後見人の確保を図るとともに、成年後見制度の利用促進を図るため、現在登録している市民後見人に講義等を行い、スキルアップをはかる。 (4) 普及・啓発 市民や福祉関係施設職員を対象としたシンポジウムや講習会の開催、パンフレットやホームページでの情報発信等、成年後見制度の普及・啓発を行う。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 成年後見制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行い、同制度の利用を必要とする市民に対し、利用の促進を図る。</p>	
平 成 29 年 度 の 実 施 報 告	事業概要 ・相談件数：705件 ・市民後見人養成講座修了者数 16人	
予 算 額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：18, 399千円 29年度予算額：18, 498千円	

«事業名» 認知症地域支援推進員の配置		新規・充実・継続
«担当課» 保健福祉局健康長寿企画課		
«事業の概要» 認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、また、認知症介護や医療に関する助言を高齢サポート（地域包括支援センター）等へ行う認知症地域支援推進員を配置し、高齢者福祉の増進を図る。		
«事業の開始時期» 平成24年6月		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、また、認知症介護や医療に関する助言を高齢サポート等へ行う認知症地域支援推進員を配置する。	
	2 内容 (1) 認知症疾患医療センターをはじめ、京都地域包括ケア推進機構、京都市長寿すこやかセンター、各区役所・支所等、関係機関との連絡調整 (2) 高齢サポート（地域包括支援センター）による地区医師会や認知症サポート医等との地域ネットワーク形成のサポート (3) 高齢サポート（地域包括支援センター）への指導、支援の強化 (4) 本市実施事業の推進を通じた区役所・支所と高齢サポート（地域包括支援センター）、地区医師会の連携強化 (5) 認知症初期集中支援事業の円滑な実施支援 (6) 地域の認知症支援ネットワーク間の連携支援 (7) 市内認知症カフェ設置状況の把握	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関との連携や、高齢サポート（地域包括支援センター）が行う地域医療機関や認知症サポート医との認知症支援ネットワーク構築を支援するほか、「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」の実施を通じて、包括的に活動を進めていく。 また、これまで健康長寿企画課に2名の認知症地域支援推進員を配置してきたが、認知症相談窓口でもある長寿すこやかセンターに勤務する専門職のうち1名を、認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として「認知症地域支援推進員」に認定し、地域における支援体制の更なる強化を図る。 また、本市及び長寿すこやかセンターに配置する認知症地域支援推進員が、これまで以上に連携を深め、それぞれの取組を円滑に進めていく。	
平成29年度の実施報告	事業概要 <ul style="list-style-type: none">「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」の実施による地域支援体制の構築支援（認知症行方不明対策に係る取組、若年性認知症支援のための研修の実施等）「認知症地域支援推進員活動ニュース」の発行による高齢サポート（地域包括支援センター）への情報提供認知症疾患医療センターや認知症の人と家族の会との連携強化各区地域包括支援センター運営協議会や、行政区域における認知症の人への支援に関する情報交換や支援事例の検討を行う会議での助言・情報提供や取組支援等。認知症の人と家族を支える地域の人材や独自の取組についての情報収集（行方不明発見協力模擬訓練等）国が実施する認知症地域支援推進員研修を含む各種研修の受講認知症初期集中支援チームへの助言等を通じた取組支援	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：8,807千円 29年度予算額：8,687千円	

《事業名》 高齢者・障害者権利擁護推進事業		新規・充実・ 継続
《担当課》 保健福祉局介護ケア推進課、障害保健福祉推進室		
《事業の概要》 認知症高齢者や障害のある方々が権利を守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くために、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関係団体の連携のあり方などについて検討するとともに、市民や福祉関係職員への啓発等、権利擁護施策の推進を図る。		
《事業の開始時期》 平成12年度		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 認知症高齢者や障害のある方々が権利を守られ、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係団体との連携のもと、権利擁護施策の推進を図る。	
	2 内容 (1) 関係諸団体、学識経験者、京都市で構成する権利擁護ネットワーク連絡会議の運営 <ul style="list-style-type: none">・ 運営会議の開催・ 連絡会議の開催 (2) 広報・啓発 <ul style="list-style-type: none">・ 成年後見セミナーの開催・ 成年後見制度講座の開催 (2) その他 <ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度における市長による審判請求	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 引き続き、認知症高齢者や障害のある方々の権利を擁護する施策の推進を図る。	
平成29年度の実施報告	事業概要 (1) 関係諸団体、学識経験者、京都市で構成する権利擁護ネットワーク連絡会議の運営 <ul style="list-style-type: none">・ 連絡会議の開催（1回） (2) 広報・啓発 <ul style="list-style-type: none">・ 成年後見セミナーの開催（1クール5回×2回）・ 成年後見制度講座の開催（8回） (2) その他 <ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度における市長による審判請求 (高齢者95件、知的障害者16件、精神障害者11件)	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：162,932千円（介護123,133千円、障害39,799千円） 29年度予算額：157,375千円（介護125,256千円、障害32,119千円）	

『事業名』 緊急通報システム事業の推進	新規・充実・ 継続
『担当課』 保健福祉局介護ケア推進課、障害保健福祉推進室	
『事業の概要』	
<p>在宅のひとり暮らし高齢者等に、急病や災害など突発的な事態が発生した場合に、地域社会のネットワークで迅速な救援体制をとることができるシステムを整備する。具体的には、緊急時に救援活動が行える組織や人（消防局指令センター・近隣住民）を事前に登録しておき、火災などの突発的な事態が発生した場合に貸与しているペンダント等のボタンを押すことにより、消防局指令センターに自動的に通報され、指令を受けた所管消防署からの救急車、消防車の出動や、近隣住民の協力によって救援活動を行う。</p> <p>また、通報装置にある相談ボタンを押すと、相談センターに自動的に通報され、保健師又は看護師の資格を持つ専門の相談員が24時間体制で「保健・健康に関する相談」に応じている。</p> <p>※ 障害施策の対象は65歳未満の方。65歳を超えての利用は原則高齢施策での取扱いとなる ※ 自力歩行が不能である方等を対象に、本システムと連動する住宅用火災警報器の設置を勧めている（消防局所管：緊通連動住警器事業）</p>	
『事業の開始時期』	
平成2年12月	
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 在宅のひとり暮らし高齢者等に、急病や災害など突発的な事態が発生した場合に、地域社会のネットワークで迅速な救援体制をとることができる本システムを引き続き整備する。</p> <p>2 内容 設置台数については、平成30年度7,138台（高齢者6,932台、重度身体障害者206台）の稼動に対応できるよう予算措置を講じている。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 本事業は、高齢者等の生活上の不安を解消し、自立した生活を支援するための施策として極めて有効であることから、さらなる制度の周知等に努める。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 <平成29年度3月末 設置状況> 6,659台（高齢者6,462台、重度身体障害者197台） <平成28年度3月末 設置状況> 7,180台（高齢者6,966台、重度身体障害者214台） <平成27年3月末 設置状況> 7,734台（高齢者7,507台、重度身体障害者227台）</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：106,090千円 （高齢者102,695千円、重度身体障害者3,395千円） 29年度予算額：116,518千円 （高齢者112,801千円、重度身体障害者3,717千円）</p>

『事業名』 老人福祉員設置事業の推進		新規・充実・ 継続
『担当課』 保健福祉局健康長寿企画課		
『事業の概要』 <p>老人福祉員が、ひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否の確認、話し相手、連絡等を行い、地域において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。</p>		
『事業の開始時期』 昭和49年3月		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 ひとり暮らし高齢者の世帯数が増加の一途をたどる中、地域福祉活動の担い手として老人福祉員の果たす役割は重要さを増しており、その活動が期待されている。 今後、更に老人福祉員の活動を活性化するために、各区及び市全体で研修会を開催し、老人福祉員活動を充実することにより、高齢者福祉の増進を図る。	
平成29年度の実施報告	2 内容 老人福祉員の活動を活性化するため、各区及び市全体で研修会を開催する。 また、関係民生委員・児童委員及び区役所・支所保健福祉センターをはじめ関係機関とも連携を図り活動の充実に努める。	
予算額	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 近年、急速に高齢化が進展する中、訪問対象となるひとり暮らし高齢者も増加しており、老人福祉員が民生委員・児童委員をはじめ、高齢サポート（地域包括支援センター）や地域の関係団体等と連携し、援護を要する高齢者に対してきめ細やかな援助や福祉施策の周知、また、介護予防事業の普及・啓発及び情報提供等を行うことが必要不可欠となっている。 そのため、今年度も引き続き、各区及び市全体で老人福祉員を対象とする研修会を開催し、老人福祉員活動の活性化を図る。	
事業概要	平成29年11月25日に、全体研修会を行い、老人福祉員615人が受講した。研修では「認知症への備え」をテーマとした講演を行い、老人福祉員の地域活動における質の向上と活性化を図った。 各区役所・支所においても、老人福祉員活動に必要な知識や技能の習得を目的とし、それぞれ研修会を実施した。	
	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：33,969千円 29年度予算額：34,019千円	

『事業名』 一人暮らし年寄り見守りサポート事業		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 保健福祉局健康長寿企画課		
『事業の概要』 <p>高齢者福祉に関心のある市民を、地域の高齢者への目配りを中心としたボランティア活動に携わる「一人暮らし年寄り見守りサポート」（以下「見守りサポート」という。）として登録し、高齢サポート（地域包括支援センター）と連携することにより、既存の地域ネットワークの更なる充実と、一人暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整備する。</p>		
『事業の開始時期』 平成21年10月		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 <p>「見守りサポート」の普及に努め、登録者数の増加を図るとともに、研修会の開催、高齢者福祉に関する情報提供等を行うことにより、見守りサポートを支援する。</p>	
平成29年度の実施報告	2 内容 <p>チラシの配布等により広く市民に応募を呼び掛け、事業の普及に努める。 また、高齢者保健福祉サービス等についての研修を実施し、高齢者福祉に関する情報を内容とするハンドブック及び登録シール(門標)を配布し、高齢者福祉施策等の情報提供を行う。</p>	
予算額	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） <p>見守りサポートの更なる登録者数の増加に向け、募集を継続する。 見守りサポートと高齢サポートとの連携強化の観点から、高齢サポートで見守りサポートを対象とした学習会を開催する。</p>	
見守りサポートの募集を継続し、登録者数の増加促進を行った（平成30年3月末現在登録者数13,620名）。 また、55箇所の高齢サポートで、見守りサポートを対象とした学習会を実施した。		
予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：1,331千円 29年度予算額：1,733千円		

《事業名》 高齢者あんしんお出かけサービス事業～小型G P S端末機の貸出～		新規・充実・ 継続
《担当課》 保健福祉局健康長寿企画課		
《事業の概要》 認知症高齢者のいる世帯へ小型G P S端末機を貸与する事業であり、認知症高齢者が外出し、戻れなくなったときに、身に付けていたる小型G P S端末機からの電波を受信することで当該高齢者の位置を特定し、家族等に速やかに現在位置を知らせることにより、未然に事故等を防止し、認知症高齢者とその家族等が安心して暮らせる環境を整える。		
《事業の開始時期》 平成13年10月		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる環境を整えるため、本サービスの整備を引き続き行う。	
	2 内容 認知症高齢者が外出し、戻れなくなったときに、その高齢者が身に付けていたる小型G P S端末機からの電波を受信することで当該高齢者の位置を特定し、家族等に速やかに現在位置を知らせることにより、事故等を未然に防止し、高齢者の家族等が安心して暮らせる環境を整える。 家族等からの位置検索依頼は、京都市内に設置した24時間対応の位置検索センターで受け付け、行方不明高齢者の位置情報を電話又はファックスにより提供する。 また、平成29年度から、新たにスマートフォン等の汎用端末で自己検索が可能な小型G P S端末機を導入し、従来の「問い合わせ検索方式」型端末と「自己検索方式」型端末の選択制とした。	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 外出し、戻れなくなった高齢者が早期に発見され安全に家族等のもとに帰れるよう、京都府警察とも連携を保ちながら事業の実施及び制度の周知に努める。	
平成29年度の実施報告	事業概要 平成29年度末登録人数：71人	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：3,366千円 29年度予算額：2,777千円	

『事業名』 ～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業		新規	・	充実	・	継続
『担当課』 保健福祉局健康長寿企画課						
『事業の概要』						
認知症の早期発見・早期相談・早期診断による連続性のある支援を推進するため、京都市版認知症ケアパスの普及・啓発や、地域における医療・介護等関係機関の連携体制構築に向けた取組支援等により、地域ぐるみで認知症の人やその家族を支える取組を進める。						
『事業の開始時期』						
平成25年4月						
平成 成 30 年 度 の 取 組 計 画	1 実施方針	高齢化の進展に伴い、今後、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、その対策は急務であり、地域の実態に応じて、認知症医療の入り口となる早期発見・早期相談・早期診断による連続性ある支援(地域で気づき・つなぎ・支える)を推進していく。				
	2 内容	(1) 認知症初期集中支援事業【充実】				
		認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症が疑われる人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」について、平成29年度までに「北区・上京区」エリア、「下京区・南区」エリア、「西京区（洛西含む）」エリアにチームを設置し、事業の拡充を図ったところである。				
平成30年度には、上記3チームに加え、「左京区」、「山科区」及び「伏見区（深草・醍醐含む）」エリアにそれぞれ1チームずつ追加し、早期診断・早期対応に向けた支援体制をより強化するとともに、できるだけ早期の全市展開を図っていく。チームの運営検討、実施に当たっては、アドバイザリーボード（※）を認知症初期集中支援チーム検討委員会に位置付け、今後も多角的に検討を行っていく。						
※医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成され、認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況について検討するため年3回程度開催し、活動状況について報告を受けるとともに実施状況の確認・助言などを行う会議。						
(2) 認知症高齢者行方不明対応支援事業【継続】						
平成28年3月から運用を開始（平成29年12月一部改訂）した、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」について、引き続き行方不明時の発見協力依頼先の拡大等ネットワークの強化を図る。						
(3) 若年性認知症支援事業【継続】						
平成29年度に引き続き「若年性認知症支援連携プロジェクト」を継続しつつ、若年性認知症の人や家族への支援の必要性の意識付けや啓発を行うとともに、介護や障害福祉事業所職員等への研修等を実施し、相談の対応力向上を図る。						

	<p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等）</p> <p>認知症初期集中支援事業の拡充により、認知症初期対応への取組を強化するとともに、認知症高齢者の行方不明対応についても、平成28年3月から運用を開始している、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」（平成29年12月一部改訂）の運用に引き続き努め、行方不明時の発見協力依頼先の拡大等ネットワークの強化を図る。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <p>(1) 認知症初期集中支援モデル事業</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症が疑われる人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」を「下京区・南区」及び「西京区・西京区洛西支所」エリアに増設し、事業の拡充を図った。</p> <p>(2) 認知症高齢者行方不明対応支援事業</p> <p>平成28年3月から運用を開始した、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」について、行方不明時の発見協力依頼先の拡大等ネットワークの強化を図った。</p> <p>また、平成29年12月から、事前相談・登録の段階で所轄警察署への情報提供の同意確認を行い、同意が得られた場合においては事前相談・登録情報の所轄警察署との情報共有を図ることを可能とした。</p> <p>(3) 若年性認知症支援事業</p> <p>平成29年度については、障害福祉分野の制度・施策利用での相談支援で、地域の基幹となっている障害者地域生活支援センター職員向けにアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、障害者就労支援事業所職員等に研修を実施した。また、平成28年度に引き続き、保健福祉センター・高齢サポート（地域包括支援センター）職員等に対し、若年性認知症に関する知識や支援制度について学ぶ基礎研修を実施し、対応力の向上及び連携体制の構築を図った。</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：57,283千円</p> <p>29年度予算額：29,716千円</p>

平成30年度の取組計画	新規	充実	継続
『事業名』	認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業		
『担当課』	保健福祉局健康長寿企画課		
『事業の概要』	<p>1 地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成する。</p> <p>2 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行う認知症サポート医を養成する。また、認知症サポート医が講師となり、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修を行う。さらに、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を行う。</p>		
『事業の開始時期』	平成18年7月		
	<p>1 実施方針</p> <p>高齢化の進展に伴い、今後、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中、その対策は急務であり、地域の実態に応じて、認知症医療の入り口となる早期発見・早期相談・早期診断による連続性ある支援(地域で気づき・つなぎ・支える)を推進していく。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 認知症サポーターに関する取組</p> <p>ア 認知症の方の地域での暮らしを見守る「認知症サポーター」の養成</p> <p>イ 認知症サポーターの研修の講師となる「キャラバンメイト」の養成、登録、派遣調整、活動支援</p> <p>ウ 認知症サポーターを対象にフォローアップを目的とする「認知症サポーター・ステップアップ（アドバンス）講座」の実施</p> <p>(2) 認知症サポート医に関する取組</p> <p>ア 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行う「認知症サポート医」の養成</p> <p>イ 認知症サポート医を講師とする、かかりつけ医を対象とした「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の実施</p> <p>ウ 認知症サポート医を対象にフォローアップを目的とする「認知症サポート医フォローアップ研修」の実施</p> <p>(3) 病院勤務の医療従事者に関する取組</p> <p>ア 病院勤務の医療従事者に対する「認知症対応力向上研修（訪問研修）」の実施</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等）</p> <p>第7期京都市民長寿すこやかプランに掲げた数値目標に基づき、認知症サポーター及び認知症サポート医の更なる養成を行っていく。</p>		

平 成 29 年 度 の 実 施 報 告	事業概要
	(1) 認知症サポーターに関する取組
	ア 認知症サポーター講座の開催
	開催回数 435回 養成数 13,105名
	延べ養成数 104,392名 (平成29年度末で8万人の養成が目標)
	イ キャラバン・メイト養成研修の実施
	開催回数 1回 養成数 71名
	延べ養成数 2,568名
	ウ 認知症サポーター・ステップアップ(アドバンス)講座の開催
	開催回数 2回 参加者数 27名 登録者数 11名
	延べ登録者数 255名
	(2) 認知症サポート医に関する取組
	ア 認知症サポート医の養成(派遣研修)
	養成数 11名 延べ養成者数 60名
	イ かかりつけ医認知症対応力向上研修
	3回実施、受講者 111名(医師) 延べ受講者数 1,155名
	ウ 認知症サポート医フォローアップ研修
	1回実施、受講者 23名(認知症サポート医) 延べ受講者数 110名
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額: 8,546千円 29年度予算額: 7,694千円

『事業名』 高齢者虐待防止事業		新規・充実・ 継続
『担当課』 保健福祉局介護ケア推進課		
『事業の概要』 <p>高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できる地域社会の構築を目指し、高齢者虐待の早期発見・早期対応を目的として、高齢者虐待についての市民の理解を深めるとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者に対し、虐待を受けたあるいは受けているおそれのある高齢者に対する支援や虐待の防止等に関する研修会等を開催する。</p>		
『事業の開始時期』 平成18年4月		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 高齢者虐待についての理解の促進及び関係者等に対する研修会や各種専門職による事例検討会の実施等	
	2 内容 (1) 市民に対する啓発の実施 (2) 関係者等に対する研修会の実施 (3) 高齢者虐待事例研究会の設置	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 虐待及び虐待防止についての理解をより深めるため、市民・関係者等に対する啓発・研修を実施するとともに、事例研究を行う。	
平成29年度の実施報告	事業概要 (1) 市民に対する啓発の実施 ア 講演会の実施（1回開催） (2) 関係者等に対する研修会の実施 ア 基礎講座（介護職員向け）（2回開催）（警察学校向け）（2回開催） イ 専門研修（専門編）（8回開催） (3) 高齢者虐待事例研究会の開催 ア 研究会の開催（6回開催） イ 事例検討の実施（4回、延べ4事例の実施。委任派遣1回。） ウ 相談員（弁護士）派遣（15回）	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：6,995千円 29年度予算額：6,995千円	

『事業名』 京都市高齢者虐待シェルター確保事業		新規・充実・ 継続
『担当課』 保健福祉局介護ケア推進課		
『事業の概要』 介護保険の要介護認定で要支援又は非該当（自立）と認定され、施設サービスを利用できない高齢者が養護者等による虐待又は同等程度の緊急事態であると認められる場合に、緊急に避難できる居室を確保する。		
『事業の開始時期』 平成20年12月		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 高齢者等が緊急に避難する場所を確保することにより、高齢者の生命及び身体の安全を確保することで、高齢者の尊厳を守る。</p> <p>2 内容 市内の特別養護老人ホーム等の来客用居室等を活用することにより、本市の区域内に居住する高齢者が養護者等による虐待から避難する場所を確保する。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 高齢者の安全を確保するため、引き続き事業を実施する。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 平成29年度利用件数 16件</p> <p>対象者：虐待により身体・生命に重大な危険又はそのおそれがあると生じている原則65歳以上の高齢者、特に市長が必要と認めた原則65歳以上の高齢者</p> <p>利用期間：原則最長2週間、特別な事情がある場合は2週間を限度として延長可能</p> <p>利用料：市民税課税者：2,500円/日、市民税非課税者、生活保護：1,380円/日</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：1,031千円</p> <p>29年度予算額：1,288千円</p>	

新規	充実	継続
《事業名》 建築物のバリアフリー化		
《担当課》 都市計画局建築指導部建築審査課		
《事業の概要》		
<p>学校や病院、図書館、店舗、飲食店など多くの人が利用する建築物を、お年寄りや身体に障害のある方、子どもや妊娠中の方も含め、誰もがともに利用しやすい建築物にするために、建築物等の新築や増改築を行う際のバリアフリーに関する整備や手続を義務付けている。</p>		
《事業の開始時期》		
<p>昭和51年4月から、「福祉のまちづくりのための建築物環境整備要綱」、平成7年4月から「京都市人にやさしいまちづくり要綱」によるバリアフリー整備の誘導を行っており、平成16年10月には、「京都市建築物等のバリアフリーの整備に関する条例（バリアフリー条例）」を施行し、バリアフリー整備の促進を継続している。</p>		
平成30年度の取組計画	1 実施方針	バリアフリー条例に基づき、建築物等におけるバリアフリー整備の一層の促進を図り、より安全で安心できる、すべての人にやさしいまちづくりの実現に取り組む。
	2 内容	<p>(1) バリアフリー整備の誘導 バリアフリー条例により、一定の用途及び規模の建築物等の建築時におけるバリアフリー整備を義務付けるとともに、建築主に事前協議を義務付け、より望ましいバリアフリー整備の実施を誘導する。</p> <p>(2) 既存建築物のバリアフリー整備に関する指導・助言の実施 福祉パトロール等を通じて既存建築物のバリアフリー環境の評価を行い、必要に応じて改修について指導・助言を行う。</p> <p>(3) バリアフリー整備の啓発 整備マニュアルを利用した協議や、優良建築物マークの交付等により、建築物の事業者等を啓発し、安全かつ良質なバリアフリー整備の普及を図る。</p>
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	引き続き、バリアフリー条例に基づき、建築物等におけるバリアフリー整備の一層の促進を図る。
	事業概要	平成29年度におけるバリアフリー条例に基づく協議書交付件数 845件（平成30年3月末時点）
平成29年度の実施報告	平成29年度におけるバリアフリー条例に基づく検査済交付件数 595件（平成30年3月末時点）	
	予算額（千円未満切上げ）	30年度予算額：一千円 29年度予算額：一千円

《事業名》 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業		新規 · 充実 · 継続
《担当課》 都市計画局住宅室住宅政策課		
《事業の概要》 <p>高齢者や障害のある方をはじめとする全ての市民が暮らしやすい良好な住宅ストックの形成及び安心して暮らせるすまいづくりの推進を目的として、分譲マンションの共用部分における、手すりの設置や段差の解消など、それらのバリアフリー改修工事に係る費用の一部を助成する。</p>		
《事業の開始時期》 平成22年4月		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 分譲マンション共用部分のバリアフリーを推進することで、良好な住宅ストックに誘導するため、平成30年度においても助成事業を行う。</p> <p>2 内容 分譲マンション共用部分のバリアフリー改修工事に係る費用の一部を助成する。 (応募件数：予算の範囲内) 助成金の額：工事費用の2分の1 上限額 1管理組合当たり100万円</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） なし</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 10件の分譲マンションに対し、助成を行った。</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：7,000千円 29年度予算額：7,000千円</p>	

『事業名』 交通施設のバリアフリー化の推進①		新規・充実・ 継続	
『担当課』 都市計画局歩くまち京都推進室			
『事業の概要』 高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が安心・安全で円滑に移動できるまちづくりを推進するため、旅客施設及びその周辺道路等のバリアフリー化を推進する。			
『事業の開始時期』 平成14年度 「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定 (平成23年度 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想)の策定			
平成 30 年度 の 取 組 計 画	1 実施方針 平成24年3月に策定した「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」で選定した10地区(11駅)の「重点整備地区」ごとに、バリアフリー化に関する基本方針やバリアフリー化の概要を定める「移動等円滑化基本構想」を策定し、計画的にバリアフリー化を推進する。	2 内容 前年度までに策定した「基本構想」に基づき、西院駅(阪急電鉄)、西大路駅及び桃山駅(以上、JR西日本)のバリアフリー化整備を推進し、また、重点整備地区以外でも、駅の利用状況等を踏まえ、京都駅(JR西日本)の可動式ホーム柵の整備に着手する。 併せて、鳥羽街道駅(京阪)のバリアフリー化を図るため、同駅が含まれる東福寺地区の「基本構想」改定のための連絡会議を開催し、地域住民や利用者団体等を交えて検討する。	3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 鉄道事業者が実施する駅のバリアフリー化整備に対して補助金を交付し、駅のバリアフリー化を推進する。
平成 29 年度 の 実 施 報 告	事業概要 前年度までに策定した「基本構想」に基づき、西院駅(阪急電鉄)及び西大路駅(JR西日本)のバリアフリー化整備に対して、国及び京都府と協調して補助金を交付した。		
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額: 257, 123千円 29年度予算額: 206, 923千円		

《事業名》 ノンステップバスの導入		新規・充実・ 継続
《担当課》 交通局自動車部技術課		
《事業の概要》 高齢者や身体に障害のある人をはじめ、すべての人に利用しやすいノンステップバスを導入する。		
《事業の開始時期》 平成8年度		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 バリアフリー新法の施行に伴い、市バス車両の更新にあたっては、ノンステップバスの導入を継続し、平成30年度は、ノンステップバス44両を導入する。	
	2 内容 ノンステップバス44両の導入	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 国土交通省認定「標準仕様ノンステップバス」を基本とした、バリアフリー車両の導入に努める。	
平成29年度の実施報告	事業概要 高齢者や身体に障がいのある人をはじめ、すべての人に利用しやすいノンステップバスの導入を促進するため、ノンステップバス42両を導入し、平成29年度中に、全ての市バス車両が、バリアフリー車両となった。	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：1,130,448千円（ノンステップバス44両分） 29年度予算額：1,092,000千円（ノンステップバス42両分）	

『事業名』 交通施設のバリアフリー化の推進②		新規・充実・ 継続	
『担当課』 交通局高速鉄道部技術監理課・電気課			
『事業の概要』 交通バリアフリー法に基づき地下鉄施設、車両等の整備を進めていく。			
『事業の開始時期』 平成12年度から、努力義務とされている車両間転落防止装置の設置をはじめとして、順次、バリアフリー化を進めている。 交通バリアフリー法の施行に伴い、設置が義務付けられているエレベーター、エスカレーター、身体障害者対応トイレ及び点字誘導タイル等については、「人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、これまでにすべての駅に設置した。			
平成30年度の取組計画	1 実施方針 地下鉄を安心、安全、快適にご利用していただけるよう、バリアフリー化を推進していく。	2 内容 鞍馬口駅及び竹田駅の旅客用トイレの全面改修を行う。また、九条駅及びくいな橋駅の旅客用トイレの全面改修の設計を行う。 トイレの全面改修にあたっては、高齢者や外国人観光客など、より多くのお客様が利用しやすいよう、出入口部の段差解消や洋式便器の設置などを行う。	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）
平成29年度の実施報告	事業概要 五条駅の旅客用トイレの全面改修を行った。また、鞍馬口駅及び竹田駅の旅客用トイレの全面改修の設計を行った。 トイレの全面改修にあたっては、高齢者や外国人観光客など、より多くのお客様が利用しやすいよう、出入口部の段差解消や洋式便器の設置などを行った。		
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：205, 407千円（地下鉄鞍馬口駅、竹田駅、九条駅、くいな橋駅） 29年度予算額：91, 549千円（地下鉄五条駅、鞍馬口駅、竹田駅）		

	新規・充実・継続
平成30年度の取組計画	<p>《事業名》 犯罪被害者支援策の推進</p> <p>《担当課》 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課</p> <p>《事業の概要》 京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。</p> <p>《事業の開始時期》 平成11年4月(京都市犯罪被害者等支援条例は平成23年4月施行)</p> <p>1 実施方針 「被害直後の支援」、「一定の生活回復に向けた支援」、「京都市の地域特性を生かした独自の取組」、「社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けた取組」の4つの視点から、事業を実施する。</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 犯罪被害者総合相談窓口(ワンストップ窓口)の運用 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター(以下、「支援センター」という。)内に設置した総合相談窓口を引き続き運用する。具体的には、ワンストップで電話などによる相談を受け、支援センターを中心に、本市関係所属や関係機関が連携して、被害直後から中長期にわたって必要な支援を行う。また、支援センターにおいて被害者への支援を行う被害者支援者(ボランティア)の質の向上を図る。 (2) 犯罪等による生活困窮者に対する生活資金の給付 犯罪により当座の生活に困窮することとなった被害者等に、30万円の生活資金を給付する。 (3) 住居の提供等 犯罪により従前の住居に居住することが困難となった被害者に、民間シェルターの入居(随時)、市営住宅の優先入居等(年間4回募集)、民間住宅の情報提供(随時)等を実施する。 (4) 心のケア 京都市こころの健康増進センターに設置した被害者のための専門外来を引き続き運用し、総合相談窓口を通じて、相談や精神科医師の診察を実施する。 (5) 通訳派遣など観光旅行者等への支援 外国人被害者への通訳派遣、他府県在住者への支援センターによる裁判代理傍聴など、本市で被害にあった観光旅行者や一時滞在者等を支援する。 (6) 大学等と連携 被害者に関する大学講義を(公財)大学コンソーシアム京都の単位互換科目とするなど、啓発や人材育成に連携して取り組む。 (7) 広報・啓発・教育活動 被害者が置かれた状況や社会全体で支える重要性について、広く市民の关心と意欲を高めるため、警察や民間支援団体をはじめとする関係機関・団体と連携し、様々な活動を展開する。 <p>3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 犯罪被害者等へのニーズ調査の結果や支援センターからの意見等を踏まえ、被害者支援者(ボランティア)の質の向上や経済的援助の充実を図る。</p>
平成29年度の実施報告	<p>1 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 犯罪被害者総合相談窓口(ワンストップ窓口)の運営 平成23年4月から公益社団法人京都犯罪被害者支援センターに窓口を設置し、本市の被害者支援施策の窓口として、相談や各種支援を実施した。 電話相談:685件 面接相談:139件 直接支援:227件 (2) 生活困窮者に対する生活資金の給付 1件 (3) 住居の提供等 民間シェルターへの入居支援制度の運用、市営住宅の優先入居の募集等の支援を行った。 (4) 心のケア 京都市こころの健康増進センターに専門外来を設置。精神科医師及び相談員を配置し、精神的なケアを行った。 電話相談:1件 面接相談:0件 診察:18件 (5) 通訳派遣など観光旅行者等への支援 総合相談窓口において必要に応じて通訳派遣を行える体制を継続した。 (6) 大学等との連携 被害者に関する大学講義を(公財)大学コンソーシアム京都の単位互換科目とするなど啓発や人材育成に取り組んだ。 (7) 広報・啓発・教育活動 関係機関と連携し、様々な活動を実施した。 「犯罪被害者支援京都フォーラム」「生命のメッセージ展」「いのちを考える教室」「犯罪被害者週間における啓発パネル展及びホンダリング」の実施、被害者支援センターボランティア募集広報、犯罪被害者・遺族の手記「ともしび」の発行、支援センター周知トラフィカ京カードの作成などを実施した。
予算額	<p>予算額(千円未満切上げ)</p> <p>30年度予算額: 10, 256千円</p> <p>29年度予算額: 10, 408千円</p>

『事業名』 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携		新規・充実・継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
『事業の概要』 本市の犯罪被害者総合相談窓口である(公社)京都犯罪被害者支援センター(以下、支援センター)で相談を受けた方を必要に応じて京都性暴力ワンストップ相談支援センター(以下、京都 SARA)に紹介するとともに、京都 SARA 連携会議に出席することで、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行う。		
『事業の開始時期』 平成27年8月		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けて京都 SARA と連携する。	
	2 内容 (1) 相談者の紹介 支援センターで相談を受けた方を必要に応じて京都 SARA に紹介し、より効果的な支援を実施する。 (2) 京都 SARA 連携会議への参加 京都 SARA 連携会議に出席し、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行う。 また、日ごろから適宜情報共有を図り、積極的に連携していく。	
	3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 特になし。	
平成29年度の実施報告	1 事業概要 (1) 相談者の紹介 支援センターで相談を受けた方のうち、1名を京都 SARA に紹介し、より効果的な支援を行った。 (2) 京都 SARA 連携会議への参加 京都 SARA 連携会議に2回出席し、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行った。	
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額：一千円 29年度予算額：一千円	

『事業名』 防犯カメラ設置促進補助事業		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
『事業の概要』 防犯カメラの設置を促進し、犯罪の発生を抑止するため、地域団体を対象として、防犯カメラの導入費用を補助する。		
『事業の開始時期』 平成24年度		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 自治連合会、町内会などの地域団体が設置する防犯カメラの導入費用を補助することにより、犯罪の発生を抑止する。</p> <p>2 内容 (1) 対象 地域団体（自治連合会、町内会等） ※山科区は除く (2) 要件 5台を上限、不特定多数の者が利用する空間を撮影、京都府ガイドラインに基づく管理・運用、設置後3年間の維持管理 等 (3) 募集 4月～6月末 (4) 補助率 9／10以内、1台上限200千円（自立柱を新設する場合は225千円） ※ ランニングコストは対象外 (5) 備考 「区版運動プログラム」に基づき独自に交付先を選定</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 地域団体対象については、行政区単位で独自に交付先を選定する。</p>	
	<p>事業概要 地域団体向けについては4月3日～6月30日まで募集を行い、平成29年度についても、予算を大きく上回る補助申請（107団体、298台）が寄せられ、犯罪被害が比較的多く発生している地域を中心に、10月に102団体228台を選定した。 事業者等向けについては4月3日～8月31日まで募集を行い、10月に50事業者等105台を選定した。 ※ 事業者等向けについては、平成29年度で補助事業終了。</p>	
	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：44,940千円 29年度予算額：56,775千円</p>	

『事業名』 京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進		新規・充実・継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
『事業の概要』 防犯性能の低い賃貸アパート・マンションの自主的な防犯対策を促進し、性犯罪被害等の犯罪被害に遭いにくい安心安全な住環境を構築するため、NPO 法人京都府防犯設備士協会が、防犯設備等の認定基準に適合した賃貸アパート・マンションを優良認定するもので、当該物件には認定プレート(推奨機関として京都府警察本部とともに、京都市の名称も記載される)が交付される制度であり、本市においては推奨という立場で連携しており、広く市民に制度の広報及び関係機関と連携した制度の普及促進を図っている。		
『事業の開始時期』 平成27年度		
平成 30 年度 の 取 組 計 画	1 実施方針 京都市内の賃貸集合住宅に住む大学生や女性等が性犯罪被害等の犯罪被害に遭うことのない安心で安全に暮らせる住環境の構築に向け、関係機関等と連携して制度の広報啓発活動や、本市施策と連動させた勧奨活動により賃貸集合住宅の防犯環境全体の底上げを図っていく。	
	2 内容 京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度の周知、普及のため、京都府防犯設備士協会と連携し、本市で作成したリールレット等、あらゆる広報媒体を活用し、集合住宅の所有者や管理者等に広く働きかけを行う。	
	3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 制度の周知・普及のため、引き続き、啓発活動に努める。	
平成 29 年度 の 実 施 報 告	事業概要 京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度の普及促進に向けたリーフレットを活用し、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の一環である「京都市防犯カメラ設置促進補助事業(事業者等向け)」を活用する補助事業申請業者(賃貸マンション管理者等)に対して、優良認定登録への勧奨活動を実施した。	
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額： 一 千円 29年度予算額： 110千円	

«事業名» 障害者虐待防止対策事業	新規・充実・ 継続
«担当課» 保健福祉局障害保健福祉推進室	
«事業の概要»	
障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成24年10月に施行されたことに伴い、虐待を受けた障害のある方の保護や支援、養護者への支援等を行う。	
«事業の開始時期» 平成24年10月	
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 障害者虐待に関する理解を促進するとともに、虐待を受けた障害者に対する支援等を行う。</p> <p>2 内容 (1) 障害者虐待への対応（虐待防止センターの運営） (2) 障害者虐待防止検討部会の運営 (3) 障害者福祉施設従事者等及び市民を対象とした周知、啓発</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 障害者虐待防止及び権利擁護についての理解をより深めるため、周知、啓発活動を充実させる。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <p>«取組内容»</p> <p>(1) 虐待防止センターの設置 養護者による障害者虐待については、各区役所及び支所の保健福祉センターを、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待については、障害保健福祉推進室をそれぞれ虐待防止センターに位置付け対応を行った。</p> <p>(2) 対応マニュアルの策定 対応の手順や緊急性の判断基準等に関するマニュアルに沿った対応を行った。</p> <p>(3) 障害者虐待防止検討部会の設置による関係機関の連携体制づくり 京都市障害者自立支援協議会に障害者虐待防止検討部会において、虐待防止や早期発見のための協力体制づくり、虐待通報があった場合の対応手順等の検討を行った（3回開催）。</p> <p>(4) 緊急時の一時保護施設の確保 生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがある場合等に、一時的に保護するため、緊急短期入所事業（あんしん生活緊急サポート事業）や京都府で確保している一時避難所（1床）を活用する等して対応した。</p> <p>(5) 専門相談の実施 経済的虐待等の法的な相談に対応できるよう、京都弁護士会に依頼し、会議等での専門的助言を行う弁護士の派遣を行っている。弁護士の派遣実績（4回派遣）</p> <p>(6) 周知・啓発 集団指導及び新規事業所説明会（6回実施）</p> <p>(7) 研修（研修会等の開催） ①事業所向け（1回開催） ②職員向け（2回開催） ③市民向け（1回開催）</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額： 824千円</p> <p>29年度予算額： 1,150千円</p>

《事業名》 観光案内標識の整備		新規	・	充実	・	継続
《担当課》 産業観光局観光M I C E 推進室						
《事業の概要》						
<p>史跡や寺社仏閣等にその由緒や見所等を明記した名所説明立札（駒札）について、これまでの維持、修繕に加え、28年度から実施している市内産木材を活用し、郊外地域をはじめとした市内に所在する地域の人しか知らない魅力ある観光名所の由緒や見所を説明する名所説明立札（駒札）整備事業を引き続き実施する。また、平成23年度策定の「観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5年間で整備した観光案内標識等を適切に維持管理していく。</p>						
《事業の開始時期》						
<p>昭和30年代前半 名所説明立札（駒札）の設置開始 昭和40年代前半 案内標識の設置開始 昭和50年代前半 観光案内図板の設置開始 平成11年3月 現在地表示板の設置開始 平成22年度 観光案内標識アップグレードプロジェクトに着手 平成23年度 アップグレード指針に基づく整備の開始 平成27年度 アップグレード指針に基づく整備の終了 平成28年度 市内産木材を活用した名所説明立札（駒札）設置事業の開始 平成30年度 観光地の分散化を目的とした観光案内標識の整備</p>						
平成30年度の取組計画	1 実施方針	平成28年度から5箇年計画で実施している市内産木材を活用した名所説明立札（駒札）を引き続き設置し、市内各所へ観光客の分散化を図るとともに、引き続き観光案内標識の適切な維持管理を実施することで、歩いて楽しい観光の推進、観光客の安心・安全な観光地への誘導や観光地間の回遊性の向上、京都観光の活性化を目指す。				
	2 内容	市内産木材を活用した名所説明立札（駒札）事業として、郊外地域をはじめとした市内に所在する地域の人しか知らない魅力ある観光名所の由緒や見所を4箇国語表記で説明した名所説明立札（駒札）を、計画的に年間約50基を設置し、外国人観光客を含めた観光客を市内各所へ誘客、分散化するとともに、より広く観光客に京都の魅力を伝える。				
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	市内産木材を活用した名所説明立札（駒札）事業として、年間約50基を設置する。観光案内標識による観光地の分散化を図る。				
平成29年度の実施報告	事業概要	市内産木材を活用した名所説明立札（駒札）事業として、年間50基を設置した。また、既存の名所説明立札（駒札）、観光案内標識アップグレードプロジェクトにて整備した観光案内標識の修繕等を行った。				
予算額	予算額（千円未満切上げ）	30年度予算額：43,200千円 29年度予算額：20,572千円				

平成30年度の取組計画	<p>『事業名』 京都総合観光案内所の運営</p> <p>『担当課』 産業観光局観光MICE推進室</p> <p>『事業の概要』</p> <p>5,000万人観光都市・京都のおもてなし環境を一層向上させるため、京都市と府がそれぞれ設置していた京都駅の観光案内所（①京都市観光案内所、②京都府観光情報センター、③京都ツーリスト・インフォメーション）を一元化し、京都総合観光案内所として京都駅ビル2階にオープンした。京都総合観光案内所では、府内全域の観光案内や宿泊の紹介、催しチケットの販売など、様々な観光情報等の提供をワンストップで行うとともに、英語、中国語、韓国・朝鮮語の多言語による案内にも対応する。</p> <p>『事業の開始時期』</p> <p>平成22年3月16日 京都総合観光案内所 開所</p> <p>1 実施方針 引き続き、京都総合観光案内所において、国内外の観光客に対し利便性の向上を図るとともに、更なる観光誘客を図るため京都市を含む京都府内全域の観光案内・情報発信等をワンストップで行う。</p> <p>2 内容 (1) 観光・交通案内 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口案内・電話案内 ・日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語に対応 ・繁忙期に京都駅前広場に臨時案内所の設置 (2) 観光情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・府内各市町村パンフレット等の配架 ・主な観光施設パンフレットやイベントチラシ等の配架 ・企画展示等による戦略的なPR ・ITを活用した効率的な情報提供 ・外国人観光客コーナーの設置 (3) 宿泊予約 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の観光客に対応 (4) 各種チケット販売 <ul style="list-style-type: none"> ・1日乗車券、企画交通券等の販売 (3) 取組の重点（前年度からの充実内容等） 国内外からの多くの観光客に利用していただけるよう、更なる利便性の向上を図り、京都らしいおもてなし、しつらえを備えた総合案内所として運営していく。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 京都総合観光案内所において、国内外の観光客に対し利便性の向上を図るとともに、更なる観光誘客を図るため京都市を含む京都府内全域の観光案内・情報発信等をワンストップで行った。また、秋と春の観光シーズンに京都駅北側の駅前広場において、臨時観光案内所を開設し、観光客の利便性の向上を図った。</p> <p>平成29年度来所者数合計 775, 920人</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切り上げ）</p> <p>30年度予算額：68, 683千円</p> <p>29年度予算額：66, 683千円</p>

«事業名»	京都観光Naviによる情報発信	新規・充実・ 継続		
«担当課»	産業観光局観光M I C E 推進室			
«事業の概要»				
インターネット、携帯端末で観光情報を発信する。				
«事業の開始時期»				
平成9年3月 専用端末(日本語)の運用開始(※平成19年12月廃止)				
平成11年12月 携帯端末の運用開始				
平成17年3月 インターネット(中国語(繁体字)版・韓国・朝鮮語版)の運用開始				
平成22年4月 「京都市観光文化情報システム」を「京都観光Navi」として全面リニューアルするとともに「Kyoto Official Travel Guide」と連携してフランス語での情報発信を開始				
平成22年11月 中国語(繁体字・簡体字)及び韓国・朝鮮語の情報提供を開始				
平成23年11月 ドイツ語、スペイン語、イタリア語の情報提供を開始				
平成26年11月 アラビア語、トルコ語、マレー語、タイ語、ロシア語の情報提供を開始				
平成30年4月 京都市観光協会がDMO(Destination Marketing/Management Organization)として本格稼働することに伴い、情報発信機能の一元化、効率化を図るため、運営を京都市観光協会に移管。				
平成30年度の取組計画	1 実施方針	ITを活用した国内外からの観光客誘致を図るため、魅力的で利用しやすい情報を発信するとともに、観光旅行者等の安全確保に努める。		
	2 内容	一元的に収集・整理した京都観光情報をインターネット及び携帯端末により発信し、国内外からの更なる誘客を図るため、観光客にとって、より分かりやすく魅力的な情報発信のために、デザインの変更や新たなコンテンツの追加など大幅リニューアルを実施する。		
	3 取組の重点(前年度からの充実内容等)	民間と連携しながら魅力的なコンテンツ(エリア別、朝・夜観光、文化体験等)の充実や、観光地の混雑緩和に資する情報等の発信を行う。あわせて利用者が必要な情報を探しやすいよう、ホームページの情報を整理し、サイト構造やデザインの見直しを行うとともに、検索機能や編集機能等を強化する。また海外向けサイトでは、外国人ライターが制作する記事コンテンツや多様化するニーズに合わせた情報などを発信する。		
平成29年度の実施報告	一元的に収集・整理した奥深い京都の魅力、観光情報をインターネット及び携帯端末により発信し、国内外からの更なる誘客を図った。30年度のDMO本格稼働にむけて、コンテンツの充実、検索機能の向上をすべく、現在掲載されている情報の整理や、マーケティング専門官によるアクセス解析等、移管準備を進めた。 (平成29年度ページビュー数: 2,652万件 対前年度比1割減)			
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額: 33,523千円(充実予算含む) 29年度予算額: 20,923千円			

『事業名』 京都まちなか・えきなか観光案内所の運営		新規	充実	継続			
『担当課』 産業観光局観光M I C E 推進室							
『事業の概要』							
国内外からの観光客を、おもてなしの心で温かく迎え、安心して快適に京都観光を楽しんでいただけるよう、「京都まちなか観光案内所」及び「京都えきなか観光案内所」において、京都を訪れる観光客に対し、京歩きマップの配布、周辺観光案内、交通案内を行う。							
<ul style="list-style-type: none"> ・京都まちなか観光案内所 京都市内すべてのセブンイレブン、スターバックス及びゼスト御池の全面協力を得て、京都を訪れる観光客に対し、周辺観光案内、交通案内を実施 ・京都えきなか観光案内所 公共交通事業者（京都市交通局、JR 西日本、京阪電鉄、近鉄電車、京福電鉄、叡山電鉄、嵯峨野観光鉄道）の協力を得て、市内12箇所（京都市交通局 太秦天神川駅・京都駅2箇所・北大路駅・烏丸御池駅、JR京都駅、京阪電鉄三条駅、近鉄京都駅、京福電鉄嵐山駅、叡山電鉄出町柳駅、嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅、阪急電鉄河原町駅）において、京都を訪れる観光客に対し、公共交通機関の乗り換え案内や周辺観光案内を実施 							
『事業の開始時期』							
平成19年10月31日 京都まちなか観光案内所開設 平成21年10月 1日 京都えきなか観光案内所開設							
平成30年度の取組計画	1 実施方針	引き続きセブン-イレブン、スターバックス コーヒー、ゼスト御池、交通事業者の協力を得て、市内各地で「京都まちなか観光案内所」、「京都えきなか観光案内所」を運営し、国内外の観光客のより快適な京都の旅をサポートする。					
	2 内容	<ul style="list-style-type: none"> えきなか・まちなか観光案内所の運営 ・京都まちなか観光案内所 セブン-イレブン237店舗、スターバックス コーヒー28店舗、ゼスト御池38店舗で運営 ・京都えきなか観光案内所 市内12箇所の地下鉄、鉄道駅で運営 (平成29年12月31日現在) <p>従業者のスキル向上のための取組</p> <p>京都観光等をテーマにした講習会や英会話講習会を開催し、まちなか・えきなか観光案内所に従事いただく方の観光案内のスキルアップとおもてなしの機運の向上を図る。</p>					
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	国内外に対して、まちなか・えきなか観光案内所の更なるPR、修学旅行生、一般の観光客を対象に観光・交通等案内サービスの提供を実施することで、観光客受入環境整備の充実を図る。					
平成29年度の実施報告	事業概要 セブン-イレブン、スターバックス コーヒー、ゼスト御池、交通事業者の協力を得て、市内各地で「京都まちなか観光案内所」、「京都えきなか観光案内所」を運営し、国内外の観光客のより快適な京都の旅をサポートした。						
予算額	予算額（千円未満切り上げ） 30年度予算額：450千円 29年度予算額：450千円						

『事業名』 違法駐車等防止対策事業の推進		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 行財政局サービス事業推進室		
『事業の概要』 <p>「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、都心部・京都駅周辺（違法駐車等防止重点区域）等において、違法駐車等防止指導員（本市職員。以下「指導員」という。）による違法駐停車の解消のための指導・啓発を実施している。</p> <p>また、「京都市自転車安心安全条例」に基づき、自転車安全利用促進啓発員（本市職員。以下「啓発員」という。）が、主要交差点での街頭啓発や自転車安全教室等を通じて、自転車利用ルールの周知やマナーの向上を図るための指導・啓発を実施している。</p>		
『事業の開始時期』 平成 7 年 6 月		
平成 30 年度 の 取 組 計 画	1 実施方針 <p>①公共交通機関の走行環境改善、②客待ちタクシーの適正化、③「安心・安全な歩行空間の創出」と「歩いて楽しいまち」の実現、④観光客等の利便性向上のための「安心で快適な京都観光」のサポートを目的とした取組を推進していく。</p>	
	2 内容 <p>(1) 違法駐車等防止対策 都心部・京都駅周辺（違法駐車等防止重点区域）等において、指導員による違法駐停車の解消のための指導・啓発を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月 1 回実施するなど、引き続き、効果的な指導・啓発を展開する。</p> <p>(2) 自転車安全対策 主要交差点（百万遍、東山東一条、河原町今出川、烏丸今出川、河原町御池及び烏丸御池交差点）での街頭啓発や自転車安全教室支援等、引き続き、自転車利用ルールの周知やマナーの向上を図るための指導・啓発を展開する。</p> <p>また、京都府警察等と連携し、河原町御池及び烏丸御池交差点における合同街頭啓発や合同自転車盗難防止パトロールの実施等、効果的な指導・啓発を展開していく。</p>	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 違法駐停車の指導・啓発及び自転車利用ルール・マナー指導・啓発を一層推進する。	
平成 29 年 度 の 実 施 報 告	事業概要 1 違法駐車等防止対策 都心部・京都駅周辺（違法駐車等防止重点区域）等において、指導員による違法駐停車の解消のための指導・啓発を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月 1 回実施した。	
	2 自転車安全対策 主要交差点（百万遍、東山東一条、河原町今出川及び烏丸今出川交差点）での街頭啓発や自転車安全教室支援等、啓発員が自転車利用ルールの周知やマナーの向上を図るための指導・啓発を実施した。 また、平成 29 年度から新たに、河原町御池及び烏丸御池交差点における自転車利用ルール・マナー指導・啓発並びに自転車盗難防止パトロールを実施した。	
予算額	予算額（千円未満切り上げ） 30 年度予算額：1, 311 千円 29 年度予算額：1, 561 千円	

『事業名』 交通安全啓発活動の推進		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課、行財政局サービス事業推進室		
『事業の概要』 <p>市民一人一人に交通安全知識の普及及び浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることによって交通事故を防止するため、交通安全市民運動等を推進する。(※自転車安全利用啓発に関しては、「総合的な自転車政策の推進」(担当課:建設局自転車政策推進室)を参照。)</p>		
『事業の開始時期』 昭和46年度		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 京都市交通安全基本条例に基づき、市民、事業者、警察、行政のパートナーシップの下、交通安全市民運動を推進する。</p> <p>2 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各区交通対策協議会等を中心とした交通安全市民運動 ・ 市民運動と併せて実施する違法駐車等の防止に向けた指導・啓発（違法駐車等防止重点区域については、「違法駐車等防止対策事業の推進」を参照。） ・ 高齢者を対象とする運転免許自主返納支援制度の実施 ・ 高齢運転者等を対象にした交通安全教室等の実施 </p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 高齢運転者による交通事故を防止するため、運転免許自主返納支援事業について啓発チラシや市民しんぶん等を通じて、積極的な周知を図るとともに、各行政区において、高齢運転者等を対象にした交通安全教室等を実施する。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 年間4季72日間に渡る交通安全運動をはじめ、各区交通対策協議会等を中心に街頭啓発活動やパレード、交通安全大会の開催などに取り組み、運転免許の自主返納支援事業を実施した。</p> <p>・ 各区交通対策協議会等を中心とした交通安全市民運動</p> <p><取組期間> 以下の運動期間を中心に実施。 春の全国交通安全運動（4/6～15）、夏の交通事故防止市民運動（7/21～8/20）、 秋の全国交通安全運動（9/21～30）、年末の交通事故防止市民運動（12/11～12/31）、 市域一斉街頭啓発日（5/20、7/1、10/20、3/1）</p> <p><主な取組内容> 街頭啓発活動、違法駐車等指導・啓発活動、上京区交通安全フェスティバル2017（9/24）、 交通事故ストップ in 東山（9/23）等</p> <p>・ 高齢者を対象とする運転免許自主返納支援事業</p> <p><取組期間> 平成29年4月～平成30年3月</p> <p><取組実績> 支援件数（支援物品提供数） 4,447件</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額：21,427千円（自転車安全利用啓発関連は、「総合的な自転車政策の推進」に計上）</p> <p>29年度予算額：20,557千円（自転車安全利用啓発関連は、「総合的な自転車政策の推進」に計上）</p>	

『事業名』 「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進		新規・充実・ 継続
『担当課』 都市計画局歩くまち京都推進室、建設局道路建設部道路環境整備課		
『事業の概要』 歩道整備が困難な都心部の細街路において、安全でゆとりのある歩行空間を確保するため、幹線道路に囲まれた地域を「歩いて楽しいまちなかゾーン」に設定し、交通管理者等と連携して、ゾーン対策を実施する。		
『事業の開始時期』 平成24年度		
平成30年 度の取組 計画	1 実施方針 人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進している「歴史的都心地区」(四条通、河原町通、御池通及び烏丸通で囲まれた地区)を参考として、周辺エリア(西側地区、南西側地区及び北側地区)において、引き続き、対策を拡大する。	
	2 内容 <ul style="list-style-type: none">・ 幹線道路から細街路への入口部等において、「歩いて楽しいまちなかゾーン」であることを明示する舗装のカラー化等の実施・ 区画線の引き直しやカラーライン等による車線幅員の狭小化(路側帯の拡幅)や自転車走行推奨箇所の明示など	
	3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 「歴史的都心地区」の周辺エリア(西側地区、南西側地区及び北側地区)において、引き続き対策を実施する。	
平成29年度の実施報告	事業概要 人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進している「歴史的都心地区」(四条通、河原町通、御池通及び烏丸通で囲まれた地区)を参考として、周辺エリア(西側地区)において、以下のゾーン対策を実施している。 <ul style="list-style-type: none">・ 幹線道路から細街路への入口部等において、「歩いて楽しいまちなかゾーン」であることを明示する舗装のカラー化等の実施・ 区画線の引き直しやカラーライン等による車線幅員の狭小化(路側帯の拡幅)や自転車走行推奨箇所の明示など	
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額：36,926千円(建設局) 29年度予算額：24,140千円(建設局)	

『事業名』 交通安全施設整備事業の推進		新規・充実・継続					
『担当課』 建設局土木管理部土木管理課・建設局道路建設部道路環境整備課							
『事業の概要』 交通事故の防止を目的とする交通安全施設の整備拡充を図る。 具体的には、歩行者の安全確保のための歩道等の新設、交差点改良、視距の改良、道路標識、防護柵、道路照明灯等の道路付属物の設置を行っている。							
『事業の開始時期』 昭和41年度							
平成 30 年 度 の 取 組 計 画	1 実施方針 歩行者及び自転車利用者の安全を図るために、歩道・自転車歩行者道等、交差点改良、防護柵等の交通安全施設を整備している。 また、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区において、駅等と周辺の主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化を目的とする「道路特定事業計画」を策定し、歩行空間のバリアフリー化を進めている。						
	2 内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一種事業</th><th>二種事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・歩道整備単独 補助 ・歩車共存道補助 ・交差点改良単独 ・路肩整備</td><td>5.1km 0.4km 0.5km 1箇所 0.04km</td><td>928灯 5.1km 49基 52.9km 117基 46基</td></tr> </tbody> </table>	一種事業	二種事業	・歩道整備単独 補助 ・歩車共存道補助 ・交差点改良単独 ・路肩整備	5.1km 0.4km 0.5km 1箇所 0.04km	928灯 5.1km 49基 52.9km 117基 46基
一種事業	二種事業						
・歩道整備単独 補助 ・歩車共存道補助 ・交差点改良単独 ・路肩整備	5.1km 0.4km 0.5km 1箇所 0.04km	928灯 5.1km 49基 52.9km 117基 46基					
3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 交通安全施設の整備を引き続き行うことにより、歩行者及び自転車利用者の安全を図るとともに「道路特定事業計画」に基づき、継続して事業を進める。							
平成 29 年 度 の 実 施 報 告	1 事業概要 歩行者及び自転車利用者の安全を図るために、歩道・歩車共存道路、交差点改良、防護柵等の交通安全施設を整備している。 また、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区において、駅等と周辺の主要施設を結ぶ経路のバリアフリー化を目的とする「道路特定事業計画」を策定し、歩行空間のバリアフリー化を進めている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一種事業</th><th>二種事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・歩道整備単独 補助 ・歩車共存道補助 ・交差点改良単独 ・路肩整備</td><td>4.6km 0.5km 1.6km 5箇所 0.1km</td><td>684灯 1.5km 114基 107.2km 17基</td></tr> </tbody> </table>	一種事業	二種事業	・歩道整備単独 補助 ・歩車共存道補助 ・交差点改良単独 ・路肩整備	4.6km 0.5km 1.6km 5箇所 0.1km	684灯 1.5km 114基 107.2km 17基
一種事業	二種事業						
・歩道整備単独 補助 ・歩車共存道補助 ・交差点改良単独 ・路肩整備	4.6km 0.5km 1.6km 5箇所 0.1km	684灯 1.5km 114基 107.2km 17基					
2 予算額(千円未満切り上げ) 30年度予算額：現年1, 262, 139千円 繰越316, 242千円 29年度予算額：現年1, 237, 266千円 繰越109, 373千円							

『事業名』 道路照明灯の設置		新規	充実	継続
『担当課』 建設局土木管理部土木管理課				
『事業の概要』 夜間の交通安全の確保のため、生活環境整備の一環として道路照明灯設置基準に基づき、LED等を設置する。				
平成30年度の取組計画	1 実施方針 夜間の交通安全の確保のため、LED等を設置する。 (各土木事務所において実施)			
	2 内容 【設置内容】	LED (新設)	840灯	
		LED (転換)	111灯	
		合 計	951灯	
平成29年度の実施報告	3 取組の重点 (前年度からの充実内容等) ・デザイン灯のLED転換が可能なLED球が市販されていること、水銀に関する水俣条約が発効されていることから早急に転換を図っていく。 ・夜間の交通安全の確保のため、引き続き市街灯新設時にはLED等を設置する。			
	事業概要 【設置内容】	LED (新設)	533灯	
		LED (転換)	0灯	
		合 計	533灯	
予算額	予算額 (千円未満切上げ) 30年度予算額：現年 101,000千円、繰越 4,924千円 29年度予算額：現年 96,504千円、繰越 9,490千円			

平成30年度の取組計画	新規・充実・継続
『事業名』 総合的な自転車政策の推進	新規・充実・継続
『担当課』 建設局自転車政策推進室	
『事業の概要』 平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、自転車利用について誰もが分かるようにしていく「みえる化」をキーワードに、自転車走行環境の整備、ルール・マナーの周知徹底、駐輪環境の整備、更なる放置自転車対策に取り組み、総合的な自転車政策を推進する。	
『事業の開始時期』 平成27年度	
1 実施方針 「京都・新自転車計画」に基づき、総合的な自転車政策の推進に取り組む。	
2 内容 (1)自転車走行環境の整備 「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき、重点地区(都心部地区)で整備 (2)ルール・マナーの周知徹底 ・「アーキエムズプロデュース 自転車マナーアップフェスタ in Kyoto」の開催(5/13)(実施済) ・幼児の保護者向け自転車教室の開催 ・保育所・幼稚園での「キックバイクを用いた子ども自転車教室」の開催 ・中学校・高校での「見て分かる!」自転車安全教室」の開催(12箇所予定) ・中学校・高校での「自転車安全教室(事故のリスク・社会的責任編)」の開催(8箇所予定) ・中学校・高校での「スケアード・ストレイト方式による自転車安全教室」の開催(5箇所予定) ・自動車教習所を活用した自転車安全利用講習の実施(10箇所) ・京都市自転車安全利用推進企業制度の運用 ・自転車保険の加入義務化の啓発・普及促進 ・自転車保険の加入等に関する電話相談窓口「きょうと自転車保険専用コールセンター」の運営 ・自転車ルール等啓発冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」(一般向け及び子ども向け)の配布 ・自転車に関する総合的な情報を提供するウェブサイト「京都市サイクルサイト」による情報発信 (3)駐輪環境の整備 ア 駐輪場の整備・利用促進 民間自転車等駐車場整備助成金による駐輪場の整備促進を図る。 また、既存駐輪場について、2段ラックの更新や案内表示の充実等を行う。 イ 撤去の継続と効率的な取組(H30.4~) ・放置実態の変化等を受けて、民間事業者の創意工夫により、放置の発生状況に応じたフレキシブルな撤去及び即時撤去の強化、さらには、しっかりとした啓発を前提とした撤去を実施 ・放置自転車の撤去に関する相談などを24時間・年中無休で受け付ける「放置自転車等電話相談センター」を開設 ・全保管所の開所時間の変更 3 取組の重点(前年度からの充実内容等) ・ルール・マナーの周知徹底	

平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <p>(1)自転車走行環境の整備 「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき、重点地区(都心部地区)で整備 (平成29年度末時点整備延長63.4km)</p> <p>(2)ルール・マナーの周知徹底 •「自転車マナーアップフェスタin京都」の開催(来場者数約31,000人) •幼児の保護者向け自転車教室の開催(9箇所) •保育所での「キックバイクを用いた子ども自転車教室」の開催(7箇所) •中学校・高校での「『見て分かる!』自転車安全教室」の開催(8箇所9回) •中学校・高校での「自転車安全教室(事故のリスク・社会的責任編)」の開催(6箇所) •中学校・高校でのスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の開催(10箇所) •自動車教習所を活用した自転車安全利用講習の実施(10箇所) •京都市自転車安全利用推進企業制度の運用(78企業等) •「京都市自転車安全教育プログラム～自転車安全教室取組事例集～」の策定(H29.3) •自転車保険の加入義務化に向けた啓発・普及促進(H29.10～事業者H30.4～一般利用者) •一定の補償内容を満たす保険を提供し、安全教育に協力する損害保険会社等(10企業・団体)と事業連携協定を締結(H29.4～) •自転車に関する総合的な情報を提供するウェブサイト「京都市サイクルサイト」の開設(H29.4～) •自転車保険の加入等に関する電話相談窓口「きょうと自転車保険専用コールセンター」の設置(H29.5～) •自転車ルール等啓発冊子「Enjoy自転車lifeinKyoto」(一般向け及び子ども向け)を市内に所在する保育施設、幼稚園、小中高校、特別支援学校等の全児童・生徒に対し配布(H29.7) •自転車ルール等啓発冊子「Enjoy自転車lifeinKyoto」(一般向け)の翻訳版(英語・中国語)の発行(H30.3) •「京都市レンタサイクル事業者認定制度」の創設(H29.9)(H29年度末時点21社37店舗を認定) •レンタサイクルを実施している宿泊事業者向けに自転車保険加入義務化及び認定制度の周知チラシを配布(H30.3)</p> <p>(3)駐輪環境の整備 ア 駐輪場の整備・利用促進 •民間自転車等駐車場整備助成金の活用による整備実績 6箇所 396台(自転車323台、バイク73台) •既存駐輪場について、2段ラックの更新や案内表示の充実等を実施 イ 撤去の継続と効率的な取組 •放置自転車等の撤去実績(平成29年度末時点) 自転車 <u>36,619</u>台 原付 <u>37</u>台 •十条保管所の廃止(H30.3)</p>
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額: 538,927千円 29年度予算額: 569,251千円

『事業名』 放置自動車対策の推進		新規 · 充実 · 継続						
『担当課』 建設局土木管理部土木管理課								
『事業の概要』 <p>平成17年度に施行された自動車リサイクル法により大半の自動車の預託が完了したことに併せて鉄くず価格等の高騰等に伴い、放置台数の減少が続いているが、依然として毎年15台前後の放置自動車の撤去・処分を行っている。そのため、民地も含めた幅広い適用範囲で放置自動車の迅速な撤去及び処分を実施し、放置されている自動車に関連して発生する犯罪及び事故を防止する。加えて、都市の美化の推進と良好な都市機能を維持し、安全で美しい生活環境の保全及び国際文化都市としての良好な都市環境の形成に資する。</p>								
『事業の開始時期』 平成14年に施行された「京都市自動車放置防止条例」に基づき放置自動車対策に取り組んでいる。								
平 成 30 年 度 の 取 組 計 画	<p>1 実施方針 撤去の迅速化に向けて、積極的な道路パトロールや地元住民及び警察署との連携を密にするとともに、自主撤去增加に向けた取組を強化していく。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 条例の幅広い適用 民地等も条例の適用範囲に含まれており、一般の公共の用に供していると思われる私道等についても、京都市廃自動車認定等委員会の意見を聴いたうえで、安全の確保等に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めた場合は、本市において撤去及び処分を実施するなど、幅広い適用範囲で実施する。</p> <p>(2) 迅速な処理 廃自動車認定基準により、放置自動車が廃自動車に該当するか否かの認定を速やかに実施する。 緊急対応を必要とする民有地に放置された放置自動車について、対応策を検討し、京都市廃自動車認定等委員会において意見を聴き、検討を重ねる。</p> <p>(3) 抑止活動の継続 積極的な道路パトロールの実施や地域住民及び警察等関係機関との密接な連携も撤去台数の減少に寄与しているものと考えられる。そのため、河川などの放置多発箇所については抑止活動を継続して実施していく。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等）</p> <p>(1) 撤去後に再び放置されない環境整備についての取組を強化していく。 (2) 緊急対応が必要な民有地における放置自動車についての対応策を検討していく。 (3) 撤去台数について自動車リサイクル法等、様々な視点での分析をしていく。</p>							
平 成 29 年 度 の 実 施 報 告	<p>事業概要 幅広い適用範囲で放置自動車の迅速な撤去及び処分を実施し、放置されている自動車に関連して発生する犯罪及び事故を防止するとともに、都市の美化の推進と良好な都市機能を維持し、安全で美しい生活環境の保全及び国際文化都市としての良好な都市環境の形成に資する。</p> <p>(1) 廃自動車認定台数及び撤去台数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>廃自動車認定台数</td><td>13台</td></tr> <tr> <td>撤去台数</td><td>13台</td></tr> <tr> <td>自主撤去台数</td><td>3台</td></tr> </table> <p>(2) 京都市廃自動車認定等委員会 6月19日に委員会を開催し、京都市自動車放置防止条例第14条における「安全の確保等に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあるかどうか」の認定の該当性について意見交換を行った。</p>	廃自動車認定台数	13台	撤去台数	13台	自主撤去台数	3台	
廃自動車認定台数	13台							
撤去台数	13台							
自主撤去台数	3台							
予 算 額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額： 96千円 29年度予算額： 131千円</p>							

『事業名』 事故防止重点強化策 (バス停留所付近の違法駐停車防止キャンペーン)		新規・充実・継続
『担当課』 交通局自動車部運輸課		
『事業の概要』 <p>本事業は、平成24年11月策定の「市バス・地下鉄中期経営方針」において掲げた「安全対策の徹底」の一環として実施しており、関係機関と連携し、バス停留所付近の迷惑駐車が後を絶たない市内中心部（四条通、京都駅周辺）のバス停留所を対象に、乗降されるお客様の安全確保の強化を目的とした啓発活動を実施するものである。</p>		
『事業の開始時期』 平成25年4月		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 <p>本市では、市バスをはじめとする公共交通機関がスムーズに走行でき、また、市民・観光客が歩道・交差点を安心して歩くことができる空間づくりを目指す取組として、中心市街地の主要幹線道路沿いの違法駐停車防止に向けた指導・啓発活動である「中心市街地重点路線等クリア作戦」（主管：行財政局サービス事業推進室）を、京都府警察をはじめとする関係機関と連携し、平成23年10月から毎月実施しており、交通局もその一員として毎回参画している。</p> <p>平成30年度についても、同作戦に引き続き参画するとともに、上記関係機関との連携を図りながら、交通局の独自取組である本事業を実施する。</p>	
	2 内容 (1) 実施期間 春と秋の観光シーズンにおいて、それぞれ1～2か月間程度（予定） (春季：4月20日から連続31日間、秋季：10月5日から連続59日間) (2) 実施時間帯 14時から16時までの2時間 (3) 実施場所 四条通・河原町通沿線の主要バス停留所及び京都駅前バスターミナル周辺 (4) 実施方法 上記の各実施場所に2名ずつ配置された啓発員がペアとなって、バス停留所付近の違法駐停車防止の呼びかけを行う。	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	
平成29年度の実施報告	事業概要 平成29年度は、春期31日間・秋期59日間の合計90日間実施した。	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：8,961千円 29年度予算額：8,961千円	

『事業名』 事故防止専門コンサルタントによる全運転士への 安全運転研修		新規 · 充実 · 繼続
『担当課』 交通局自動車部運輸課		
『事業の概要』 輸送の安全は交通事業者の最大の使命であるとの認識のもと、事故の削減、事故の未然防止のため、直営営業所全運転士を対象に事故防止重点研修を実施する。		
『事業の開始時期』 平成26年9月		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 平成30年度については、全運転士に対する事故防止重点研修をこれまでよりもさらに充実させ、より一層の事故防止に向けた意識改革を図る。	
	2 内容 (1) 実施期間 平成30年8月27日（月）～9月1日（土）（予定） (各日3回、計18回実施し、各自1回受講) (2) 実施時間帯 ①9:15～11:15、②13:15～15:15、③16:30～18:30 (3) 実施場所 交通局大会議室	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 平成29年度の研修内容及び有責事故の発生傾向等を踏まえたうえで、グループワークに重点を置いた「参加型」の研修を引き続き実施し、事故防止に向けた意識改革を図る。	
平成29年度の実施報告	事業概要 平成29年度は、8月28日（月）～9月2日（土）（各日3回、計18回）実施し、直営営業所全運転士723名が受講した。	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：4,860千円 29年度予算額：4,860千円	

『事業名』 安全運転訓練車（セーフティサポート研修）	新規・充実・ 継続
『担当課』 交通局自動車部運輸課	
『事業の概要』	
<p>運転士に安全運転訓練車を走行させることにより、安全確認の状況をはじめ、車間距離の確保や運転操作の状況、乗り心地等を映像やデータで記録し、それらを運転士に提示することで、自らが持つ弱点や癖に気付かせることができるものであり、運転士に対する「指導の見える化」が図られ、更なる事故防止と快適な乗り心地の提供を実現するものである。</p>	
『事業の開始時期』	
平成29年12月	
年度の取組計画	<p>1 実施方針 運転士の視線の位置を計測し必要な安全確認ができているか、急ブレーキや急加速による加速度を計測し快適な乗り心地となっているかなど、安全運行に係るデータを記録し、その客観的なデータを運転士に提示することにより、運転士自らが持つ弱点や癖に気付かせるとともに改善させることで、快適な乗り心地の提供と更なる事故削減を目指す。</p> <p>2 内容 直営営業所全運転士（※嘱託運転士も含む）の受講。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 営業所ごとに設定したコースを走行させ、安全運行や乗り心地の良さの確保に係る客観的なデータの記録・解析をしたうえで、当該運転士にフィードバックし、自らが持つ弱点や癖を気付かせることにより、事故の削減及び快適性の確保につなげる。 また、前車との車間距離や左右の障害物等の距離を測定し、安全空間の確保に向けた意識向上を図る。</p>
年度の実施報告	事業概要 平成29年度は、運転士180名が受講した。（平成30年3月末現在）
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：2,307千円（税込） 29年度予算額：42,819千円（税込）

『事業名』 市バスの安全運行のためのハード面における取組の推進		新規・充実・継続
『担当課』 交通局自動車部技術課		
『事業の概要』 本事業は、市バスの安全運行の推進とお客様の安全確保に向けたハード面の取組として、注意喚起装置を導入するなど、バス車両における改良を実施するものである。		
『事業の開始時期』 平成29年度		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 輸送の安全は交通事業者の最大の使命であるとの認識のもと、これまでから安全運行を徹底するための様々な取組を推進している。平成30年度については、3つの取組を実施する。</p> <p>2 内容 • バスの接近をやさしくお知らせする注意喚起装置の設置 • 夜間乗降時の転倒事故を抑制するため乗降口灯をLED化 • 市バス扉開閉時に注意喚起する案内放送の多言語化</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等）</p>	
平成29年度の実施報告	<p>平成29年度は、以下の3つの取組を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新型車椅子固定ベルトを市バス全車に配備 • 前方確認補助のための車外ミラー増設を取り付けが可能な市バス全車に設置 • 夜間の自転車等の巻込みを防止するため、LED式の路肩灯を対象車両全車に導入し、市バス全車の路肩灯LED化を完了 	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：100,299千円 29年度予算額： 66,935千円</p>	

『事業名』 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進・ 公衆トイレの整備		新規	充実	継続
『担当課』 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課				
『事業の概要』 公衆トイレは、多様な利用者が、安心・快適に御利用いただける場所とする必要があるため、公衆トイレの整備に当たっては、事故防止やユニバーサルデザインに配慮した改修に努め、安心・快適に利用できるよう設備の更新を進めていく。				
平成 30 年度 の 取 組 計 画	1 実施方針 既存の公衆トイレにおいて、老朽化した箇所の改修や、設備の更新等を行い、より快適な公衆トイレを提供することで、事故の防止につなげる。			
	2 内容 (1) 観光地トイレのおもてなし向上プロジェクトを実施する。 内容：ユニバーサルデザインに配慮した改修			
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 観光地のトイレについて、民間活力の更なる導入を図りながら、早急かつ計画的に「量」と「質」を充実するため、平成27年度から、観光地トイレのおもてなし向上プロジェクト（観光地の公衆トイレリニューアル）を実施している。			
平成 29 年度 の 実 施 報 告	事業概要 (1) 観光地トイレのおもてなし向上プロジェクトを実施した。 内容：11箇所の公衆トイレを改修 (2) 嵯峨清滝公衆トイレの水洗化改修を実施した。 内容：くみ取り式トイレの水洗化、和式便器の洋式化 (3) 醍醐三宝院公衆トイレの改修を行った。 内容：老朽化した箇所の改修に伴う和式便器の洋式化			
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額： 127,900千円（観光地の公衆トイレおもてなし向上プロジェクト） （合計） 127,900千円 29年度予算額： 31,386千円（公衆便所整備） 54,450千円（観光地の公衆トイレおもてなし向上プロジェクト） （合計） 85,836千円			

「事業名」 民泊通報・相談窓口の運営	新規 ・ 充実 ・ 繼続
「担当課」 保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課	
「事業の概要」 市民からの情報を積極的に集め、場所の特定や民泊の実態を把握するとともに宿泊客のマナー問題や開業手続の問い合わせ先として、「民泊通報・相談窓口」を設置、運営している。	
「事業の開始時期」 平成28年7月13日「民泊通報・相談窓口」の開設	
平成 30 年度 の 取 組 計 画	<p>1 実施方針 「民泊通報・相談窓口」を運営することにより、「民泊」に関する実態の把握と市民の「民泊」に対する不安に的確に対応していく。また、適法に「民泊」を開業したいという市民の相談にも対応する。</p> <p>2 内容 引き続き、「民泊」に関する実態の把握と市民の「民泊」に対する不安に的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、「民泊通報・相談窓口」を運営する。 なお、本窓口に寄せられた通報のうち、旅館業法の許可や住宅宿泊事業法(平成30年6月15日施行)に基づく届出を行っていない無許可・無届の施設に対しては、関係課と連携し、引き続き、営業許可の取得や届出の実施もしくは営業中止等の指導を行っていく。 平成30年6月15日からは、旅館業法改正に伴い、無許可営業に対する監督権限や罰則が強化された。 新たな法制度を適切に運用するとともに、これまでの長期の行政指導にもかかわらず改善の見られない悪質な施設について、旅館業法違反としての告発も見据えた毅然とした対応を京都府警と協議していく。</p> <p>3 取組の重点(前年度からの充実内容等) 平成30年度は、住宅宿泊事業法の施行に合わせて増大すると思われる「民泊」に関する通報・相談に対し、よりきめ細かく対応するため、体制強化を図る。</p>
平成 29 年度 の 実 施 報 告	<p>1 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付件数 4,177件(平成28年7月13日～平成30年5月末まで) (内訳)通報:2,417件、開業相談:340件、その他意見等:1,420件 ・開業時間 年中無休(ただし、年末年始を除く。) 午前10時から午後5時まで(電話), FAX, 電子メールは、24時間受信 ・主な通報内容 <ul style="list-style-type: none"> ・最近、見慣れない観光客が増えたが、近隣にある民泊について許可が出ているか調べてほしい。 ・事業者や管理者がおらず、連絡先も分からぬいため、何かあったときにはどうすればよいのか。 ・利用者の騒ぐ声や夜のキャリーバッグを引く音などの騒音がひどく、非常に迷惑している。 ・マンションの隣の1室で民泊が行なわれており、深夜にキャリーバッグの音や騒音がうるさく眠れない。マンション内の治安や衛生面に不安がある。 ・民泊から出るごみが、地域のルール(曜日、指定の袋、分別など)を守られておらず迷惑している。 ・タバコのポイ捨て等による火災が心配である。 ・毎日入れ替わり立ち替わり外国人がマンションの共有部分に立ち入っており、マンションのオートロック機能が意味をなしておらず、不安である。 等
予算額	予算額(千円未満切上げ) 30年度予算額: 14,530千円 29年度予算額: 5,630千円

『事業名』 安心の買い物環境づくり事業		新規・充実・ 継続
『担当課』 産業観光局商工部商業振興課		
『事業の概要』		
<p>商店街等が、個人のプライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等を制定した上で、防犯カメラを設置する際に、予算の範囲内において、補助金を交付する（商店街等環境整備支援事業）。</p> <p>1 対象者 商店街等 2 対象経費 防犯カメラの設置に必要な経費 3 補助率等 補助率 1／3以内（国庫補助制度の支援を受けて実施する場合は、1／9以内） 補助限度額 200万円（国庫補助制度の支援を受けて実施する場合は、5千万円以内） 4 効果 平成21年1月に建仁寺で十一面観音坐像が盗まれた事件の捜査において、祇園商店街振興組合の防犯カメラで撮影された画像が犯人逮捕に貢献したことから、平成21年3月27日付で、東山警察署長から商店街に対し感謝状が贈呈された。</p>		
『事業の開始時期』		
安心安全で快適な商業空間の実現が求められている状況を踏まえ、平成16年度から実施している。		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 予算の範囲内において、京都市商店街等環境整備事業補助金交付要綱に基づき、支援を行っていく。</p> <p>2 内容</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等）</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要</p> <p>1.1 商店街の防犯カメラ設置事業に対して補助を行った。</p> <p>(1) 西陣千本商店街振興組合 ア 総事業費 1,747,872円 イ 市補助金 582,000円 ウ 28台分防犯カメラのリニューアル</p> <p>(2) 河原町御所表繁栄会 ア 総事業費 1,458,000円 イ 市補助金 486,000円 ウ 9台分防犯カメラのリニューアル</p> <p>(3) 京都三条会商店街振興組合 ア 総事業費 5,988,600円 イ 市補助金 1,996,000円 ウ 設置台数 12台、17台分防犯カメラのリニューアル</p>	

	<p>(4) えんえんたうんしんこう会</p> <p>ア 総事業費 3, 834, 000円 イ 市補助金 1, 278, 000円 ウ 設置台数 8台</p> <p>(5) 四条大宮商店街振興組合</p> <p>ア 総事業費 6, 143, 040円 イ 市補助金 682, 000円 ウ 設置台数 24台</p> <p>(6) 七条商店街振興組合</p> <p>ア 総事業費 3, 110, 400円 イ 市補助金 1, 036, 000円 ウ 設置台数 24台</p> <p>(7) 新京都駅頭会</p> <p>ア 総事業費 2, 554, 200円 イ 市補助金 851, 000円 ウ 設置台数 11台</p> <p>(8) 龍安寺参道商店街</p> <p>ア 総事業費 972, 000円 イ 市補助金 108, 000円 ウ 設置台数 3台</p> <p>(9) 丹波橋繁栄会</p> <p>ア 総事業費 3, 517, 560円 イ 市補助金 1, 172, 000円 ウ 設置台数 4台</p> <p>(10) 伏見大手筋商店街振興組合</p> <p>ア 総事業費 7, 828, 596円 イ 市補助金 869, 000円 ウ 設置台数 14台</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額： - 千円（ハード整備事業の支援額19, 000千円に含む。）</p> <p>29年度予算額： - 千円（ハード整備事業の支援額19, 000千円に含む。）</p>

『事業名』 屋外広告物の安全点検等の推進		新規 · 充実 · 継続
『担当課』 都市計画局広告景観づくり推進室		
『事業の概要』 都市景観の維持向上を図るとともに屋外広告物及び掲出物件の破損、落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止することを目的とした「京都市屋外広告物等に関する条例」に基づき、屋外広告物の安全点検の啓発等を行う。		
『事業の開始時期』 本市では、屋外広告物に関する規制を昭和31年から実施しており、屋外広告物の設置者及び管理者に屋外広告物を良好な状態に保つよう維持管理することを義務付けている。		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 屋外広告物の設置者及び管理者に対して、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の維持管理を徹底させる。	
	2 内容 (1) 屋外広告物の更新許可申請書送付時、新規・変更許可通知書交付時の啓発 屋外広告物の設置については、許可制度を探っており、3年の許可期限が経過した時点でその設置者に更新許可申請が義務付けられている。更新許可申請の際に、「屋外広告物自己点検報告書」の提出を求めるとともに、チラシにより屋外広告物の安全点検の啓発を行う。また、屋外広告物を設置・変更する者に対しても、許可通知書交付時に、「屋外広告物の安全点検について」という、屋外広告物の適正な維持管理を促す文書を添付し、啓発を行う。 (2) 京都府広告美術協同組合との連携による安全対策の推進 本市と組合が相互に連携・協力し、具体的な安全対策を検討し、推進を図る。	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 更なる安全対策を検討するために、屋外広告物等の管理及び点検方法などの安全点検事例の調査を行う。	
	事業概要 (1) 屋外広告物の更新許可申請書送付時、新規・変更許可通知書交付時の啓発 屋外広告物の設置者に対して、屋外広告物の許可通知書交付時等に「屋外広告物の安全点検について」を添付するなど啓発を行った。 (2) 京都府広告美術協同組合との連携による安全対策の推進 良好な広告景観の形成及び屋外広告物の安全対策の推進に向け、相互に連携・協力して取り組むため、本市と組合とで平成26年11月に締結した協定書に基づき、平成30年3月に本市と組合の共催により、屋外広告業登録業者研修会を開催し、屋外広告物の更新・安全管理について研修を行った。	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：一千円（屋外広告物等の審査等事業の経費 19,069千円に含む。） 29年度予算額：一千円（屋外広告物等の審査等事業の経費 21,038千円に含む。）	

《事業名》 市営住宅における防犯環境設計の推進		新規・充実・ 継続
《担当課》 都市計画局公共建築部公共建築建設課・公共建築整備課		
《事業の概要》 近年、地域コミュニティの弱体化に伴い地域の防犯機能が低下する中、共同住宅においてもピッキング被害やエレベーター犯罪等の発生が懸念されるところである。 このような状況を受け、市営住宅の新築等に当たっては、国土交通省が策定した「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」等に基づき、犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの取組を行っている。		
《事業の開始時期》 平成15年度から「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省策定）に基づき、犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりに対応する設計を行っている。		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 市営住宅の基本設計、実施設計においては、下記の点に配慮し、設計を行う。 (1) 周辺からの見通しの確保 (2) 入居者のコミュニティ形成の促進 (3) 犯罪企図者が接近しにくい工夫 (4) 部材や設備等が破壊されにくく構造の採用	
	2 内容 前年度から引き続き実施する「崇仁市営住宅整備工事」の設計において、下記の点に配慮する。 (1) 周辺からの見通しの確保 (2) 犯罪企図者が接近しにくい工夫 <ul style="list-style-type: none">・エレベーターホールは、周囲からの見通しがきく配置計画等を行うとともに、夜間の照度を十分に確保する等、死角をなくすよう心掛ける。・エレベーターの扉は、共用部からエレベーター内を見通せる窓が設置されたものとする。・エレベーターかご内には、非常時において、外部連絡することができる装置を設置する。	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 平成30年度も、平成29年度の方針を引き継いだ取組を行う。	
平成29年度の実施報告	1 事業概要 「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（国土交通省策定）等に基づき、犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりに対応する設計を行った。	
	2 取組内容 「崇仁市営住宅整備工事」の設計において、下記の点に配慮している。 (1) 周辺からの見通しの確保 (2) 犯罪企図者が接近しにくい工夫 <ul style="list-style-type: none">・エレベーターホールは、周囲からの見通しがきく配置計画等を行うとともに、夜間の照度を十分に確保する等、死角をなくすよう心掛ける。・エレベーターの扉は、共用部からエレベーター内を見通せる窓が設置されたものとする。・エレベーターかご内には、非常時において、外部連絡することができる装置を設置する。	
予算額	予算額（千円未満切り上げ） 30年度予算額： 8,402千円 29年度予算額： 104,740千円	

平成30年度の取組計画	<p>『事業名』 公園整備の推進</p> <p>『担当課』 建設局みどり政策推進室</p> <p>『事業の概要』 都市公園は、子どもから高齢者まで様々な人が利用するため、設計段階から利用者の意見を取り入れるなど、安心・安全に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないよう整備を進める。</p> <p>1 実施方針 【公園の整備方針】 (1) 階段やスロープ等各種構造物について、安全に利用できるよう規格・寸法・材質等に配慮 (2) 死角をつくらないような樹木の配置や種類を考慮し整備 (3) 照明灯は、夜間の安全性・防犯性を考慮し整備 (4) 隣地との境界構造物は、安全性・防犯性を配慮し整備 (5) 便所は、利用者の安全性・防犯性を配慮し整備</p> <p>2 内容 次の都市公園の整備を行う。 [整備] 内野公園他8公園</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 前年度に引き続き、安心・安全に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないよう整備を進め る。</p>
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 都市公園は、子どもから高齢者まで様々な人が利用するため、設計段階から利用者の意見を取り入れるなど、安心・安全に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないよう整備に取り組んだ。</p> <p>【取組内容】 [整備] 有隣公園他8公園</p>
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：746,861千円 29年度予算額：622,997千円</p>

『事業名』 地下鉄駅構内の防犯カメラの活用		新規・充実・ 継続
『担当課』 交通局高速鉄道部運輸課		
『事業の概要』 駅に設置している防犯カメラを活用し、駅構内の安全性の確保を図る。		
平成30年度の取組計画	1 実施方針 地下鉄全31駅に設置している防犯カメラを活用し、駅構内の安全性の確保を図る。	
	2 内容 駅構内各所に設置している防犯カメラで、旅客状況のモニター監視を行うほか、事故やトラブルが発生した際の事後検証に活用するなど、駅構内の安全性の確保を図る。	
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	
平成29年度の実施報告	事業概要 平成27年度に全31駅の改札口に防犯カメラの設置が完了した。引き続き、防犯カメラを活用し、駅構内の安全性の確保に努めた。	
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：一千円 29年度予算額：一千円	

『事業名』 鳥丸線ホームＩＴＶ車掌用モニタ設備の増設		新規　・　充実　・ 継続
『担当課』　　交通局高速鉄道部運輸課・電気課		
『事業の概要』		
ここ数年お客様が急激に増加しているホームの更なる安全性の向上を図るために、車掌用ＩＴＶモニタ未設置の駅に順次設置する。		
平成 30 年度 の 取 組 計 画	『事業の開始時期』	
	平成29年度	
	<p>1 実施方針 　　お客様の安全を確保するため、必要な箇所に車掌用ＩＴＶモニタを増設する。</p> <p>2 内容 　　車掌用ＩＴＶモニタ未設置駅のうち、お客様の乗降が多い北山駅1・2番線と丸太町駅1番線に設置する。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等）</p>	
平成 29 年度 の 実 施 報 告	<p>事業概要 　　平成29年度に北大路駅2番線と今出川駅1番線に車掌用ＩＴＶモニタの増設を完了した。</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 　　30年度予算額：21,000千円 　　29年度予算額：22,000千円</p>	

«事業名» 車両扉指詰警告テープの設置		新規・充実・ 継続
«担当課» 交通局高速鉄道部運輸課・高速車両課		
«事業の概要» 近年発生件数が増加傾向にある扉の指詰め事故防止策として、烏丸線・東西線の全車両の扉の端の全面にテープを貼り、より目立たせることで、お客様への注意喚起の強化を図る。		
«事業の開始時期» 平成29年度		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 お客様の指詰め事故防止策として、烏丸線・東西線の全車両の扉の端を、より目立たせることで、お客様への注意喚起の強化を図る。</p> <p>2 内容 烏丸線・東西線の全車両の扉の端にテープを施し、注意を促す。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等）</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 平成29年度に、烏丸線車両全20編成及び東西線車両全17編成についてテープ設置が完了した。</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：一千円 29年度予算額： 9, 123千円</p>	

新規	充実	継続
災害時における外国人支援		
総合企画局 国際化推進室		
事業の概要		
「避難所」に指定されている京都市国際交流会館における防災訓練を開催し，在住外国人，地域住民への啓発を行うとともに，実際に大規模災害が起こった時に「避難所」として十分に機能するよう，市や（公財）京都市国際交流協会職員，地元代表者など避難所開設・運営に携わる者を対象としたマニュアルの整備等により環境を整える。市総合防災訓練にも在住外国人に参加を募り啓発に努める。		
災害時に要配慮者となる外国籍市民が十分な支援を受けることができるよう，災害時通訳翻訳ボランティアを継続的に募集・登録し，必要な研修を実施する等，災害時に外国籍市民を支援する体制を整える。		
事業の開始時期		
平成20年度から創設準備，平成21年度から運営開始		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 日本語を十分に理解することができない外国籍市民も，災害時に日本人と同様の支援を受けることができるよう，体制を整える。</p> <p>2 内容 (1) kokoka避難所宿泊訓練2018の実施 (2) 京都市総合防災訓練への参加 (3) 外国人向けメールマガジン「多言語便利情報」システムの運用…災害時に必要な情報を発信 (4) 国際交流会館避難所運営マニュアルの策定（継続） (5) 災害時通訳ボランティアの募集・登録 (6) 地震・緊急時行動マニュアルの配布…5言語（やさしい日本語，英語，中国語，韓国・朝鮮語，スペイン語）</p> <p><問い合わせ先> 公益財団法人 京都市国際交流協会 事業課</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 近畿地域の国際化協会間の連携について，更に検討を深める。</p>	
平成29年度の実施報告	<p>(1) kokoka防災訓練2017の実施 平成29年6月17日（土）午前11時～午後3時 場所：kokoka京都市国際交流会館 参加者：77名</p> <p>(2) 京都市総合防災訓練への参加 平成29年9月2日（土）実施，参加者数：40名</p> <p>(3) 外国人向けメールマガジン「多言語便利情報」システムの運用…災害時に必要な情報を発信</p> <p>(4) 国際交流会館避難所運営マニュアルの策定（継続）</p> <p>(5) 災害時通訳ボランティアの募集・登録 災害時通訳ボランティア登録数：35人</p> <p>(6) 地震・緊急時行動マニュアルの配布…5言語（やさしい日本語，英語，中国語，韓国・朝鮮語，スペイン語）</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ）</p> <p>30年度予算額： 675千円（公益財団法人京都市国際交流協会予算）</p> <p>29年度予算額： 565千円（公益財団法人京都市国際交流協会予算）</p>	

『事業名』 暴力団排除条例の推進		新規・充実・ 継続
『担当課』 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課		
『事業の概要』		
京都府警察との密接な連携のもと、全庁挙げて暴力団を排除していくとともに、市民や事業者の皆様とともに、暴力団を許さない社会を築くため、京都市暴力団排除条例（以下「条例」という。）の適切かつ効果的な運用を推進する。		
平成30年度の取組計画	1 実施方針	条例に基づき、京都市の事務事業からの暴力団の排除を徹底するとともに、暴力団を許さない社会に向けた啓発活動を実施する。
	2 内容	<p>(1) 条例の運用</p> <p>ア 本市の事務事業からの排除 本市の事務事業に関与する事業者からの誓約書の徵取、京都府警察への照会等、事務事業の性質に応じて段階的に暴力団の排除に係る措置を講ずる。</p> <p>イ 京都府警察との連携による排除措置の実施 京都府警察との連携協定に基づき、京都府警察から排除対象者である旨通知があつた事業者について、庁内において周知し、本市の事務事業から排除するための措置を講ずる。</p> <p>(2) 市民、事業者等に対する暴力団排除に係る広報及び啓発 平成30年6月8日に京都府警察、(公財)京都府暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）等の主催で開催される第87回民事介入暴力対策京都大会及び平成30年「暴力・違法銃器追放」京都府民大会を後援し、市民、事業者等への啓発を図る（実施済）。</p>
平成29年度の実施報告	事業概要	<p>(1) 条例の運用</p> <p>ア 本市の事務事業等からの排除 イ 京都府警察との連携による排除措置の実施</p> <p>(2) 市民、事業者等に対する暴力団排除に係る広報及び啓発 ア 平成29年「暴力・違法銃器追放」京都府民大会（平成29年11月1日）の後援 イ 啓発物品の作成及び配布</p>
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額：460千円 29年度予算額：759千円 ※ 暴追センターに対し、別途2.1億円の出資金を出えんしている。	

《事業名》 多言語通訳体制		新規・充実・ 継続
《担当課》 消防局 警防部 情報指令課		
《事業の概要》 外国人観光客や留学生等、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対する災害対応を円滑に行う。		
《事業の開始時期》 平成25年10月開始		
平成30年度の取組計画	<p>1 実施方針 日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対し、災害現場活動を円滑に行うため、多言語通訳サービスを実施する。</p> <p>2 内容 119番通報時及び災害現場活動時において5箇国語通訳（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語及びポルトガル語）を実施する。</p> <p>3 取組の重点（前年度からの充実内容等） 上記のとおり</p>	
平成29年度の実施報告	<p>事業概要 日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対する災害対応（119番通報時や災害現場活動時）を円滑にするため、24時間365日対応可能な多言語通訳体制を確保し、安心・安全なまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>【平成29年中における活用件数】（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで） 活用総件数 113件（問合せ、間違い等を含む） 119番通報時 73件（英語61件、中国語9件、韓国・朝鮮語2件、スペイン語1件） 災害現場活動時 40件（英語21件、中国語18件、スペイン語1件）</p> <p>【奏功例】 (通報時) バングラディッシュ人の父親からの通報で、子供の急病による救急車の要請であったが、日本語が全く話せなかつたことから多言語通訳（英語）を活用し、早期に場所の特定及び状況の聴取ができた。 (災害現場) スペイン人観光客が寺院境内で転倒負傷したもので、スペイン語のみでの会話であったため多言語通訳を活用し、早期に主訴等が聴取でき、迅速な病院搬送ができた。</p>	
予算額	<p>予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額： 864千円 29年度予算額： 662千円</p>	

《事業名》 防災行動マニュアルの運用支援		新規	充実	継続											
《担当課》 消防局 予防部 市民安全課															
《事業の概要》															
各自主防災会において策定された防災行動マニュアル（地震、水災害、土砂災害等の大規模災害時における行動内容等が具体的に記載された防災行動計画）を運用するにあたり、情報提供や助言等、運用に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る。															
《事業の開始時期》 平成27年6月～															
平成30年度の取組計画	1 実施方針	策定した防災行動マニュアルに基づき、自主防災組織及び地域住民が、大規模災害時に的確な避難行動及び防災活動等を実施し、被害の軽減を図ることで、災害に強い「安心都市・京都」の実現を目指す。													
	2 内容	各自主防災会において、策定されたマニュアルに基づく訓練（総合防災訓練等）を実施し、当該訓練を通じて防災活動や避難行動を検証し、必要に応じて見直しを行う。 また、水災害編のマニュアルについては、京都市防災マップの改訂に伴い、各自主防災会において想定浸水深や指定緊急避難場所等を確認し、必要に応じて内容の修正を行う。													
	3 取組の重点（前年度からの充実内容等）	策定された自主防災会の防災行動マニュアルに基づき、市民が各世帯の防災行動（地震、水災害、土砂災害時に取るべき避難行動）について記載し、平常時から目のつくところに貼付するためのシールを追加調製し、各戸配布等することにより、災害発生時の防災行動を周知するもの。													
平成29年度の実施報告	事業概要	(1) 各自主防災会で策定対象となっている全てのマニュアルの策定を完了した。													
	(2) 策定状況（平成30年3月末現在）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>地 震</th><th>水 災 害</th><th>土 砂 災 害</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定対象学区</td><td>227</td><td>180</td><td>78</td></tr> <tr> <td>策 定 完 了</td><td>227</td><td>180</td><td>78</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 水災害は任意で策定する学区（6学区）含む。</p>				地 震	水 災 害	土 砂 災 害	策定対象学区	227	180	78	策 定 完 了	227	180
	地 震	水 災 害	土 砂 災 害												
策定対象学区	227	180	78												
策 定 完 了	227	180	78												
予算額	予算額（千円未満切上げ） 30年度予算額： 2,100千円 29年度予算額： 8,388千円														